

---

# 春日井市地域防災計画

---

(地震災害対策計画)

令和7年修正

春日井市防災会議

# 目 次

## 第 1 編 総目次

第 1 章 計画の策定方針	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の内容	2
第 3 節 計画の運用	2
第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第 1 節 防災の基本理念	4
第 2 節 重点を置くべき事項	5
第 3 章 防災機関等の役割分担	7
第 1 節 防災機関等	7
第 2 節 市民及び事業所	15
第 3 節 地域防災組織	17
第 4 節 防災協働社会の形成	18
第 4 章 地震災害の危険性と被害特性	20
第 1 節 自然条件	20
第 2 節 社会条件	23
第 3 節 既往地震	24
第 4 節 想定地震	25

## 第 2 編 災害予防計画

第 1 章 災害に強い防災体制の確立	27
第 1 節 防災体制の整備	27
第 2 節 防災活動体制の整備	31
第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備	37
第 4 節 非常用物資の備蓄	40

第5節	消防救急体制の整備	43
第6節	応急医療体制の整備	46
第7節	緊急輸送体制の整備	47
第8節	広域応援派遣体制の整備	48
<b>第2章</b>	<b>市民の防災行動力の向上</b>	<b>49</b>
第1節	防災意識の高揚	49
第2節	学校等における防災教育及び安全対策	51
第3節	自主防災組織の推進	54
第4節	防災ボランティアとの連携	56
第5節	要配慮者の安全対策	58
第6節	企業防災の促進	63
第7節	帰宅困難者対策	66
<b>第3章</b>	<b>災害に強い都市の形成</b>	<b>68</b>
第1節	防災まちづくりの推進	68
第2節	都市基盤整備の推進	77
第3節	防災対策施設の整備	86
第4節	防災協働社会の形成推進	95
<b>第4章</b>	<b>地震災害の防止に関する調査研究</b>	<b>97</b>
<b>第5章</b>	<b>南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>	<b>98</b>
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の 対応	98
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された 場合の対応	98
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された 場合の対応	101

## 第3編 災害応急対策計画

<b>第1章 応急活動組織</b> .....	<b>103</b>
第1節 活動組織の設置 .....	103
第2節 広域応援等の要請及び受入れ .....	111
第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ .....	118
第4節 ボランティアとの連携 .....	120
<b>第2章 情報の収集及び伝達</b> .....	<b>123</b>
第1節 通信連絡体制 .....	123
第2節 地震情報等の収集及び伝達 .....	125
第3節 被害情報の収集及び伝達 .....	127
第4節 市民への広報及び相談窓口 .....	138
<b>第3章 消防・救助活動</b> .....	<b>141</b>
第1節 消防活動 .....	141
第2節 救助活動 .....	144
第3節 広域応援の要請 .....	146
第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 .....	148
<b>第4章 救援及び救護</b> .....	<b>150</b>
第1節 避難 .....	150
第2節 給水 .....	158
第3節 食糧 .....	160
第4節 生活必需品 .....	163
第5節 医療 .....	166
第6節 住宅の確保 .....	170
第7節 防疫 .....	176
第8節 遺体の処理 .....	177
第9節 緊急輸送 .....	179
第10節 帰宅困難者対策 .....	182

<b>第5章 要配慮者対策</b> .....	<b>184</b>
第1節 支援対策 .....	184
第2節 要配慮者への対応 .....	185
<b>第6章 都市施設の応急対策</b> .....	<b>187</b>
第1節 公共施設 .....	187
第2節 ライフライン .....	189
<b>第7章 交通対策及び災害警備</b> .....	<b>195</b>
第1節 交通障害物の撤去 .....	195
第2節 交通規制 .....	199
第3節 災害警備 .....	201
<b>第8章 廃棄物対策</b> .....	<b>203</b>
第1節 ごみ・し尿対策 .....	203
第2節 がれき対策 .....	206
<b>第9章 教育対策</b> .....	<b>209</b>
第1節 学校教育の早期再開 .....	209
第2節 社会教育及び文化財 .....	211
<b>第10章 災害救助法の適用</b> .....	<b>212</b>
<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	
<b>第1章 市民生活安定のための緊急措置</b> .....	<b>215</b>
第1節 罹災証明書の交付等 .....	215
第2節 義援金、災害弔慰金等 .....	216
第3節 住宅等対策 .....	217
第4節 市税の徴収猶予、減免等 .....	218
第5節 復旧に係る資金融資 .....	219
<b>第2章 復興体制</b> .....	<b>220</b>
<b>第3章 公共施設の災害復旧計画</b> .....	<b>222</b>

第4章 震災復興都市計画決定手続き	226
第5章 暴力団等への対策	228

## 計画資料

資料1 気象庁震度階	229
資料2 マグニチュード (M) と地震の程度	232
資料3 著名な大地震	234
資料4 地震予知	238
資料5 東海地震に関する事前対策	239
資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌	258
資料7 地震・津波被害の予測及び減災効果	265
資料8 春日井市の被害量等	269
資料9 南海トラフ地震に関連する情報	270

# 第 1 編 総則

## 第 1 章 計画の策定方針

### 第 1 節 計画の目的

#### 1 地域防災計画

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、地震災害に対処するため、春日井市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

#### 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

##### (1) 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を「第 2 編」及び「第 3 編」で定めるものとする。

## (2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されている。

## 第2節 計画の内容

この計画は、春日井市において想定される地震災害に関して、次の事項を定める。

### 1 総則

計画の目的、運用、防災機関等の役割分担、地震災害の危険性と被害特性等、地震災害対策の基本方針

### 2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが可能な安全都市づくりを推進するための計画

### 3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画

### 4 災害復旧・復興計画

災害復旧の実施に当たっての基本方針

## 第3節 計画の運用

### 1 計画の修正

この計画は、災対法第42条（市町村地域防災計画）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、当該計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

### 2 他の計画との関係

- (1) この計画は、春日井市の地域に係る地震災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務

計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、春日井市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- I 市民の生命を最大限守る
- II 地域及び社会の重要な機能を維持する
- III 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- IV 迅速な復旧復興を可能とする

### 3 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。

## 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

### 第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「第4章 地震災害の危険性と被害特性」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

#### 1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策も可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

#### 2 災害応急対策段階

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被

害規模の把握を、それぞれ早期に行う。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

## 第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

### 1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

### 2 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

### 3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

### 4 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難等を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

### 5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

### 6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

### 7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

## 第3章 防災機関等の役割分担

### 第1節 防災機関等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

#### 1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
春日井市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する組織の整備</li> <li>2 防災に関する調査研究、教育、訓練の実施及び防災思想の普及</li> <li>3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>4 防災に関する施設、設備の整備及び点検</li> <li>5 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策</li> <li>6 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</li> <li>7 消防団、自主防災組織の育成強化及びボランティアによる防災活動の環境整備</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）</li> <li>2 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）の実施</li> <li>3 避難の指示</li> <li>4 水防活動、消防活動その他の応急措置</li> <li>5 被災者の救援、救護その他の保護</li> <li>6 被災児童及び生徒に対する応急教育</li> <li>7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置</li> <li>8 公共土木施設、農地及び農業用施設等の応急措置</li> <li>9 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持</li> <li>10 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の支援</li> <li>2 公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧</li> </ol>

		11 緊急通行車両の通行を確保するための道路啓開	
--	--	--------------------------	--

2 県及び県関係機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
愛知県	1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策 2 消防、救助、その他防災に関する施設及び設備の整備 3 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 4 防災教育、防災訓練及び防災思想の普及 5 消防団、自主防災組織の育成強化及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時における公共土木施設の巡視及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。） 2 避難の指示の代行 3 避難の指示の市への助言 4 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 5 救助法に基づく被災者の救助 6 地震防災応急対策の指示又は応援の指示 7 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 市の実施する消防活動及び水防活動に対する指示並びに調整 9 被災児童・生徒等に対する応急教育 10 緊急通行車両等の確認証明書の交付 11 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあつせん 12 自衛隊の災害派遣要請 13 防災ヘリコプター等による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動	1 市の実施する災害復旧活動の支援 2 被災者生活再建支援金の支給事務 3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		14 市の実施する被災建築物及び宅地の応急危険度判定活動に対する支援及び調整並びに応急仮設住宅の設置 15 緊急通行車両の通行を確保するための道路啓開	
愛知県尾張県民事務所	—————	1 災害に関する情報の収集伝達 2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 3 緊急通行車両等の確認証明書の交付	—————
愛知県尾張建設事務所	公共土木施設の新設及び改良	公共土木施設に対する応急措置	公共土木施設の災害復旧
愛知県春日井保健所	—————	災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置	—————
愛知県尾張農林水産事務所	農地及び農業用施設の新設及び改良	農地及び農業用施設に対する応急措置	農地及び農業用施設の災害復旧
愛知県春日井警察署	1 災害時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備 3 他の機関の行う地震防災応急対策に対する協力	1 被害実態の早期把握と情報の伝達 2 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 3 避難の指示又は警告及び誘導 4 人命救助 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視 6 災害時における交通秩序の保持 7 警察広報 8 災害時における犯罪の取締り 9 緊急輸送確保のための車両通行禁止及び制限 10 他の機関の行う災害応急対策に対	—————

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		する協力 11 緊急通行車両等の確認及び確認証明書 明書の交付	

### 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	1 所管施設の耐震性の確保 2 災害応急復旧用資機材の備蓄等の推進 3 防災訓練の実践的な方法での実施 4 公共土木施設等の被災状況モニター制度及び防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用 5 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 3 緊急通行車両の通行確保のための関係機関との調整、及び道路啓開	1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策 2 防災関係機関との密接な連絡体制の確保、協力 3 飛行場の被災に際し、総合的な応急対策及び応急復旧工事の施工
中部管区行政評価局	—	—	特別行政相談活動の実施

### 4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
自衛隊	1 災害派遣に必要な情報の収集及び災害派遣計画の作成 2 災害派遣計画に基づく訓練の実施	1 被害状況の把握 2 人命救助を最優先した即時救援活動 3 民生支援、道路啓開等の応急救護活動 4 堤防、橋梁等の応急復旧など組織的救援活動	—————

### 5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電	1 応急対策を実施	1 災害応急措置の	被災施設及び設備

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
話株式会社	<p>するために必要な公衆通信施設の整備</p> <p>2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</p>	<p>実施に必要な通信設備の優先的利用</p> <p>2 災害時における公衆通信の確保</p> <p>3 気象等警報の市への連絡</p> <p>4 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除</p>	の早期復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置</p>	<p>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</p> <p>2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</p> <p>3 電話サービス契約約款に基づく災害関係電報料金の免除</p>	被災施設及び設備の早期復旧
KDD I 株式会社	—————	<p>1 災害対策本部を設置及び災害応急対策</p> <p>2 災害時における電気通信の確保</p> <p>3 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災機関からの要請による優先的な対応</p>	被災施設及び設備の早期復旧
株式会社NTTドコモ	<p>発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置</p>	<p>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</p> <p>2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用</p> <p>3 災害時における携帯電話の通信確保</p> <p>4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除</p>	被災施設及び設備の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
ソフトバンク株式会社	—————	1 災害時における重要通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達	被災した電気通信設備等の早期復旧
楽天モバイル株式会社	—————	1 災害時における携帯電話の通信確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応 3 災害対策本部を設置し、災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達	被災施設及び設備の早期復旧
独立行政法人都市再生機構	—————	1 危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣 2 賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与 3 応急仮設住宅の建設用地の提供	—————
日本赤十字社（愛知県支部）	1 救援体制の整備 2 救護資材の整備点検	1 避難所の設置に係る支援 2 災害時における医療、助産及び遺体の処理 3 血液製剤の確保及び供給 4 救援物資の配分 5 義援金等の受付及び配分	—————
日本放送協会	1 防災知識の普及に関する報道 2 災害時に備えた放送施設の整備拡	緊急地震速報、気象等予警報、被害状況等の報道	—————

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	充		
日本郵便株式会社	—————	1 被災世帯に対する通常葉書及び郵便書簡の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 救助用の現金書留郵便物等の料金免除 4 お年玉付郵便葉書等寄附金の配分 5 窓口業務の確保 6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除	—————
中日本高速道路株式会社	1 高速道路の改築、維持、修繕及び管理	高速道路の応急対策	被災高速道路の災害復旧
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その他の輸送に直接関係ある施設の保守及び管理 2 旅客の避難及び救護 3 列車の運転規制	1 列車の運転規制 2 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施 3 旅客の避難、救護の実施	被災施設の災害復旧
東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。以下同じ。）	ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置	ガス施設の被害状況調査及び二次災害防止措置の実施	被災ガス施設の災害復旧
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会	—————	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。	—————

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
社、西濃運輸株式会社			
中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社	電力設備の災害予防措置	1 電力設備、施設の被害状況調査及び早期復旧 2 電力不足時の他電力会社との電力の融通	被災電力設備、施設の災害復旧
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	—————	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。	—————

## 6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(一社)愛知県トラック協会	—————	関係機関からの緊急輸送要請への対応	—————
名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
民間放送新聞社	日本放送協会に準ずる。	日本放送協会に準ずる。	—————
(一社)愛知県 L P ガス協会	L P ガス設備の災害予防措置	L P ガス設備の被害状況調査及び二次災害防止措置の実施	被災 L P ガス設備の災害復旧

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
産業経済団体等（農業協同組合、商工会議所、建設協会、管工事業協同組合等）	—————	1 被害状況調査の実施、対策指導及び融資あっせんについての協力 2 市の実施する災害応急活動への協力 3 必要な資機材の借上げ要請に対する協力	—————
医療機関、厚生社会事業団体（市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、病院及び社会福祉関係団体）	—————	被災者の医療、保健、保護対策等についての協力	—————
土地改良区	管理するかんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更	管理するかんがい排水施設の応急対策	被災かんがい排水施設の災害復旧
危険物施設等防災上重要な施設の管理者	管理する施設の災害予防対策	防災管理上必要な措置及び防災活動についての協力	—————

### 様式・資料集 第2 資料 8 防災関係機関

#### 防災関係機関等一覧

## 第2節 市民及び事業所

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民、民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

## 1 市民の果たすべき役割

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。

## 2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、区、町内会、自治会及び自主防災会を中心に地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。地域の実情に即して自主防災組織を結成し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図る。

## 3 事業者の果たすべき役割

企業（地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理体制を強化するとともに、地震災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

## 4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該

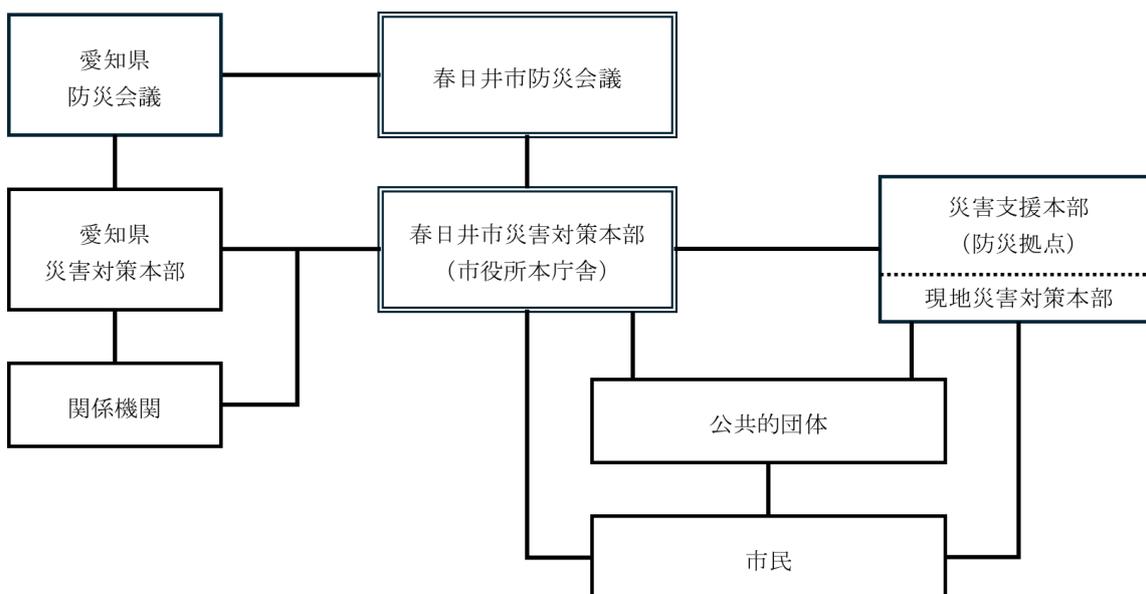
地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 第 3 節 地域防災組織

#### 1 地域防災組織図



#### 2 市における防災組織

##### (1) 春日井市防災会議

春日井市防災会議は、災対法第 16 条（市町村防災会議）の規定に基づいて設置され、春日井市防災会議条例（昭和 38 年春日井市条例第 13 号）により組織運営されるもので、春日井市地域防災計画の作成、災害発生時の情報の収集その他地域防災計画の実施の推進を図る。

##### ア 組織

会長 春日井市長      会長及び委員 50 人以内

##### イ 所掌事務

- (ア) 春日井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (イ) 春日井市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (ウ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

#### ウ 事務局

市総務部市民安全課

#### (2) 春日井市災害対策本部

春日井市災害対策本部は、災対法第 23 の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例（昭和 38 年春日井市条例第 14 号）及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市防災会議と緊密な連絡のもとに春日井市地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

#### (3) 災害支援本部

災害支援本部は、被災地域の防災拠点に設置し、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに地域の独自の災害支援対策を実施する。

#### (4) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに災害地にあつて災害対策を実施する。

### 様式・資料集 第 2 資料 7 市条例等

春日井市防災会議条例

春日井市防災会議運営要綱

春日井市災害対策本部条例

## 第 4 節 防災協働社会の形成

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や援助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の

地震対策においても、個人個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年 4 月 1 日施行）に基づき、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等が一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

## 1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

## 2 対策

### (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

### (2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

## 第4章 地震災害の危険性と被害特性

### 第1節 自然条件

#### 1 地形

本市は、名古屋市の北東に位置し、尾張丘陵と濃尾平野が接する地域にあって、市域を大別すると南西部の低平地及び台地と北東部の丘陵地及び山地に区分される。南は庄内川を挟んで名古屋市と接しており、地形は全般に東高西低の地盤傾斜をしている。

このうち高度の最も低い低平地（沖積低地）は、主に庄内川及び内津川とその支流の大谷川に沿って分布している。南部の庄内川沿いには概ね1.5 kmの幅をもつ広大な帯状の低平地が形成されている。この低平地の北側に沿って階段状の台地（洪積台地）を形成しており、これらの台地は、その南西端では標高12mであるが、北東方向へ高度を増して中央部付近では標高100mとなる。これら西部に分布する台地は南から低位段丘（鳥居松面）、下位段丘（小牧面）、中位段丘（田楽面）及び高位段丘に区分される。中央部付近から東部にかけては、第三紀層の丘陵地を形成している。標高は100～200mで緩い波状の浸食小起伏面を呈するが、宅地造成等が進み原型を止めているところは少なくなった。うぐい川を境として、その東部は地形の様相を一変して、山嶺の標高が380～429mに及ぶ急峻な山地を形成し、愛知県と岐阜県の県境となっている。

#### 2 地質地盤

市域の地盤を構成する地質は、古生層（秩父古生層）、花崗岩類、第三紀層並びに第四紀層の洪積層及び沖積層である。古生層は、東部の山地を構成し、第三紀層の基盤をなして地下全般に分布する。花崗岩類は、古生層中に貫入したと考えられるものが、局所的に露出している。第三紀層は、東部に露出し、全般的には北東から南西へきわめて緩い傾斜で傾き、西部の市街地や農地の下部に潜在分布する。洪積層は、市街地の大部分を占めて最も広く、主に台地及び丘陵地の一部を構成し、高位、中位、下位及び低位段丘堆積層からなり、ほとんど水平に近い状態で分布している。沖積層は、主に庄内川や内津川流域の低平地をなして分布するほか、西部の台地の一部に低平地を形成している。

また、本市では、かつて、一部の地域において亜炭が発掘され、東海地方の繊維産業、陶磁器産業等の今日の産業発展につながる過程における、重要なエ

エネルギー源として活用されていた。このため、亜炭鉱の廃坑が市内の一部に分布している。

#### (1) 基盤岩類

市域の基盤をなす岩類は、古生層とこれを貫く花崗岩類である。古生層は、主に東部の山地に分布し、岩石はチャート、砂岩及び粘板岩からなる。花崗岩類は、東北部の一部に露出しており、いずれも中粒から粗粒の黒雲母花崗岩である。これら古い岩石は、一般に堅硬で地耐力が比較的大きい地盤である。

#### (2) 第三紀層

第三紀層は東北部に広く分布し、瀬戸層群と呼ばれている。全層厚は約140mで、主として砂礫層と粘土、シルト層の互層よりなり、数枚の砂層、火山灰層及び亜炭層が挟まれている。一般的には締まってやや堅硬な地層からなるもので、比較的地震の被害が小さい地盤といえることができる。

#### (3) 洪積層

西部に広がる市街地の大半は、台地状の平坦面で、洪積層によって構成され、形成年代の古いものから順に高位、中位（田楽層）、下位（小牧礫層）及び低位（鳥居松礫層）の段丘堆積層に分かれる。

高位段丘堆積層は、第三紀層の丘陵地の周縁部に分布し、大半は標高40～90mの台地で、南西方向に緩く傾斜している。この層は、かつて旧木曾川水系によって形成された段丘礫層で、チャートを主として石英斑岩、ホルンフェルス、砂岩などの礫を含む。層厚は中央部付近で20m以上を有する。

田楽層は、北西部及び中央部の第三紀層の周辺に分布し、標高34～35mでほぼ平坦である。この層は、砂層を主体とし、層厚は段丘西端部で6mを有しているが、急激に薄くなり1m前後となる。

小牧礫層は、北西部に分布し、標高は東で39m、西で20mと南西方向に緩く傾斜している。この層は、田楽層の堆積後に形成されたもので、主に旧庄内川水系の河成堆積物よりなり、チャート、砂岩が多く、他にホルンフェルスや石英斑岩を混える。層厚は、約10mである。

鳥居松礫層は、小牧礫層の南側に分布し、小牧礫層より一段低い段丘面を構成する。標高は東で約25m、西で10mである。この層は、洪積世末期に旧庄内川水系によって運ばれた堆積層で、チャート、砂岩、ホルンフェルス

などの礫種からなる。層厚は場所により若干変化しているが 15m前後の厚さを示すことが多い。

洪積層は、礫層からなり地震に対してかなり良い地盤とすることができる。

#### (4) 沖積層

沖積層の分布地域は、大別すると南部の庄内川流域、北部の内津川流域の低地、西部の台地開析谷の谷底低地に区分される。このほか、丘陵や台地を開析した多くの小規模な谷底低地が分布しており、沖積層が表層を覆っている。層厚は一般に薄く、最も厚いと考えられる庄内川流域でも最大で5 m前後である。市内各所に分布する小規模な谷底低地は、礫を混入したゆるい粘性土層を主体とし、層厚も2～3 m程度である。

沖積層は、一般的には軟弱な地層からなっており、地震に対して弱い地盤であるといえる。しかし、本市における沖積層の厚さは最も厚い所で5 m未満にすぎないので、濃尾平野の中南部のように沖積層の非常に厚い所と比べると、軟弱な沖積層の悪影響は少ないと思われる。

#### (5) 人口造成地

第三紀層の丘陵地を中心に、高蔵寺ニュータウンを始めとする人工造成地が数多くみられ、沖積面、台地面にも散見される。第三紀層の丘陵地を造成した所では、第三紀層や洪積層の砂礫を用いて切盛りされているため、土質的には比較的安定度が高いとされているが、切盛り高も高く各種構造物（擁壁、法留工又は水路工）も数多く設置されているので、土の締固め度、地下水位の状態などにより不安定な地盤となる場合がある。

#### (6) 断層

市域には、地質・地形の観察から断層と確認されたものは現在のところ存在しない。しかし、岐阜県笠原町から定光寺を走る笠原断層と呼ばれる東西系の断層があり、定光寺の東部で確認されるがそれより西部では明らかでない。

なお、県防災会議(1997)「愛知県活断層アトラス」によれば、笠原断層は、岐阜県土岐市から瀬戸市定光寺付近にかけて分布する長さ 18 kmの活断層で、瀬戸市北部においては確実度はⅠ（活断層であることが確実なもの）であるが、その西端では確実度Ⅱ（活断層であると推定されるが基準地形がないなど決定的な理由がないためⅠよりは確実度が低いもの）となっている。

## 地質、地盤の区分

地質時代名	年 代	地 層 名	
第 四 紀	沖積世	現在～ 1万年前	沖積層
	洪積世	2万年前	低位段丘堆積層（鳥居松礫層）
		2.7万年前	下位段丘堆積層（小牧礫層）
		3.5万年前	中位段丘堆積層（田楽層）
		20万年前	高位段丘堆積層
第 三 紀	500万年前	瀬戸層群・矢田川累層	
中 生 代	7,300万年前	花崗岩類	
古 生 代	25,000万年前	古生層	

出典：「春日井市の地質と地震災害」

昭和 59 年 8 月

名古屋大学名誉教授 飯田汲事

## 第 2 節 社会条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。社会的要因として次の事項があげられる。

### 1 市街地への人口の集中

高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

### 2 生活様式の変化

市民の生活様式の変化により、電気、ガス、水道、下水道、電話等への依存度は急激に高まっている。これらの施設は復旧に時間を要するとともに二次災害の危険性をも含んでいる。また、自動車の増加は交通混乱を引き起し、消火・救急活動の妨げとなり救援活動の障害ともなる。

### 3 地域における相互扶助機能の低下

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりが「自分の家や地域は自分たちで守る」という、自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切で

あり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上のように、急速な社会的条件の変化は、地震による被害を拡大するばかりでなく、被害の様相も多様化し、復旧活動を困難にする要因ともなる。今後は、こうした条件変化に対して最大限の努力を払うとともに、防災意識の普及活動を継続して行っていくことが必要である。

### 第3節 既往地震

愛知県は地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に本市及び周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。

#### 1 海溝型地震：南海トラフ沿いに発生する大地震

##### (1) 1944年12月7日（昭和19年） 東南海地震 M7.9

熊野灘沖を震源地とし、被害は愛知、静岡、三重の三県を始め中部、近畿地方に及んだ。県下で特に被害が著しかったのは、矢作川流域、名古屋市南部とそれにつづく海部郡南部及び半田付近であった。本市での震度は5であったが被害は軽微で、住家の全壊数1、半壊数1、非住家の全壊数2、半壊数2であった。

##### (2) 1946年12月21日（昭和21年） 南海地震 M8.0

紀伊半島沖を震源地とし、被害は中部地方以西の各地にわたった。県内では一宮、津島など尾張西部に被害があり、名古屋では南部と西部にわずかに家屋被害があったが、人の被害は少なかった。

#### 2 内陸型地震：陸地の断層の破壊によって発生する大地震

##### (1) 1891年10月28日（明治24年） 濃尾地震 M8.0

揖斐川上流を震源地とし、被害は濃尾平野、美濃北西部から越前平野に及び、全国にわたって強い地震動を感じた。県内では尾張部の被害が大きく、震度7の所が多かった。濃尾平野の至るところで噴砂、噴泥水がみられ、液化現象が現れた。本市での震度は6であり、被害は、死者5人、負傷者18人、住家の全壊数213、半壊数553、非住家の全壊数491、半壊数667であった。

(2) 1945年1月13日(昭和20年) 三河地震 M6.8

渥美湾を震源地とし、被害は主に愛知県に集中した。幡豆郡、碧海郡、宝飯郡及び額田郡の一部に限られた局地的な地震で、本市での震度は4であり、被害はなかった。

## 第4節 想定地震

本市に被害を及ぼすと考えられる地震には、海溝型地震と内陸型地震があり、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の目標とする想定地震については、次の2つの地震とした。

### 1 海溝型地震

#### (1) 東海地震

駿河湾を震源とし、平成13年の中央防災会議が決定した断層モデルを震源域とするもの。

#### (2) 東南海地震

串本沖から浜松沖までの地域並びにその周辺地域における地殻の境界を震源域とするもの。

#### (3) 東海地震・東南海地震連動

(1)及び(2)の地震の震源域において連動して起こるもの。

#### (4) 南海トラフで発生する恐れのある地震

南海トラフのプレート境界で発生する地震で、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長：阿部勝正東京大学名誉教授)において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震として起こるもの。

なお、当地震において、愛知県に対して最も影響が大きいケースについて、平成26年5月30日愛知県防災会議により、「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」を想定した市町村別の建物棟数、人的被害等の被害量が公表された。

資料 「計画資料」資料6「地震・津波被害の予測及び減災効果」

資料7「春日井市の被害量等」

### 2 内陸型地震

内陸型地震の発生の危険性や予知等は困難であり、想定地震を特定すること

は適当でないので、目安として、近隣の活断層で大規模地震が発生した場合で、震度が6強から7程度の地震を想定した。

## 第2編 災害予防計画

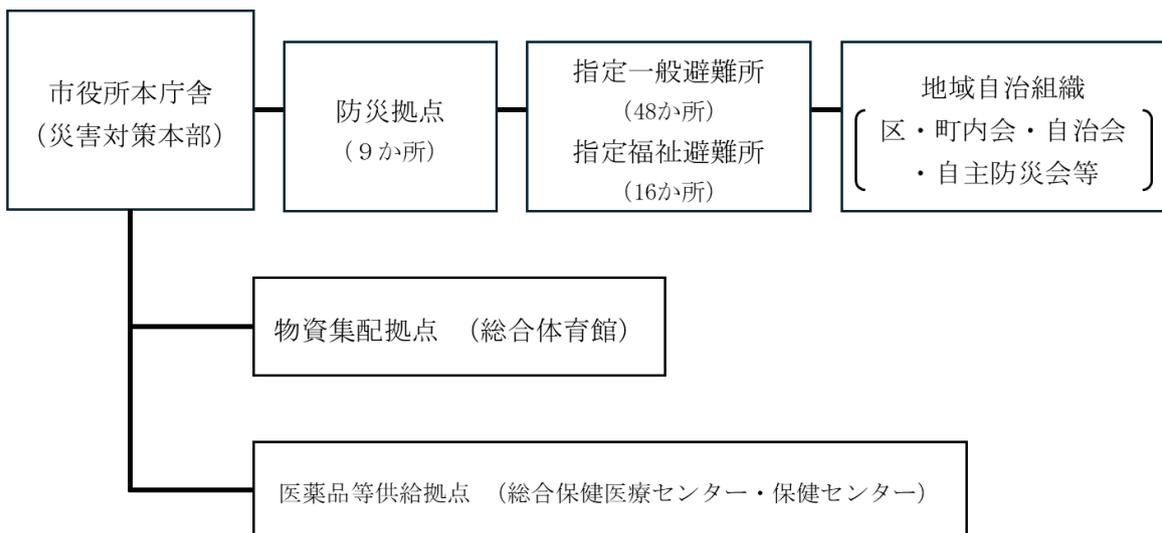
### 第1章 災害に強い防災体制の確立

#### 第1節 防災体制の整備

地震災害時における市役所本庁舎への機能の集中、また、それに伴う機能麻痺を排し、地域ごとに初動態勢を確保した自立的な災害対応が速やかに行えるよう、活動の拠点となる施設の役割及び機能を明確にした防災地域システムを整備する。

##### 1 防災地域システム

全市域を統括する市役所本庁舎を中心として、防災拠点、指定一般避難所及び指定福祉避難所、地域自治組織等を結ぶ次のネットワークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。



##### 2 施設の役割及び機能

###### (1) 市役所本庁舎

災害時の全市的な中枢として災害対策本部を設置し、総合的な情報の集約、市の意思決定、防災拠点間の調整及び早期復旧・復興の実現に向けた対策活動を行う。

市役所本庁舎は新耐震基準であり被災後も使用できると想定しているが、もし万が一、甚大な被害を受け、使用できなくなった場合の災害対策本部の代替施設について、次のとおり定め、機能を補完するための運用方法等を定める。

順位	施設名	所在地
第1順位	文化フォーラム春日井	鳥居松町5丁目44番地
第2順位	青少年女性センター	鳥居松町2丁目247番地

## (2) 防災拠点

### ア 防災拠点の指定及び圏域

全市域を9の防災圏域に区分し、それぞれの地域に防災拠点を指定する。

圏域は、徒歩又は自転車での移動が可能な概ね半径2kmの日常生活圏とする。

防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定一般避難所 (小学校等)
味美地区	味美ふれあいセンター	味美小、山王小、白山小、勝川小
西部地区	西部ふれあいセンター	春日井小、牛山小、松山小、柏原小、春日井南高
鷹来地区	鷹来公民館	鷹来小、西山小、大手小、春日井西高
東野地区	グリーンパレス春日井	東野小、北城小、松原小、春日井泉高
南部地区	南部ふれあいセンター	小野小、上条小
中部地区	総合福祉センター	神領小、篠木小、八幡小、篠原小、鳥居松小、丸田小、南城中、春日井高、東部中
高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座小、不二小、玉川小、出川小、中部大学
坂下地区	坂下公民館	坂下小、西尾小、神屋小、坂下中
東部地区	東部市民センター	高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、高蔵寺まなびと交流センター、西藤山台運動交流ひろば、岩成台小、岩成台西小、高蔵寺高

### イ 補完施設

防災圏域内の地理的条件、人口等に応じ、防災拠点の役割及び機能分担する補完施設を次のとおり指定する。

防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能
味美ふれあいセンター	知多公民館	指定福祉避難所(要配慮者、長期避難者)
南部ふれあいセンター	第一希望の家 (※)	指定福祉避難所(要配慮者、長期避難者)

防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能
総合福祉センター	福祉作業所 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
坂下公民館	青年の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
東部市民センター	岩成台中学校	避難所の統括・管理等
	保健センター	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
	少年自然の家	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）
	第二希望の家 (※)	指定福祉避難所（要配慮者、長期避難者）

(※) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を受入れ。

#### ウ 防災拠点の役割及び機能

地域的な中枢として災害支援本部を設置し、地域情報の収集、地域的な意思決定、圏域内避難所の統括、管理のほか次の機能を有し、災害対策本部、避難所等と連動して迅速で効果的な応急対策活動を行う。

##### (ア) 情報収集機能

圏域内被害情報の収集、被害概況調査等の実施

##### (イ) 広報機能

災害情報、支援情報、ライフラインの復旧情報等の提供

##### (ウ) 窓口機能

各種証明書の発行、義援金等の交付及び相談窓口

##### (エ) 作業コーディネート機能

ボランティア、応急医療・巡回医療、応急危険度判定等の支援調整

##### (オ) 物資配給機能

食糧、飲料水、救援物資等の受け入れ及び配付

##### (カ) 代替ライフライン機能

仮設トイレの設置及びガス設備の臨時供給の確保

##### (キ) 応急医療機能

救護所の開設及び巡回医療・保健相談の実施

##### (ク) 事務処理機能

避難所の統括管理、応急対策に関する事務処理等

(ケ) 指定福祉避難所機能

要配慮者及び長期避難者の受入

(コ) 復興まちづくり支援機能

建築相談の実施及び復興まちづくりの協議の場・情報の提供

(3) 物資集配拠点

総合体育館を物資集配拠点に指定し、県及び他の自治体等からの救援物資を受け入れ、各避難所等へ搬送する物資集配機能を有する。

(4) 医薬品等供給拠点

総合保健医療センター及び保健センターを医薬品等供給拠点に指定し、医療用救援物資を受け入れ、供給の機能を有するとともに、応援救護医師等の宿泊施設とする。

(5) 指定一般避難所

尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、西藤山台運動交流ひろば、中部大学と南城中学校、東部中学校、坂下中学校、春日井高等学校、春日井西高等学校、高蔵寺高等学校、春日井南高等学校及び春日井泉高等学校を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。

ただし、東部中学校、坂下中学校、春日井高等学校、春日井西高等学校、高蔵寺高等学校、春日井南高等学校及び春日井泉高等学校は二次開設避難所と位置づけ、次の目安に基づき必要と判断された場合に開設する。

- ・ 他の指定一般避難所が使用不能や収容限界を超過したとき
- ・ 他の指定一般避難所の居住面積を拡充したとき
- ・ 乳幼児世帯、女性専用、感染症の隔離等により開設が必要となったとき

(6) 指定一般避難所の補完施設

南城中学校、東部中学校、坂下中学校及び尾東中学校を除く市内 12 の中学校は、指定一般避難所の補完施設とし、指定一般避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定一般避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。

(7) 指定福祉避難所

9の防災拠点及び指定福祉避難所機能を有する7の補完施設を指定福祉避難所として指定し、地域に密着した要配慮者対策活動を行う。

#### (8) 救護所

防災拠点、休日・平日夜間急病診療所及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。

### 3 地域との連携

災害発生時は、行政のみでの対応には限界があり、災害直後の要配慮者対策、避難所の運営等では区・町内会・自治会を単位とする地域組織、自主防災組織等との連携が必要である。

日常的な地域活動を通じて、災害に強い地域づくりの実現を目指すため、防災に関する講話等により、地域の人材の育成に努め、市民の役割、責任分担の周知、災害後の自主的な対応など防災意識の啓発に努める。

## 第2節 防災活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策等の防災活動を行うための組織及び体制の整備を図る。

### 1 業務継続計画の策定

(1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

イ 市役所本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

## カ 非常時優先業務の整理

### 2 動員計画及び緊急連絡網の策定

防災計画は、個々の災害対策要員の配備態勢及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務時間外についても、緊急連絡網を定め迅速な防災活動体制を確保する。

### 3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

### 4 人材育成及び防災訓練の実施

#### (1) 人材の育成等

ア 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、技術の習得を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

## (2) 防災訓練の実施

市は、関係機関と合同で総合防災訓練等を実施し、これら関係機関との連携を強めるとともに市民に地震災害の危険性について啓発し、災害予防意識の高揚を図る。

あわせて、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

また、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。

このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するよう努める。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。訓練後は訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

## ア 総合防災訓練

自衛隊、警察、ライフライン関係を始めとすることができる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民及び自主防災組織等と合同して、南海トラフ地震等の大規模地震による広域的な被害を想定した総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛

り込むなど、より実践的な内容となるよう努め、避難、救護救出、消火、情報伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化・対応行動の習熟を図る。

#### イ 防災拠点訓練

防災拠点において、拠点参集職員による防災訓練を実施し、行動マニュアルに基づいた災害時の初動態勢、避難所の開設、運営方法等の習得を図る。

#### ウ 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

### 5 広域応援・受援体制の整備

#### (1) 応援要請手続きの整備

県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、次のとおりの受援体制の整備に努めるものとする。

#### ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のための適切な空間の確保に配慮するものとする。

#### イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠

点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

#### ウ 訓練等の実施

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### (2) 応援協定の締結等

#### ア 相互応援協定の締結

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合においても速やかに災害対応を実施するため、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を自治体や関係団体と締結している。

今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

#### イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### ウ 民間団体等との協定の締結等

災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する

こと。

(3) 緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(4) 広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(5) 広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(6) 自衛隊との連携強化

平常時から総合防災訓練等を通じて連携を深め、災害時における応援体制の確立を図る。

(7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を参考に、「春日井市災害時受援計画」に基づいた受援体制を確保する。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

**様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況**

6 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物

資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

## (2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

## (3) 物資の輸送拠点

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

## 第3節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、情報連絡体制の多重化など、通信施設の防災構造化を図る。また、大規模災害時の有線途絶を想定して、無線通信施設の整備拡充を図る。

### 1 情報連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

(2) 無線通信施設

ア 無線通信施設として整備されている市防災行政無線、消防無線、県防災行政無線及び関係機関の専用無線の拡充及び有効利用を図るとともに、新たな地域防災無線システムの整備を推進する。

イ 災害対策本部、防災拠点、避難所等との無線通信ネットワークの整備を図る。

ウ 車載型無線機及び携帯型無線機の増設を図る。

エ 無線施設の定期点検を実施するとともに、平常時についてもこれらの施設を有効に活用する。

オ 災害時の通信混乱に備え、「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線団体との連携体制の整備を図る。

(3) 有線通信施設

ア 災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。

イ 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。

ウ 文書連絡のファクシミリの活用、携帯電話及び衛星携帯電話の整備の充実に努める。

(4) 県震度情報ネットワークシステムの活用

市役所本庁舎敷地内に設置されている県の計測震度計の情報は、地震発生時の配備態勢に活用し、情報連絡体制の整備を図る。また、観測機器の維持

管理に努める。

#### (5) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るように努めるものとする。

### 2 市民への広報体制の整備

(1) スピーカー等の広報装置を積載した公用車を充実し、市民への確実な広報に努める。

(2) 地上デジタル放送やCATV等の地域密着型メディアと連携し、地域の災害情報をリアルタイムで市民に伝達できるよう災害放送の役割の明確化を図る。

(3) 広報誌、広報号外、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ファクシミリ等、複数のメディアを組み合わせた情報発信機能の整備充実を図る。

(4) 要配慮者に対する情報提供体制の整備に努める。

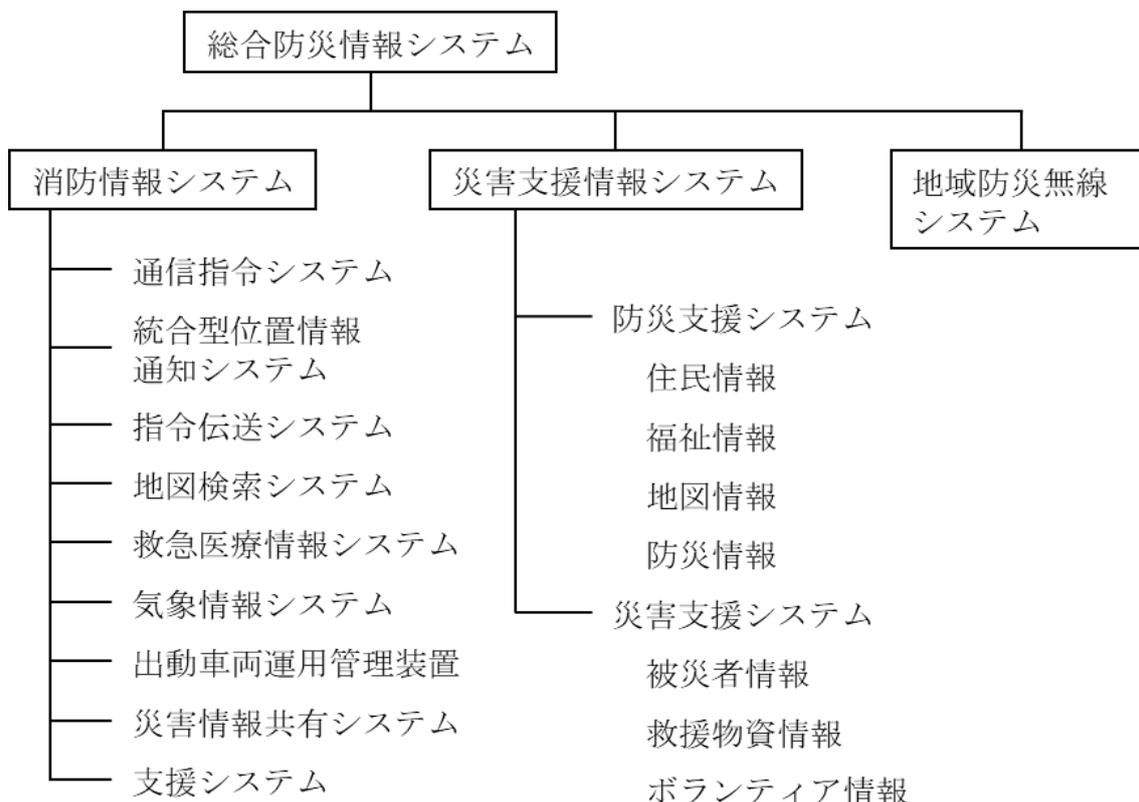
(5) 市外へ避難した市民に対して、インターネットや携帯メールによる復旧情報が提供できるよう体制の整備を図る。

(6) 市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

### 3 総合防災情報システム

被災者への支援を迅速に実施するため、防災無線システムを整備するとともに、各種の情報をデータベース化した災害支援情報システムを構築し、消防情報システムとの連携を図り総合防災情報システムの整備に努める。また、地図情報との連携を図ることにより、被害状況を正確に把握し、支援対策や復旧・復興計画に活用する。



## 第4節 非常用物資の備蓄

災害に対する非常用物資の備蓄として、各家庭における個人備蓄、行政備蓄及びスーパーマーケット等における流通備蓄体制を整備する。

### 1 飲料水

#### (1) 個人備蓄

ア 各家庭においては、災害に備えて3日以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等に貯水する。

イ 市は、災害時井戸水提供の家の指定を積極的に進め、常に水質について把握し生活用水として活用する。

ウ 市は、各家庭における雨水の貯水及び利用を積極的に進める。

#### (2) 行政備蓄

ア 容器入り飲料水を備蓄する。

イ 可搬式浄水器等を活用し、プール水等を飲料水として利用する。

#### (3) 流通備蓄

災害時に飲料水を供給できる事業者と協定を締結し、飲料水の確保を図る。

### 2 食糧及び生活必需品

#### (1) 個人備蓄

各家庭においては、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の食糧及び生活必需品を備蓄する。

## (2) 行政備蓄

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

さらに、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

ア 非常用として、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づく当市における想定避難者数(15,000人)の3食×3日分の食糧を備蓄する。

イ 指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。

食糧	アルファ米、クラッカー、飲料水、乳児用粉ミルク等
生活必需品	充電式ラジオ、救急セット、毛布、紙オムツ、しきり板、懐中電灯、組立水槽、ブルーシート、仮設テント、液晶テレビ、携帯電話充電器、カイロ等

(3) 流通備蓄

災害時に物資を供給できる事業者と協定を締結し、食糧及び生活必需品の確保を図る。

3 防災用資機材

- (1) 自主防災組織に対して、防災用資機材を貸与する。
- (2) 指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。

防災用資機材	発電機、投光機、LEDランタン、延長ケーブル、自転車、防災無線、リヤカー、ハンドマイク、スコープ、ツルハシ、バール、ヘルメット、特設公衆電話等
--------	---

4 防疫・衛生用資機材

- (1) 消毒用の薬剤など防疫・衛生用資機材を備蓄する。
- (2) 指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。

防疫・衛生用資機材	マンホールトイレ（下水道供用区域内）、テント付き簡易組立トイレ、マスク、消毒液、感染症対策資器材
指定福祉避難所に備蓄	要配慮者用簡易組立トイレ、オストメイト専用簡易組立トイレ

5 備蓄品等の管理

指定一般避難所（二次開設避難所を除く）、指定福祉避難所等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

## 第5節 消防救急体制の整備

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、防火意識の高揚、消防体制の強化充実、危険物施設の保安対策に努める。

### 1 大規模火災における消防体制の整備

#### (1) 出火の防止対策

##### ア 消防本部

消防本部は、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い、維持管理等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。

##### イ 防火管理者

防火管理者は、当該防火対象物の消防計画を作成し、消火、通報、避難等の訓練を定期的実施するほか、消防用設備の機能維持及び火気使用設備の安全管理を行う。

##### ウ 防災管理者

防災管理者は、当該対象物の防災に関する消防計画を作成し、自衛消防組織による避難訓練等を定期的実施するほか、地震等発生時に想定される被害の軽減に努める。

##### エ 自主防災組織等

区、町内会、自治会の自主防災組織、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等各種団体は、防災訓練及び家庭の防火診断等の機会をとらえて、消火器具等の取扱いの訓練を実施する。

##### オ 建築同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、増改築に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、建築同意制度の効果的な運用を図る。

#### (2) 常備消防力の強化

市における常備消防力は、1消防本部、1消防署及び5消防出張所体制で、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し災害に備えている。今後とも、消防体制の拡充強化に努めるとともに、近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備等、大規模災害に対する広域消防体制の整

備に努めるものとする。また、災害時に消防力を最大限に発揮するため、平常時において警防計画に基づく訓練を実施し、常備消防力の強化を図る。

## 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

### 消防本部（署）・消防団保有の消防力

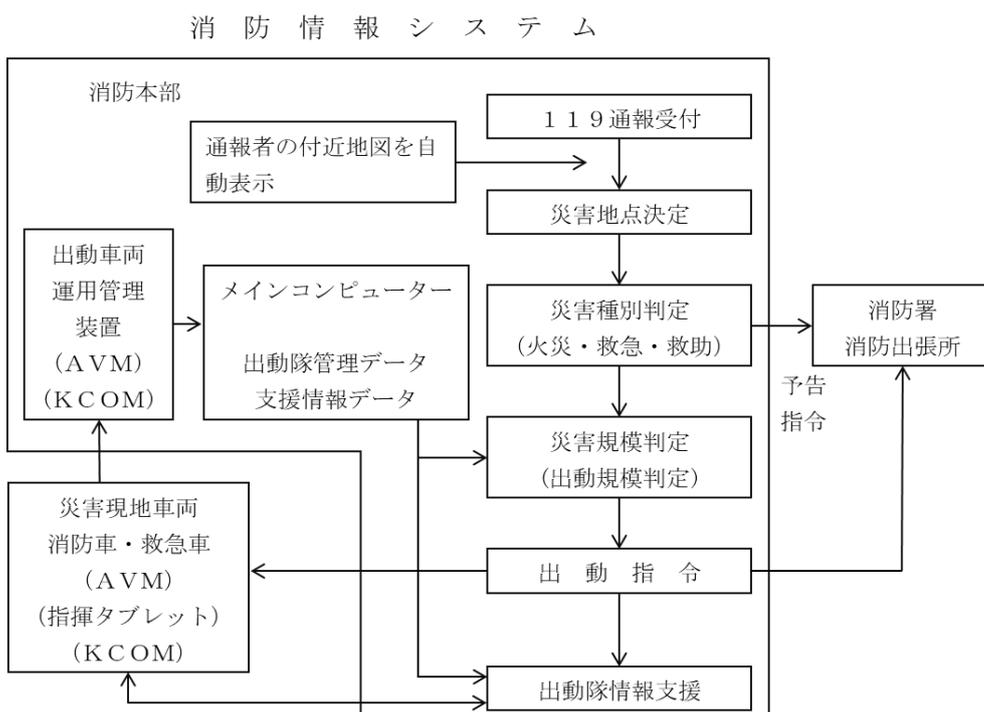
#### (3) 消防団の充実強化

消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。

また、大規模災害等に備えた充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

#### (4) 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。



## (5) 消防水利の確保

大規模火災に対する防災体制の確立を図るため、消火栓の整備及び耐震性貯水槽の設置を計画的に推進する。また、利用可能な池、井戸、河川等の自然水利の状況について事前に調査する。

### 様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

#### 消防水利

## 2 救急・救助体制の整備

災害時に建物やブロック塀が倒壊したときの救急・救助活動に備え、救出用資機材（エンジンカッター、油圧ジャッキ等）及び応急救護用資機材を消防署等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。

### 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

#### 救助用資機材等

## 3 危険物施設等の予防対策

### (1) 石油類等

ア 石油類等の危険物施設の所有者等は、危険物施設の保全に努めるとともに、施設の耐震性の強化に努める。また、危険物取扱者や保安監督者を定め、危険物及び危険物施設の適正な管理に努める。

イ 危険物取扱者は、知事が実施する危険物の取扱い作業に関する保安講習を受ける。

ウ 消防本部は、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所について、法令に定める技術上の基準に従って適切に維持管理されているかを定期又は随時に査察し、危険物の保安確保を指導する。

### (2) 高圧ガス及び毒物劇物等

ア 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質を取り扱う施設にあつては、それぞれ法令に定める保安上の基準に従って施設の保全に努めるとともに、施設の耐震性の強化に努める。また、保安責任者等を定め、災害時の自主保安体制の確立を図る。

イ 消防本部は、消防法第9条の3に基づき、消防活動阻害物質として定められた高圧ガス、毒物劇物等を使用する施設の実態の把握に努める。

ウ 高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質の取扱施設における火災等の災害に

については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の参考とする。

## 第6節 応急医療体制の整備

災害時における応急医療需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より応急医療体制の整備、医薬品の確保に努める。

### 1 医療体制の整備

#### (1) 大規模医療活動体制の整備

平常時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定め、市医師会等の協力による救護所を防災拠点及び指定避難所等に開設できるよう体制の整備を図る。

#### (2) 後方医療体制の整備

春日井保健所に設置する尾張北部医療圏保健医療調整会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。

なお、搬送が必要な多数の傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等のほか、ボランティア団体による移送手段や燃料及び車両等の確保について連携体制の整備を図る。

#### (3) トリアージ（負傷者選別）

災害で多くの負傷者が出た場合に備えて、既に県下において統一されたトリアージ方法の運用を図る。また、トリアージ等災害医療知識の普及、啓発を図る。

（注）トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者を最優先治療群（赤色）、非緊急治療群（黄色）、軽処置群（緑色）、不処置群及び死亡（黒色）に振り分けることをいう。

### 2 ライフライン確保対策の促進

災害時に、医療機関のライフラインを速やかに復旧確保するための対策を講じる。また、医療機器の固定や薬品棚の転倒防止等必要な措置を講じるよう指導するとともに、給水タンクや非常用電源の耐震化の促進等協力を要請する。

### 3 医薬品等の確保

#### (1) 医薬品

災害時の緊急医療活動に総合保健医療センターの医薬品の在庫を利用する。

また、「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の協力のもと、各会員薬局において、日頃から災害時医療用医薬品の備蓄を行う。

(2) 衛生用品及び常備薬

指定一般避難所(小学校保健室)における備蓄とその拡充を図るとともに、家庭内備蓄を奨励する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等  
医療施設等

## 第7節 緊急輸送体制の整備

災害応急活動を円滑に実施するため、関係機関と協議し、緊急輸送体制を整備する。

### 1 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の確保

県が指定する緊急輸送道路のほか、各防災拠点、物資集配拠点等を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、市内全域の緊急輸送道路のネットワーク化を警察署及び関係機関と協議して確保する。

ア 第1次緊急輸送道路（県指定）

県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災施設（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路（市指定）

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点等を連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。また災害直後の避難路として利用する。

(2) 効率的な緊急輸送のための措置

効率的な緊急輸送を行うために、警察署と協議して必要な看板、交通規制標識等の整備を図る。

(3) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

2 航空輸送

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着陸場所として、市内4か所のヘリポートを指定しているが、今後必要に応じて増設を図る。

様式・資料集 第2 資料 4 防災上必要な施設・設備等

ヘリポート可能箇所

## 第8節 広域応援派遣体制の整備

1 広域応援派遣体制の整備

他の市町村が被災した場合の応援派遣を想定し、必要な派遣体制の整備を図る。

2 救援物資の支援体制

他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必要な支援体制の整備を図る。

## 第2章 市民の防災行動力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

#### 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及

##### (1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、市及び県は、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 地震に関する基礎知識

イ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ 警報等や避難情報の意味と内容

オ 正確な情報の入手

カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識

ク 緊急地震速報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

コ 指定避難所等、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

サ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動

シ 避難生活に関する知識

ス 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

タ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

チ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

ツ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

テ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ト 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

ナ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## (2) 防災に関する知識の普及

防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

イ 地震発生時の心得に関する事項

ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

## (3) 自動車運転者に対する広報

県、市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

## (4) 家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスクや消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

#### (5) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

#### (6) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市及び県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

#### (7) 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第2節 学校等における防災教育及び安全対策

地震等の災害時において、児童、生徒、幼稚園児、保育園児、認定こども園及び小規模保育事業所の園児（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 1 児童等への防災対策

#### (1) 防災組織の整備

学校等においては、災害時の迅速かつ的確な対応を図るため、職員の任務

の分担、相互の連携等について組織を整備する。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童等が任務を分担する場合は、児童等の安全の確保を最優先する。

## (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施

学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

### ア 児童等に対する防災教育

児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。

### イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配付、講習会及び研修会の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養並びに技術の向上を図る。

### ウ 防災思想の普及

P T A等の研修会、各種講座等社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

### エ 防災教育への消防団員等の参画

市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## (3) 防災上必要な計画及び訓練

児童等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

ア 計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの

指導助言を受ける。

イ 災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況及び児童等の発達段階を考慮して、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

ウ 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施し、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

#### (4) 登下校（登降園）の安全対策

児童等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校等で樹立し、平素から児童等及び保護者への徹底を図る。

##### ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、春日井市安全なまちづくり協議会等と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

##### イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童等の安全を図るため、これら建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(6) 施設・設備の点検及び整備

施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努め、これらの改善を図る。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品およびその他の危険物を取り扱う学校にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

### 第3節 自主防災組織の推進

地域における被害の拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの活動、要配慮者への支援、避難所の運営支援など地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。地域での防災活動を効果的に行うため、地域の実情に応じた自主防災組織を全市的に設置し、災害の発生に備えた日頃からの活動の推進を図る。このため、市及び県は、地域住民、施設及び事務所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとし、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要なため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

## 1 組織の育成

市は、講習会、防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、区、町内会、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。

## 2 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動内容

区 分	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達及び広報
消 火	1 出火防止及び初期消火訓練 2 火気使用設備器具等の点検	出火防止及び初期消火
救出及び救護	1 救出及び救護訓練 2 資機材の備蓄及び保守管理 3 地域内の要配慮者の把握	1 救出援護 2 要配慮者への支援 3 救助物資の配分
避難誘導	避難訓練	避難誘導
給食及び給水	給食及び給水訓練	給食及び給水 (避難所運営支援)

## 3 活動に対する市の支援

### (1) 技術指導の実施

市は、自主防災組織のリーダー研修の実施や安否確認訓練を通じ、防災活動の技術的指導及び助言を行うなど組織的活動を支援する。

市及び県は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### ア 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うなどの、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

#### イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

#### ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防団、企業、

学校、防災ボランティア団体、防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。

## (2) 資器材の整備

市は、防災器具庫をはじめ組織的活動に必要な資器材の整備を支援する。

### 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

#### 自主防災組織に対する防災用資器材の貸与

## 第4節 防災ボランティアとの連携

災害時に、広範囲にわたって活動が期待される各種ボランティア団体相互の連携・協力体制を平常時から推進し、活動の支援を行う。

### 1 連携・協力体制の推進

- (1) 市及び県は、市民のボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進する。また、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携・協力や、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動の支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。

市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、NPO・ボランティア関係団体等との間で、被災家屋からの災害廃棄物等、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物等の分別・排出方法等に

係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援したい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

- (2) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害救援ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 2 活動の支援

### (1) 受入体制の整備

ア ボランティアの受入にに必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。

イ ボランティア活動が円滑に行われるよう、防災拠点等に活動できるスペースの確保を図る。

ウ ボランティアコーディネーターのフォローアップに努めるとともに、ボニターが地域ボランティアコーディネーターとしての役割を担うよう、その養成に努める。

エ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

オ 災害救援ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

カ 防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

### (2) 活動の啓発

市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時に

ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、防災訓練等を通じて、普及啓発を行う。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

## 第5節 要配慮者の安全対策

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

### 1 要配慮者

- (1) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知する能力がない者又は困難な者
- (2) 自分の身に危険が差し迫ったとき、それを察知しても救助者に伝えることができない者又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受けることができない者又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報が送られても、それに対して行動することができない者又は困難な者

### 2 避難行動要支援者対策

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及び

その入手方法、名簿の更新に関する事項等について、この計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。

(1) 要配慮者の把握

災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、ひとり暮らし高齢者については、民生委員に調査を依頼し、把握に努めるほか、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障がい児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もあることに留意する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿をもって、これにあてることができる。以下同じ。）を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第

三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### (5) 個別避難計画の作成等

##### ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。併せて、人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意する。

##### イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、区・町内会・自治会、民生委員・児童委員及び支援者とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより、又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思決定により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

#### ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### (6) 避難行動要支援者の移送等

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所等から指定福祉避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練

(1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育やNPO・ボランティア等と連携した防災訓練の実施に努める。

(2) 外国人等に対し、防災パンフレットや各種行事等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

(3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

イ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

### 4 応援協力体制

(1) 災害時における要配慮者の受入施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設等との協力体制を整備する。

(2) 要配慮者の安全を確保するため、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 5 情報連絡体制

要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・児童委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。

## 6 指定福祉避難所の指定

(1) 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(4) 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

## 7 人にやさしいまちづくり

道路の段差の解消など要配慮者に配慮したまちづくりに努める。

## 8 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するた

め、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

- (1) 自衛防災組織体制の整備
- (2) 施設の耐震対策
- (3) 緊急連絡体制の整備
- (4) 防災教育及び防災訓練の実施
- (5) 防災備品等の整備
- (6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 9 災害ケースマネジメント

市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

### 様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

#### 災害時における要援護者等の受入に関する 協定書

## 第 6 節 企業防災の促進

### 1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧さ

せるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

## 2 企業防災の促進

市及び県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

## 3 企業の取組

### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### (2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

また事業者は、屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、並びに避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (3) 防災体制の強化

地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するための体制の整備に努める。

ア 危険物等の管理体制を強化する。

イ 防火、防災に関する講習会への参加等により、従業員の防災意識の高揚を図る。

ウ 事業所内における防災訓練を積極的に実施する。

エ 飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

オ 地域自主防災組織等と積極的に協力して、事業所及び周辺地域の安全を確保する。

#### (4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

#### (5) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

#### (6) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすること意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

### 4 企業防災の促進のための取組

市及び県、商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への

積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び県、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び県、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 第7節 帰宅困難者対策

### 1 帰宅困難者に対する措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(4) 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

## 第3章 災害に強い都市の形成

### 第1節 防災まちづくりの推進

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

#### 1 市街地の整備

##### (1) 面的な整備事業の推進

都市機能の強化や災害に強いまちづくりを図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等による面的都市基盤整備を推進し、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、地域環境の改善や防災機能の一層の向上に努める。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

##### (2) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

「県広域緑地計画」及び「緑の基本計画」に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備について、県とともに積極的に進めていく。

##### (3) 特別緑地保全地区等の指定

都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全していく必要がある。市内では、特別緑地保全地区として、1か所（9.7ha）が指定されている。

##### (4) 防火地域及び準防火地域の指定

建築物の密集地域における火災発生時の延焼防止を図るため、集団的な防火に対する規制として防火地域及び準防火地域の指定を行い、都市防火の効

果を高め、安全な市街地の形成を図る。特に、土地の高度利用を図る地域、主要な避難路の沿道で不燃化を促進する必要のある地域等が指定されるように努める。

#### 防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	防火地域	準防火地域
面 積	38 ha	2,101 ha

#### (5) オープンスペースの活用方法の調整

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

#### (6) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## 2 建築物の安全対策

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

#### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

#### (2) 耐震改修促進計画

ア 耐震改修促進法では、学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならないとしている。

これらの特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の人が利用する

一定規模以上のものについては、必要な耐震診断・改修が行われていないと認めるときは、所管行政庁は必要な指示をすることができることとしており、特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対してパンフレットなどにより普及・啓発をしていくこととする。

イ 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

ウ 市耐震改修促進計画に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

さらに、愛知県耐震改修促進計画において、県指定の緊急輸送道路の沿道に存する建築物であって一定の高さ以上のものを要安全確認計画記載建築物として指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

### (3) 公共建築物の耐震性の確保・向上

公共建築物は、平常は不特定多数に利用され、災害時には避難、救護等の応急活動の拠点ともなるので、特に安全性の確保・向上を図る必要がある。既存公共建築物の耐震性の強化を図るため、緊急度の高いものから耐震診断、耐震改修を計画的に実施するとともに、非構造部材の耐震対策等を行い、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

### (4) 民間建築物の耐震性の向上促進

多数の人が利用する一定規模以上の劇場、集会場、百貨店など不特定多数の市民が利用する特定建築物については、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行う。また、一般の建築物については、補助制度を利用した耐震診断及び耐震改修の奨励や、耐震性に関する意識を高めるため、防災フェアなどの開催時に、建築士会等の協力を得て耐震相談コーナーの設置など啓発に努める。さらに、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会においても、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

### (5) 応急危険度判定体制の整備

建築士会等の協力を得て、民間の応急危険度判定士の養成に努めるととも

に、市職員についても応急危険度判定士講習会やコーディネーターの講習会に参加するなど、応急危険度判定体制の整備に努める。

(6) 屋外広告物、窓ガラス及び外装材の落下防止

屋外広告物及び建築物の所有者等に対しては、地震による落下事故等を防止するため、屋外広告物、窓ガラス及び外装材の安全管理について啓発に努める。

(7) 工作物の耐震性の確保

ブロック塀等の工作物については、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、公道等に面したブロック塀等については、補助制度を利用した撤去を奨励する。

(8) 空き家等の状況確認

市は平常時から、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(9) その他の安全対策

地震による被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止、危険物の安全管理、建物の防火調査、補強など可能な限り危険の排除を図るよう啓発に努める。また、住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは十分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

3 宅地等の安全対策

(1) 宅地等造成行為の指導

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域において、安全な宅地を確保するため、無届行為の監視など法律の適正な運用に努める。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

県は、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定し、市は、これら区

域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。

※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし

(3) 土石流危険溪流等の災害防止

市域の約3分の1は砂防指定地に指定されており、地震後の土砂流出など二次災害の防止に努める。また、砂防指定地内における開発行為については、県と協力して無届行為の監視強化など法律の適正な運用に努める。

(4) 被災宅地危険度判定の体制整備

被災宅地危険度判定士の養成に努め、体制整備を図る。

(5) 宅地危険箇所の耐震化

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(6) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。

#### 4 土砂災害の防止

(1) 土砂災害対策の推進

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、災害発生のおそれのある地域を土砂災害（特別）警戒区域に指定している。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報又は警

報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難指示等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

(3) ハザードマップの作成及び周知

市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害（特別）警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害（特別）警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害（特別）警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

#### (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

##### ア 計画の作成等

###### (ア) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市への報告

###### (イ) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市への報告

##### イ 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

##### ウ 施設管理者等に対する支援

市及び県は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

##### エ 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用し

ている者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 危険地区の定義

危険地区の名称		定義
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
	崩壊土砂 流出危険地区	地形（傾斜、土層深、溪床勾配）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

#### 土砂災害警戒区域等の定義

警戒区域等の名称		定義
土砂災害警戒 区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上部から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別 警戒区域	土石流、急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

#### 様式・資料集 第2 資料 1 防災上注意すべき箇所

土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

山地災害危険地区

土砂災害防止法第8条第1項第4号の施

## 設（土砂災害警戒区域内施設）

### 5 液状化対策の推進

#### (1) 液状化危険度の周知

市は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」及び県が平成 23 年度から平成 25 年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害調査等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

#### (2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

### 6 文化財の保護

#### (1) 文化財の保存（保管）状況の把握

県がクラウド上に作成した「文化財レスキュー台帳」により共有する。

#### (2) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

#### (3) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。

#### (4) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

#### (5) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

#### (6) 防火・消防施設等の設置

貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置により、火災からの防ぎよを図る。

#### (7) 文化財及び周辺環境整備

文化財並びに周辺環境整備を常に実施する。

#### (8) 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当)の事務連絡「重

要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

イ 対処方針の作成・提出

ウ 耐震対策推進の周知徹底

エ 補助事業における耐震予備診断の必須

オ 耐震予備診断実施の徹底

## 7 安全なまちづくり

「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。

## 第2節 都市基盤整備の推進

地震発生時における都市施設の果たす役割は極めて重要である。道路をはじめとする公共施設の整備促進及び耐震性の強化に努め、また、上下水道等ライフラインの安全性及び信頼性の向上を図る。

### 1 公共施設

#### (1) 道路

災害時における円滑な交通、延焼遮断機能を確保するため、道路のネットワーク化を図り、道路の耐震性を強化する。

ア 市域内の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を促進する。

イ 幹線道路は、避難路や緊急輸送路の機能がある道路として重点的に整備し、幅員、構造等について防災上の目的を考慮して計画する。

ウ 国道、県道等の広域幹線道路は、国、県等に要望し、整備の推進を図る。

エ 道路と鉄道の平面交差による交通渋滞に対処するため、耐震性に配慮した鉄道の高架化を促進するよう関係機関に要望する。

オ 災害時の避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路の狭あい部は、拡幅整備による改良を図る。

カ 地震により被害の想定される高盛土箇所や崩壊、軟弱地盤の埋立道路等の把握に努め、順次対策工事を実施する。

キ 県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、耐震改修促進法

に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進する道路として指定する。

ク 市は、春日井市耐震改修促進計画に位置づけた市指定緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の目標については、第1次、第2次緊急輸送道路沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化目標の設定方針に従い、これを達成するよう耐震化を図る。

ケ 市、県及び国は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

## (2) 橋梁等

耐震性の低い橋梁は、順次架替え、補強工事等を実施するなど耐震性の向上を図る。また、横断歩道橋は、国の定める指針に基づき建設されており安全性は高いが、必要に応じて点検等を実施する。

## (3) 公園等

災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意する。

## (4) 河川等

河川管理者は、地震による水害の防止を図るため、関係機関と協力して河川の堤防や護岸等河川構造物の耐震性の向上に努める。

## (5) 鉄道

鉄道事業者は、災害時の旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の事項について対策を講ずる。

ア 鉄道施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備

イ 情報連絡体制の整備

ウ 復旧体制の整備

エ 運転規制、巡回点検等の予防対策の強化

(6) その他の施設

ごみ処理施設等の耐震化に努める。

2 ライフライン施設

(1) 施設の主要目標

ア 施設の代替性及び安全性の確保

災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設、廃棄物処理施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。

イ 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

また、県、電気事業者及び通信事業者が倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際には、市は協力を努めるものとする。

(2) 上水道

ア 施設の耐震化

断水を最小限にとどめるため、老朽配水管の布設替等を推進し、施設の耐震性の強化を図る。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

イ 応急復旧体制等の整備

(ア) 災害時の応急復旧体制の強化を図るため、広域応援体制のほか関係団体とも協定を締結するなど、体制の充実に努める。

(イ) 災害時に備えて防災用資機材の整備に努める。

ウ 応急給水体制の整備

災害時に、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、自己水源、配水池等を活用した応急給水体制を整備し、応急給水活動に必要な資器材の整備に努める。

### (3) 下水道

衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。

#### ア 管渠施設の耐震化

雨水の排除による浸水の防除などのため、地震発生時において、下水道の有すべき機能を維持し、被災した場合にも、早期の機能回復を図り、その影響を最小限に抑えられるよう、管渠施設の耐震化を図る。

#### イ ポンプ場及び終末処理場の耐震化

ポンプ場及び終末処理場の耐震化を図る。今後の施設改修及び新設に際しては、構造計画、基礎地盤等の総合的な検討を行う。また、被害を受けた場合に備え、各処理場の簡易処理などを検討する。

### (4) 電力

中部電力株式会社は、災害時の電力供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

#### ア 施設及び設備の耐震性の確保

#### イ 送配電設備の地中化対策

#### ウ 二次災害防止の啓発

#### エ 防災訓練及び防災教育の実施

#### オ 応急資機材の確保等体制の整備

### (5) 都市ガス

東邦ガス株式会社は、災害時のガス供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

#### ア ガス導管等施設の耐震性の向上

#### イ 緊急操作設備の強化

#### ウ マイコンメーター設置の推進

#### エ ガス漏れ事故等二次災害防止の啓発

オ 防災訓練及び防災教育の実施

カ 応急資機材の確保等体制の整備

(注) マイコンメーターとは、各需要家において、地震やガス漏れなどの異常時に一定の基準により自動的にガスを遮断する設備をいう。

(6) L P ガス

(一社)愛知県L P ガス協会は、災害時のL P ガス供給を確保するため、次の事項について対策を講ずる。

ア S型保安ガスメーター、ガス放出防止器等の設置

イ 業務用設備に対する対震連動遮断装置の設置

ウ 容器転倒防止対策等二次災害防止の啓発

エ 応急資機材の確保等体制の整備

(7) 通信施設

ア 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(ア) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

a 設備の耐震対策

(a) 建物、鉄塔の耐震対策

(b) 通信機械設備の固定・補強等

b 防火・防水対策

(a) 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備

(b) 防水扉・防潮板の設置

- (c) 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- (d) 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底
- c 通信網の整備
  - (a) 伝送路の多ルート化
  - (b) 大都市における洞道網の建設促進及び整備
- d 各種災害対策機器の整備
  - (a) 孤立防止用衛星電話機の配備
  - (b) 可搬型無線機の配備
  - (c) 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
  - (d) 舟艇の配備
  - (e) 防災用資機材の配備
- e 防災に関する訓練
  - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
  - (b) 災害時における通信の疎通訓練
  - (c) 設備の災害応急復旧訓練
  - (d) 社員の非常呼集の訓練
- f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し  
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

(イ) 株式会社N T T ドコモ

株式会社N T T ドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

- a 設備の耐震対策
  - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
  - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火・防水対策
  - (a) 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備

- (b) 防水扉・防潮板の設置
- c 通信網の整備
  - (a) 伝送路の多ルート化
  - (b) 重要通信センタの分散化
- d 各種災害対策機器の配備
  - (a) 移動無線基地局車の配備
  - (b) 移動電源車の配備
  - (c) 非常用マイクロ設備の配備
  - (d) 衛生携帯電話及び携帯電話の配備
- e 防災に関する訓練
  - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
  - (b) 災害時における通信の疎通訓練
  - (c) 設備の災害応急復旧訓練
  - (d) 社員の非常呼集の訓練
- f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
  - 蓄電池、発電装置の長時間化
- g 被災地域への通信の疎通確保対策
  - (a) 災害対策機器による通信の疎通確保
  - (b) 非常用基地局による通信の疎通確保

(ウ) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

- a 設備の耐震対策
  - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
  - (b) 通信機械設備の固定・補強等

- b 防火対策
  - (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
  - (b) 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施
- c 通信網の整備
  - (a) 国際伝送路の多ルート化
  - (b) 国内外代替伝送路の確保
- d 防災に関する訓練
  - (a) 災害予報及び警報伝達の訓練
  - (b) 災害時における通信の疎通訓練
  - (c) 国際通信設備等の応急復旧訓練
  - (d) 社員の非常参集訓練
- e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
  - (a) 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
  - (b) 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
  - (c) 可搬型国際電話ブース配備の検討
- f 緊急連絡手段確保対策
  - (a) 緊急社員呼出しシステム導入の検討
  - (b) アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- g 緊急輸送対策
  - 委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備
- (エ) ソフトバンク株式会社
  - ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。
- a 設備の耐震対策
  - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
  - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火・防潮対策

- (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (b) 防水扉・防潮板の設置
- c 通信網の整備
  - (a) 伝送路の多ルート化
  - (b) 主要な中継交換機の分散設置
  - (c) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- d 防災に関する訓練
  - (a) 災害予報及び警報伝達
  - (b) 非常招集
  - (c) 災害時における通信そ通確保
  - (d) 各種災害対策用機器の操作
  - (e) 電気通信設備等の災害応急復旧
  - (f) 消防
  - (g) 避難と救護
- e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
  - 衛星回線により基地局伝送路の検討
- f 緊急輸送対策
  - 委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

(オ) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- a 設備の耐震対策
  - (a) 建物、鉄塔の耐震対策
  - (b) 通信機械設備の固定・補強等
- b 防火対策
  - (a) 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- c 通信網の整備
  - (a) 伝送路の多ルート化
  - (b) 主要な中継交換機の分散設置
  - (c) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

- d 防災に関する訓練
  - (a) 災害予報及び警報伝達
  - (b) 非常招集
  - (c) 災害時における通信疎通確保
  - (d) 各種災害対策用機器の操作
  - (e) 電気通信設備等の災害応急復旧
  - (f) 消防
  - (g) 避難と救護
- e 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
  - 可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討
- f 緊急連絡手段確保対策
  - コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備
- g 緊急輸送対策
  - 関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(8) 自然エネルギーの利用

ライフライン施設対策として、身近な自然エネルギーを利用した施設整備を検討する。

- ア 雨水を一時貯留して、防火用水及び生活用水に利用する。
- イ 緊急用電源として太陽光発電の利用を推進する。
- ウ 緊急用生活用水として井戸、河川等の水利用を図る。

**様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況**

**災害時における相互連携に関する協定**

**第3節 防災対策施設の整備**

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、活動の拠点となる施設の役割・機能に応じ、必要な設備及び資機材の整備に努める。地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。）による「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。整備にあつては、防災対策事業債を活用するとともに、地震防災対策事業の推進を図るための県費補助金を活用する。

1 市役所本庁舎

- (1) 災害対策本部の機能が円滑に実施できるよう総合防災情報システムの整備

を図る。

- (2) 市役所本庁舎屋上に番号標示を行い、ヘリコプター等からの災害応急活動の効率化を図る。

## 2 防災拠点

- (1) 災害時の機能区分に従い、必要なスペースをあらかじめ定めておく。
- (2) 拠点機能が発揮できるよう防災倉庫を整備し、緊急資機材を備蓄する。

## 3 物資集配拠点・医薬品等供給拠点

- (1) 災害時の機能区分に従い、必要なスペースをあらかじめ定めておく。
- (2) 総合保健医療センターの医薬品等は、災害時に使用するため、在庫の拡充に努める。

## 4 指定避難所等

地震による被害が発生した場合は、地域の公園等の緊急避難場所へ一時的に避難し、可能な限り集団で指定避難所へ避難する。さらに、密集市街地等にある指定避難所に延焼のおそれがあるときは、避難路を経由して広域避難場所等の他の安全な場所へ避難する。そのため、これら避難所の指定及び避難路の選定を行い、整備を図る。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

### (1) 指定避難所等の指定

避難所が被災した市民が一定時間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、小学校等の市民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとし、各施設においては、あらかじめ必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、耐震性、耐火性の確保、バリアフリー化、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保するために、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として、災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。ただし、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

#### ア 指定一般避難所

災害時の避難所として、各小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

#### イ 指定福祉避難所

要配慮者の避難所として防災拠点等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。

#### ウ 指定緊急避難場所

##### (ア) 広域避難場所

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。

##### (イ) 緊急避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。

市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定し、標示板を設置するなど市民に周知する。

#### エ 指定一般避難所及び指定福祉避難所が備えるべき設備

指定一般避難所及び指定福祉避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、

貯水槽、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション及び炊き出し設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

#### オ 避難所の追認

災害時に、複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設等へ避難した場合は、申し出によりその場所を新たに避難所として追認、登録し、指定避難所と同様の支援を行う。

### (2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備

ア 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するとともに、医療、物資保管、ボランティア詰所その他避難所運営に必要なスペースをあらかじめ定めておく。

イ 避難者の生活を確保するための最低限必要な資機材等を計画的に整備するよう努める。

ウ 指定一般避難所及び指定福祉避難所となる施設の耐震強化に努める。

エ 標示板を設置するなどして市民に周知する。

オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。

(ア) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、インターネット機器、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、パソコン、ホワイトボード等

(イ) 運営事務機器の整備：コピー機、パソコン等

(ウ) バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

カ 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

### (3) 避難所の運営管理体制の整備

ア 市は、避難所運営マニュアルを活用し、市民、自主防災組織、ボランティア等が協力して避難所の運営管理が行えるよう、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

ウ 指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

エ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

オ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、住民へ周知徹底する。

カ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

キ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 感染症対策について、平常時から本部事務局、救護福祉部及び避難部が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ケ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

コ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

#### (4) 避難路の整備

ア 各地域と指定一般避難所、指定福祉避難所及び指定緊急避難場所を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。

イ 避難路は、安全なまちづくり活動及び拠点参集訓練を通じて点検を行う。

ウ 河川の水辺空間を避難路として整備し、延焼遮断機能を強化する。

#### (5) 避難に関する広報

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

##### ア 指定緊急避難場所等の広報

指定緊急避難場所や指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の所在地
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路
- (エ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の区分
- (オ) その他必要な事項
  - a 指定緊急避難場所と指定一般避難所及び指定福祉避難所の役割が違うこと
  - b 指定緊急避難場所は災害に応じて指定がなされていること

##### イ 市の避難計画

- (7) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (イ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所への経路及び誘導方法
- (エ) 指定緊急避難場所開放、指定一般避難所及び指定福祉避難所開設に伴う被災者救 援措置に関する事項
  - a 応急給水措置
  - b 給食措置
  - c 毛布、寝具等の支給
  - d 衣料、日用品の支給
  - e 負傷者に対する応急救護
- (オ) 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の管理に関する事項
  - a 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所の秩序保持
  - b 避難者に対する災害情報の伝達
  - c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難者に対する各種相談業務
- (カ) 災害時における広報
  - a 広報車による広報
  - b 避難誘導員による現地広報
  - c 市民組織を通じたの広報

(6) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(7) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在

宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等  
指定避難所等

5 避難行動の促進対策

- (1) 避難情報は空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- (2) 災害情報システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

- (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。また、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- (ア) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難先への立退き避難を基本とし、あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
- (イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと

ウ 指定緊急避難場所、指定一般避難所及び指定福祉避難所滞在中の心得

#### (4) その他

ア 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

イ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### 6 防災施設及び災害対策用資機材の整備

#### (1) 防災用拠点施設の整備促進

市、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。とくに、防災上重要な施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

#### (2) 防災中枢機能の充実

市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電ができるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備並びに通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

#### (3) 消防車両・資機材

大規模地震災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を

実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

#### (4) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化し、通信連絡機能の維持を図る。

また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信等を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

#### (5) 救助施設・設備

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材等について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

## 第4節 防災協働社会の形成推進

### 1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

### 2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、県民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

## 第4章 地震災害の防止に関する調査研究

地震災害は、様々な災害が同時に広域的に多発し、また、その被害状況は地域的な特性を有している。特に、近年では高層ビルの増加、市街地への人口の集中、大規模な宅地開発などの社会的な変化により、災害要因も多様化し危険性も増大している。

こうした状況に対し、これまでに実施してきた調査研究の成果を積極的に防災対策に生かしていくとともに、社会的な変化に対応できるよう、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

- 1 公共施設を中心とした耐震診断の実施
- 2 要配慮者及びボランティアに関する調査研究
- 3 都市の防災化に関する調査研究
- 4 地域別出火危険度及び延焼防止に関する調査研究
- 5 地域別危険箇所等防災マップの作成
- 6 防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するための地籍調査

## 第5章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報の発表の有無にかかわらず、従前から実施している突発地震への備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す目的で、南海トラフ地震臨時情報を活用する。

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、準備態勢をとる。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、第1次非常配備態勢をとる。
- (2) 対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

#### 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュー

ド8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、第1次非常配備態勢を確保する。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

### 4 避難対策等

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインにおいて、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を、事前避難対象地域とし、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、事前に避難することとしているが、本市においては津波浸水想定区域がないため、事前避難対象地域は存在しない。そのため、市民が事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対しては、市が避難所の確保を検討する。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、市民に理解を得られるよう啓発に努める。

### 5 消防機関等の活動

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる対策を定める。また、県は、市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。
- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必

要な体制を確保する。

ア 市内の危険箇所の巡視及び警戒

イ ため池・水門等の操作・点検

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備及び配備等

## 6 ライフライン関係等

水道、電気、ガス、通信及び放送関係事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

## 7 市が管理する施設等に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市役所本庁舎、公民館、ふれあいセンター、図書館、学校等の対策は概ね次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の来所者等への伝達

来所者等がとるべき防災行動を適切に伝えることができるよう事前に検討する。

イ 来所者等の安全確保のための措置

ウ 施設の防災点検、巡視及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 消防用設備の点検、整備

### (2) 公共土木施設等

迅速な道路状況の把握に努め、道路利用者に対する情報提供や、道路啓開の準備等を行う。

また、工事中の建築物その他工作物等については、安全確保上実施すべき措置をとる。

### (3) 対策本部及び災害支援本部設置施設

対策本部及び災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する施設においては、(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとる。

ア 非常用電源の確保

イ 通信手段の確保

ウ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

#### 1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- (2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。
- (3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。

#### 2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意するため、警戒本部体制を確保する。

#### 3 市民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防

災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

## 第3編 災害応急対策計画

### 第1章 応急活動組織

#### 第1節 活動組織の設置 【各部、各施設】

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の応急対策を行うため次の組織を設置する。

また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる現象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

##### 1 市における防災組織体制

- (1) 災害警戒本部
- (2) 災害対策本部
- (3) 災害支援本部
- (4) 現地災害対策本部

##### 2 警戒本部

###### (1) 設置

ア 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、市内で震度4の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、警戒本部を設置する。

イ 警戒本部は、総務部市民安全課に置く。

###### (2) 組織

ア 警戒本部は、総務部長を警戒本部長とした次に掲げる職員をもって構成する。

警戒 本 部 員	本部事務局本部班 <sup>※1</sup>	市民安全課	全職員
	本部事務局動員班 <sup>※1</sup>	人事課	左記の課の主査 職以上2名（う ち管理職1名以 上含む）
	情報管理部報道班 <sup>※1</sup>	広報広聴課	
	避難部 <sup>※1</sup>	教育総務課 いきがい推進課	
	技術部公共土木班 <sup>※1</sup>	道路課	

		河川排水課	全職員
	消防公安部 <sup>※1</sup>	消防救急課	非常招集による
		通信指令課	通常の勤務体制

※1は、災害対策本部の組織である。

イ 各部において、災害警戒対策上必要な場合は、アに規定する者のほか、災害警戒本部と協議の上、その判断に基づき、関係職員を配置、体制の拡充又は縮小をすることができる。

### (3) 所掌業務

警戒本部員は、次の業務を行う。

- ア 情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害発生に対する準備処置に関すること。
- ウ 災害対策本部の設置に関すること。

### (4) 廃止

市長は、次のいずれかに該当するときは、警戒本部を廃止する。

- ア 災害対策本部が設置されたとき。
- イ 災害警戒対策が必要でなくなったとき。

## 3 災害対策本部

### (1) 設置

ア 市長は、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため対策本部を設置する。

イ 対策本部は、市役所本庁舎6階災害対策室に置く。

### (2) 組織及び所掌事務

対策本部の組織及び事務分掌は、「災害対策本部組織図」及び「災害対策本部組織体制・事務分掌」のとおりとする。

### (3) 部長会議

ア 本部長は、災害予防及び災害応急対策の方針を決定するため、副本部長及び部長を招集し、部長会議を開催する。

イ 部長会議の議長は、本部長をもって充てる。

### (4) 廃止

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めると

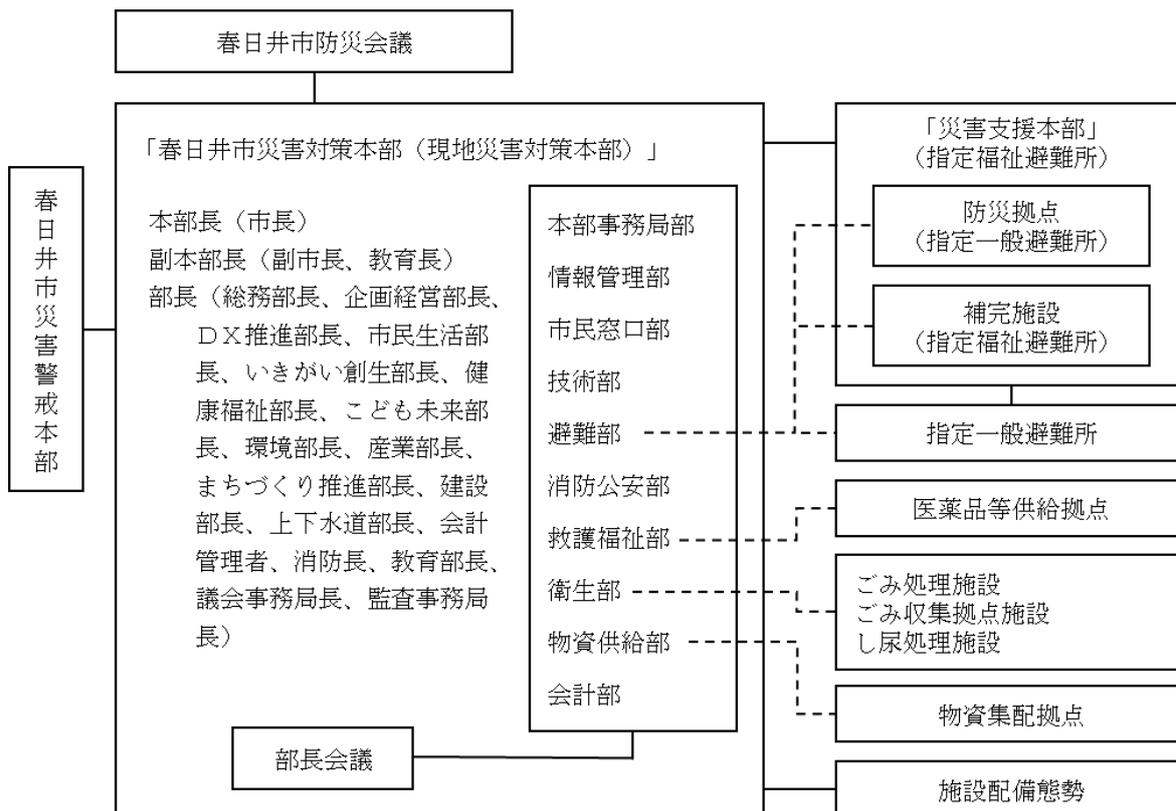
きその他対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、対策本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関にその旨を通知する。

資料 「計画資料」 災害対策本部組織体制・事務分掌（資料5）

災 害 対 策 本 部 組 織 図



設 置 及 び 廃 止 通 知 先

愛 知 県	尾張県民事務所防災安全課	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 FAX 602-1150
	防災安全局 災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510
春日井警察署	警備課	電話 56-0110

※県への通知は県防災情報システムにより行い、システムの不調時は電話又はFAXで通知する。

#### 4 支援本部

##### (1) 設置

市長は、市内で震度5強以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に支援本部を設置する。

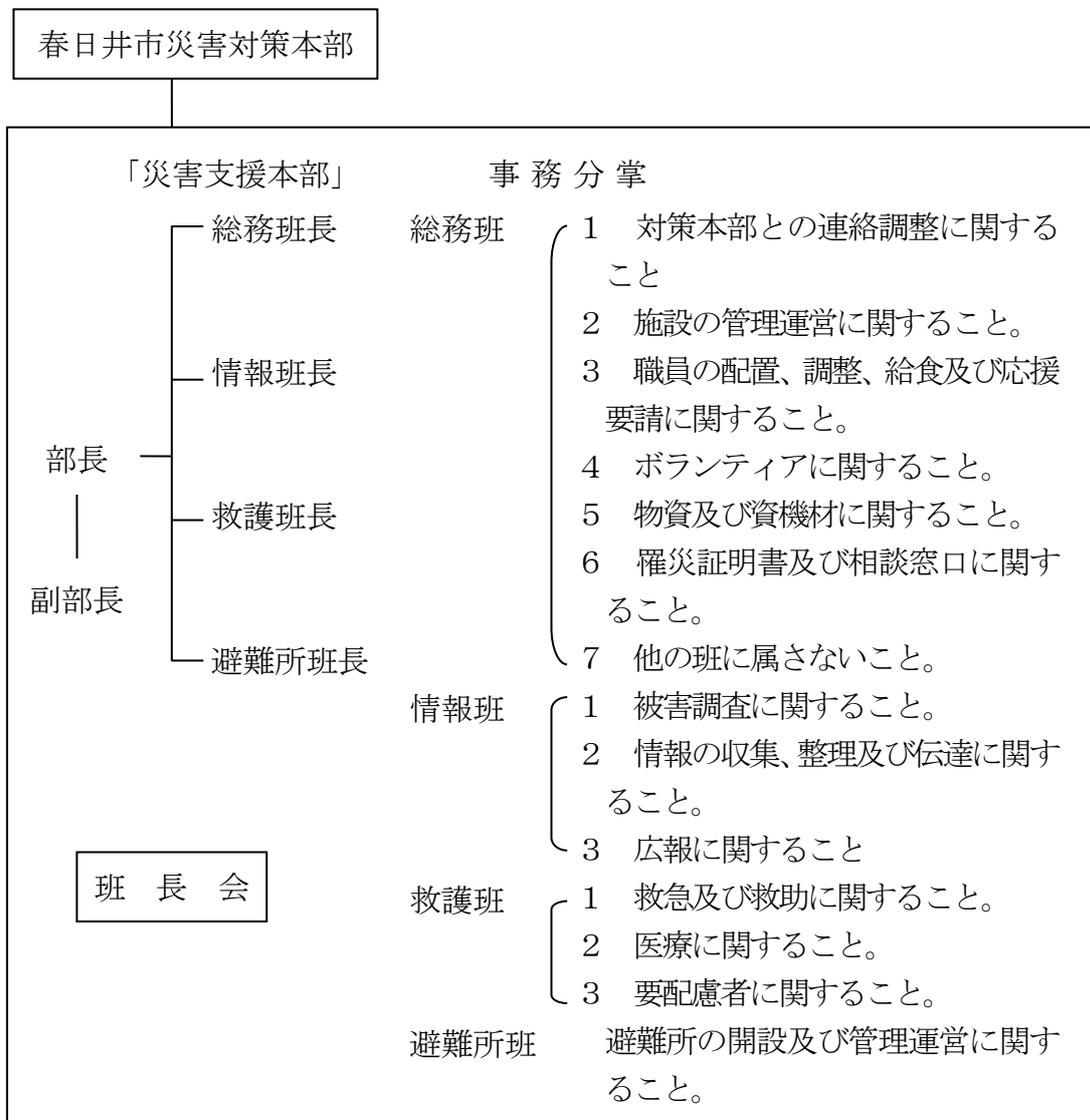
##### (2) 組織及び所掌事務

支援本部の組織及び事務分掌は、「災害支援本部組織図」のとおりとする。

##### (3) 廃止

本部長は、地域における災害支援対策をする必要がないと認めるときは、支援本部を廃止する。

#### 災害支援本部組織図



#### 5 現地災害対策本部

##### (1) 設置

市長は、被害状況に応じ、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 組織等

ア 現地本部の組織は、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

イ 現地本部の事務は、本部長が指示する。

(3) 廃止

本部長は、現地本部を設置しておく必要がないと認めるときは、現地本部を廃止する。

6 配備態勢等

(1) 配備態勢

ア 警戒本部、対策本部及び支援本部は、応急活動の強力な推進を図るため、次の表の配備態勢をとる。

イ 職員の配備命令は、あらかじめ定めた緊急連絡網によって行う。ただし、次の表の配備基準に定める震度の地震を確認したときは、該当する配備要員は、配備命令が発令されたものとみなし、直ちに自主参集する。

ウ 「災害対策本部組織体制・事務分掌」に基づき、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員を指定する。責任者が不在のときは、次順位の責任者が指揮命令を行う。

本 部 配 備 態 勢

種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容
準備態勢	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員（道路課職員を除く）	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置
警戒態勢	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置 3 対策本部の設置準備
第1	1 市内で震度	対策本部	対策本部員の	1 被害状況の調査

種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容
次非常配備態勢	5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。		概ね半数 1 部長及び総括担当者全員 2 担当者（補佐職・主査職）の半数 3 市民安全課、情報システム課、デジタル推進課及び河川排水課は全員 4 技術部の土木・建築技師は全員	2 被害情報の収集及び伝達 3 災害に対する緊急対策
第2次非常配備態勢	市内で震度5強以上の地震が発生したとき。	対策本部	対策本部員全員 1 部長及び総括担当者全員 2 担当者（補佐職・主査職）の全員 3 本部班、情報管理部収集整理班、技術部公共土木班のうち河川排水課、技術部給水班及び物資供給部は全員（技術部は、建築・土木・機械・電気技師を含む。）	事務分掌における緊急対策、応急対策、復旧対策
		支援本部	支援本部員全員	1 支援本部の設置 2 避難所の開設

(注) 1 消防職員は、春日井市震災対応消防計画に定める非常招集基準による。

2 勤務時間内における支援本部は、施設職員が配備態勢をとり、状況に応じて支援本部員による態勢へ移行する。

施設配備態勢

種別	施設名	配備要員	主な活動内容
警戒態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害状況の確認及び伝達
	東部市民センター 味美ふれあいセンター 西部ふれあいセンター 南部ふれあいセンター 高蔵寺ふれあいセンター 鷹来公民館 坂下公民館 各浄化センター 市民病院	施設長 ほか1名	
	その他の施設(指定管理) ※社会福祉協議会のみ	指定管理者は市の参集基準に準じる	
第1次非常配備態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害状況の確認及び伝達
	その他の施設	施設長 ほか1名	
	その他の施設(指定管理)	指定管理者は市の参集基準に準じる	
第2次非常配備態勢	清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院 防災拠点となる施設(補完施設を含む。)	施設職員全員	1 施設の緊急点検及び被害状況の伝達 2 施設の応急復旧
	各公立保育園	主任(統括主任を含む)職以上の職員	
	その他の施設	施設長 ほか1名	
	その他の施設(指定管理)	指定管理者は市の参集基準に準じる	

(2) 配備の報告

配備状況の報告は、それぞれ次のとおり行う。

ア 警戒態勢

施設長は、警戒本部に報告する。

イ 第1次非常配備態勢

対策本部の総括担当者及び施設長は、本部事務局部動員班に報告する。

ウ 第2次非常配備態勢

(ア) 対策本部の総括担当者は、本部事務局部動員班に報告する。

(イ) 支援本部の部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を本部事務局部動員班に報告する。

(ウ) 施設長は、所属する圏域の支援本部に報告する。

(3) 参集場所

ア 対策本部員に指名された職員は、市役所本庁舎に参集する。

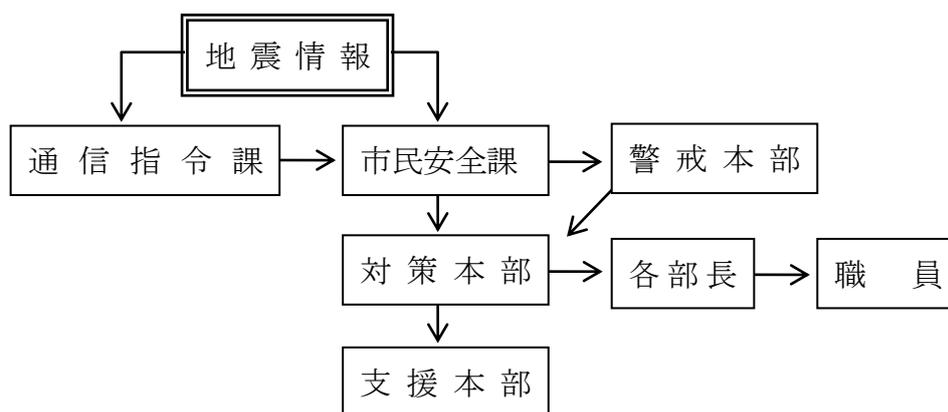
イ 支援本部員に指名された職員は、指定された防災拠点に参集する。

ウ 施設長及び施設長が指名した職員は、所属する施設に参集する。

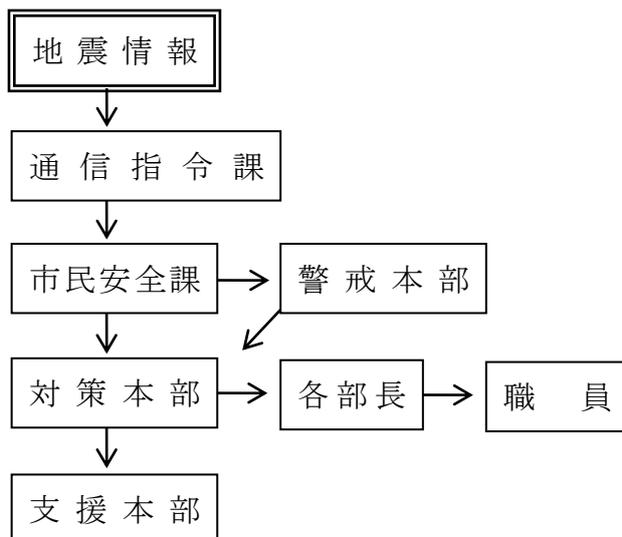
エ 前各号以外の職員は、市役所本庁舎に参集する。

(4) 連絡体制

ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制



## イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制



### (5) 職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等により情報を得るとともに、緊急連絡網により災害の状況及び配備命令を知るように努めること。

ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（(定例)を除く。）が発表されたときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。

## 第2節 広域応援等の要請及び受入れ

【本部事務局部】

春日井市災害時受援計画を踏まえ、春日井市で震度6強以上の揺れを観測した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。

なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、国や県の応援の状況を踏まえつつ、応援の受入れ体制を構築する必要があることに留意する。

本部事務局部は、広域応援要請の窓口となり、関係する各部と連絡調整の上、応援を受け入れる。

## 1 職員の派遣要請

### (1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

### (2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

### (3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

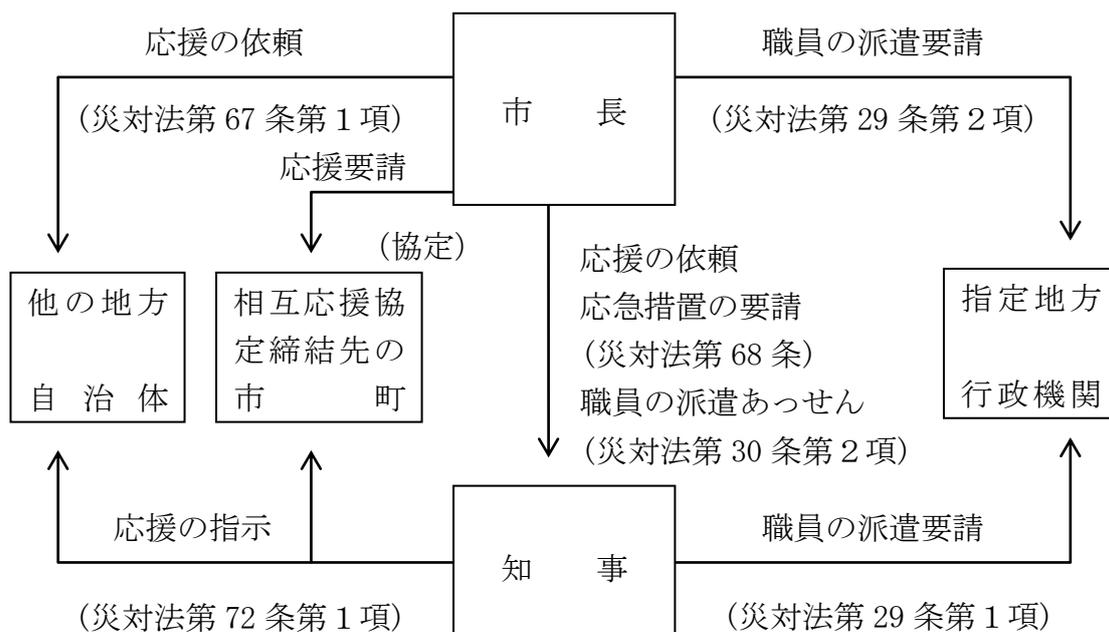
市長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

### (4) 被災市町村への職員派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図



(注) 職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により派遣される。

2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するとともに、一定の基準以上の災害が発生したときは救助法の適用を要請する。

3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。

(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局

市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				FAX
				防災行政無線電話
犬山市	市民部 防災交通課	犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0346	
			0568-44-0367	
			715-2-1382	
江南市	危機管理室 防災安全課	江南市赤童子町大堀90番地	0587-54-1111	
			0587-54-0800	
			717-2-151	
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内3丁目1番地	0568-76-1171	
			0568-41-3799	
			719-1500	
岩倉市	生活安全部 協働安全課	岩倉市栄町1丁目66番地	0587-38-5831	
			0587-66-6100	
			728-2-632	
大口町	地域協働部 町民安全課	丹羽郡大口町下小口7丁目 155番地	0587-95-1966	
			0587-95-5721	
			740-2-111	
扶桑町	生活安全部 防災安全課	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330番地	0587-93-1111	
			0587-93-2034	

		741-2-216
--	--	-----------

ア 応援の種類

- (ア) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (イ) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (オ) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (カ) その他特に必要と認めて要請した事項

イ 要請時に連絡すべき事項

- (ア) 被害の状況及び道路交通状況
- (イ) 応援を要する応急措置の種類
- (ウ) 応援を要する職種別人員及び資機材等の品名及び数量
- (エ) 応援を要する場所及び期間
- (オ) その他応援に関して必要な事項

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における相互応援に関する協定

(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局

市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				F A X
				防災行政無線電話
瀬戸市	市長直轄組織 防災安全課	瀬戸市追分町 64 番地の 1		0561-88-2600
				0561-21-6607
				704-2-532
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3 丁目 1 番地		0568-76-1171
				0568-41-3799
				719-1500
尾張旭市	総 務 部 危機管理課	尾張旭市東大道町原田2600 番地 1		0561-76-8127
				0561-52-0831
				726-2-382
豊明市	市民生活部 防災防犯対策課	豊明市新田町子持松 1 番地 1		0562-92-8305
				0562-92-1141
				729-4605

日進市	総務部 防災安全課	日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-3279
			0561-74-0258
			730-2-242
清須市	危機管理部 危機管理課	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
			052-400-2963
			739-2-3115
北名古屋市	生活安全部 危機管理課	北名古屋市西之保清水田15番地	0568-22-1111
			0568-25-0611
			736-2-2213
長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城の内60番地 1	0561-63-1111
			0561-63-6585
			732-2-366
東郷町	総務部 防災安全課	愛知郡東郷町大字春木字羽 根穴1番地	0561-56-0719
			0561-38-0001
			731-2-2332
豊山町	企画調整部 防災安全課	西春日井郡豊山町大字豊場 字新栄260番地	0568-28-0355
			0568-29-1177
			734-2-384

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

愛知県東尾張地区における災害時相互  
応援に関する協定書

(3) 施行時特例市応援要請手続き

春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和7年度は、宝塚市が代表市となっている。

ア 応援の種類

- (ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

イ 要請時に連絡すべき事項

- (ア) 被害の状況
- (イ) 物資等の品名、数量等
- (ウ) 職員の職種及び人数並びに業務内容
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等

(オ) 応援の期間

(カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

ウ 代表市の防災担当部署

Cブロック代表市 宝塚市

担当課	住 所	連絡先	電話
			FAX
都市安全部 総合防災課	兵庫県宝塚市東洋町1番1号	0797-77-2078 0797-77-2150	

## 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

### 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

#### 4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等

市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要請等を行う。

#### 災害時相互応援協定締結地方自治体

自治体名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				F A X
岐阜県 大垣市	生活環境部 危機管理室	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地	0584-84-4111 0584-81-4460	
福岡県 春日市	総 務 部 安全安心課	春日市原町3-1-5	092-584-1111 092-584-1143	
青森県 青森市	総 務 部 危機管理課	青森市中央1丁目22-5	017-734-5059 017-734-5061	

#### 5 県内の市町村に対する応援要請等

災害救助法の適用が決定した場合は、県と愛知県市長会及び愛知県町村会で締結した「被災市町村広域応援の実施に関する協定（愛知県）」に基づき、県及び県内市町村が連携した応援が実施される。

#### 6 他の地方自治体等

その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局受援総括班が窓口として受け付け、人材は本部事務局部動員班、物資は物資供給部と調整をとり、受入体制を整える。

#### 7 郵便局に対する協力要請

市は、春日井郵便局を始め市内の郵便局と「災害発生時における協力に関す

る協定」を締結しており、災害の規模等必要に応じ、次の事項について協力要請を行う。

- (1) 郵便局の施設・用地の避難場所や物資集積場所等としての提供
- (2) 対策本部あての救援物資等の保管等
- (3) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達車両は除く。）
- (4) 避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (5) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (6) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (7) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (8) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
- (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

## 8 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時、国は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行い、県は、広域物資輸送拠点で物資を受け入れ、市へ配送することとなっている。

市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、拠点の確保、物資調達、燃料・電気・ガスの供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。

### 第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ

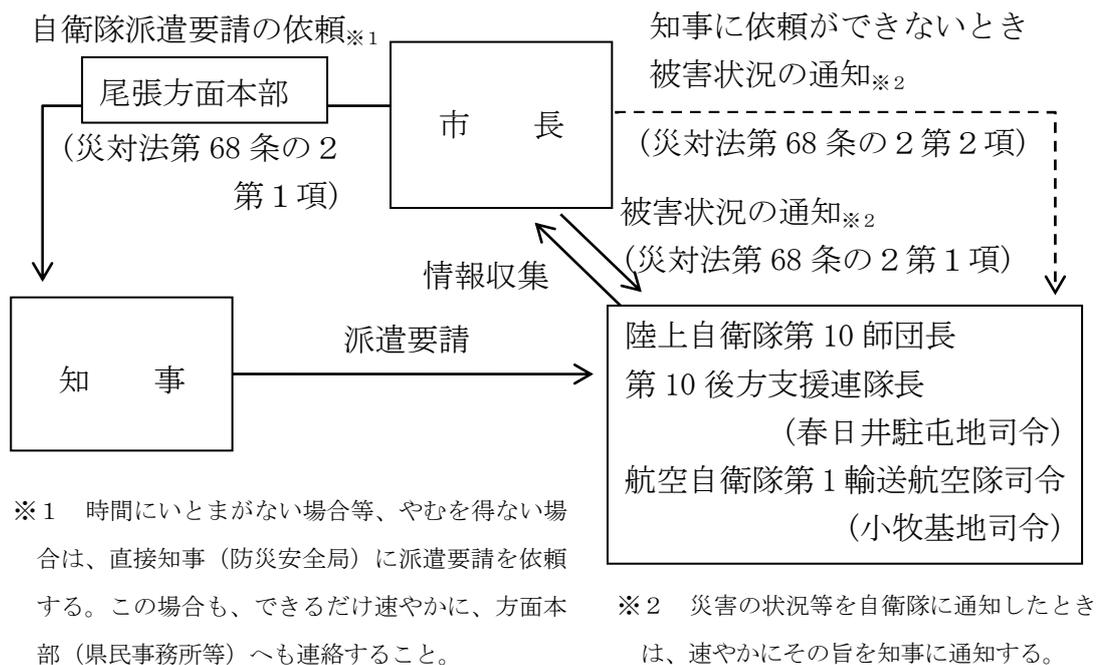
【本部事務局部】

市長は、自衛隊の派遣が必要と認められるときは、知事に対して災対法に基づく災害派遣要請を依頼する。なお、緊急避難、人命救助等で事態が急を要しており、知事に対して派遣要請を依頼することができないときは、自衛隊に対し通知し、事後速やかに所定の手続をとる。

この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請系統図



#### 1 派遣要請の手続

##### (1) 要請時の必要事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

様式・資料集 第1 様式 災害派遣要請依頼書（第31号様式）

## (2) 連絡先

連絡先	連絡窓口	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 加入電話 (052)791-2191 内線 4237	当直室 加入電話 (052)791-2191 内線 4301
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科 加入電話 (052)791-2191 内線 4831	当直室 加入電話 (052)791-2191 内線 4509
陸上自衛隊 第10施設大隊	第3科 加入電話 (0568)81-7183 内線 234	当直室 加入電話 (0568)81-7183 内線 302
航空自衛隊 第1輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568)76-2191 内線 4038	基地当直 加入電話 (0568)76-2191 内線 4017

## 2 救援活動内容

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。

項 目	内 容
入 浴 支 援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

### 3 派遣部隊の受入れ

市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着したときは、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れるときは、ヘリポート等の準備を行う。

**様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所  
ヘリポート可能箇所**

### 4 撤収要請

市長は、救援活動が終了し、自衛隊の派遣の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し、撤収要請を依頼する。

**様式・資料集 第1 様式 災害派遣撤収要請依頼書（第32号様式）**

## 第4節 ボランティアとの連携

【市民窓口部】

大地震により市の地域に大きな災害が発生した場合、通常の行政の能力を超える大量で広範な救援要請が求められる。こうした要請に対し、柔軟に対応できるボランティアと連携を図り、被災者の支援活動を円滑に実施する。

### 1 災害救援ボランティアセンターの設置

- (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速

やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、市は共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会に委託する。

- (2) ボランティア活動を行うため、防災拠点等に必要なスペース、机、椅子及び電話等資機材を確保する。
- (3) 市民窓口部ボランティア班に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (4) 県広域ボランティア支援本部と連携し、必要に応じて広域ボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
- (5) 災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターにおいては、正確な住民ニーズの把握に努める。

## 2 ボランティアコーディネーター

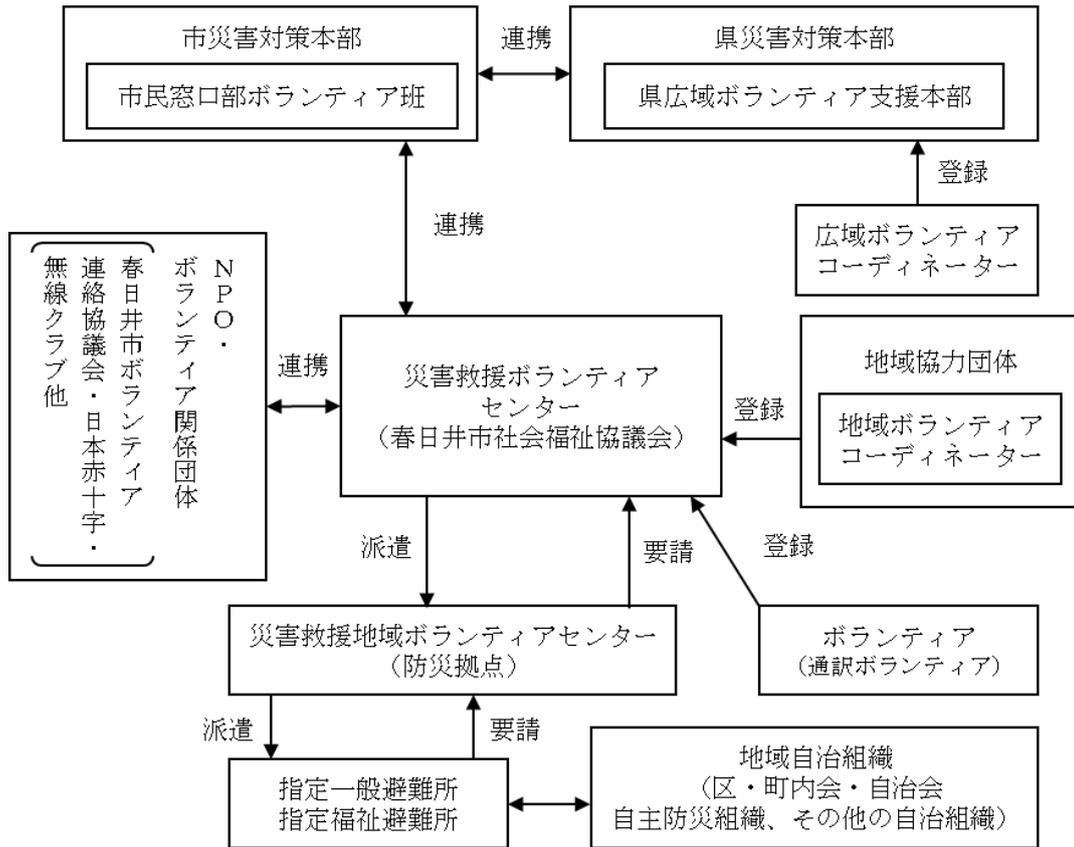
- (1) ボランティアコーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ(受付及び需給調整)、支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 市民窓口部ボランティア班は、災害救援ボランティアセンター、災害救援地域ボランティアセンター及びNPO・ボランティア関係団体のボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。

## 3 ボランティア団体等との連携

市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

ボランティアの受入れの流れ



## 第2章 情報の収集及び伝達

### 第1節 通信連絡体制 【本部事務局部、関係機関】

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。

災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

#### 1 通信の確保

- (1) 本部事務局部は、有線及び無線を通じた通信連絡設備を調査し、通信可能な設備を確保する。
- (2) 本部事務局部は、県及び防災機関並びに防災拠点等関係施設との通信を確保する。

#### 2 通信の統制

- (1) 移動局無線（携帯用及び車載用）及び衛星携帯電話は、本部事務局部の管理下に置く。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部に集結し、管理する。

#### 3 通信の運用

- (1) 移動局無線は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。

機 関 名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター 春日井事業所
-------	---

#### (4) 県防災情報システムの使用

被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。なお、県防災情報システムは総合防災情報システム（SOBO-WEB）とデータ連携が行われている。

#### 4 有線途絶時の措置

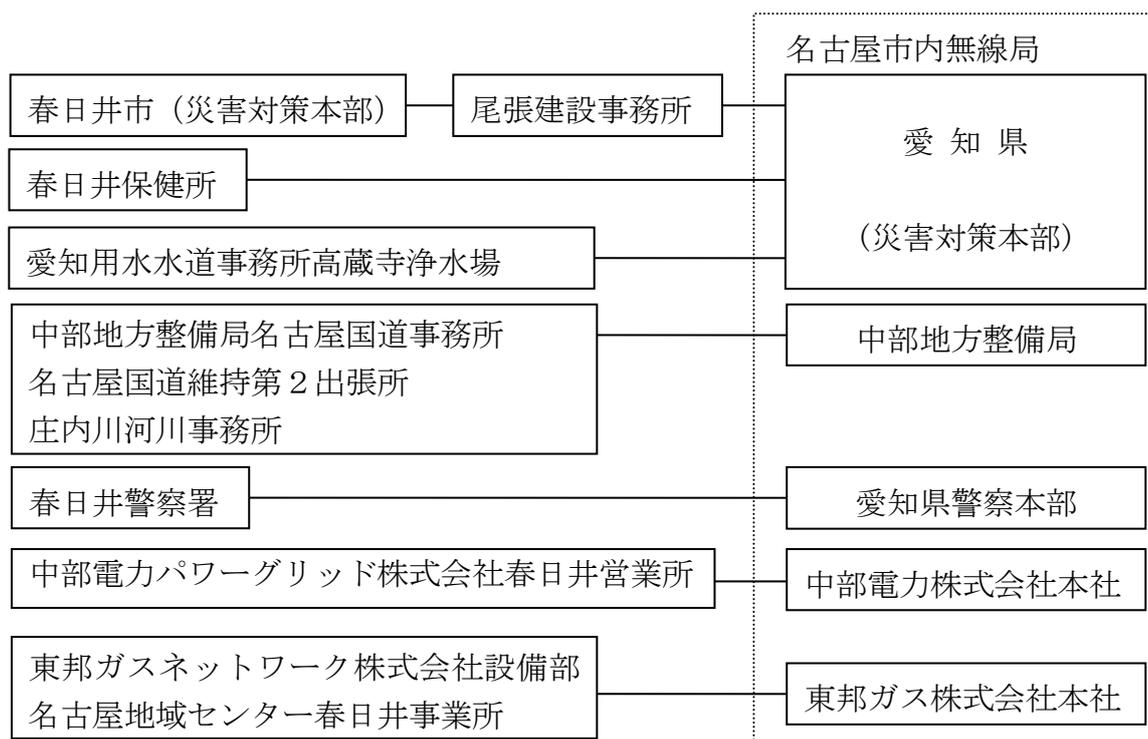
無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

##### (1) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。なお、市から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り電報形式又は文書形式によるものとする。

県災害対策本部へ通じる非常通信ルート



(2) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要のあるときは、放送事業者に災害に関する通知、伝達、報告及び予警報の放送を、知事を通じ依頼することができる。

5 大規模災害が発生した場合の対策

通信手段の確保が困難な場合、衛星通信施設を使用する。この場合、市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

## 第2節 地震情報等の収集及び伝達

【本部事務局、消防公安部、関係機関】

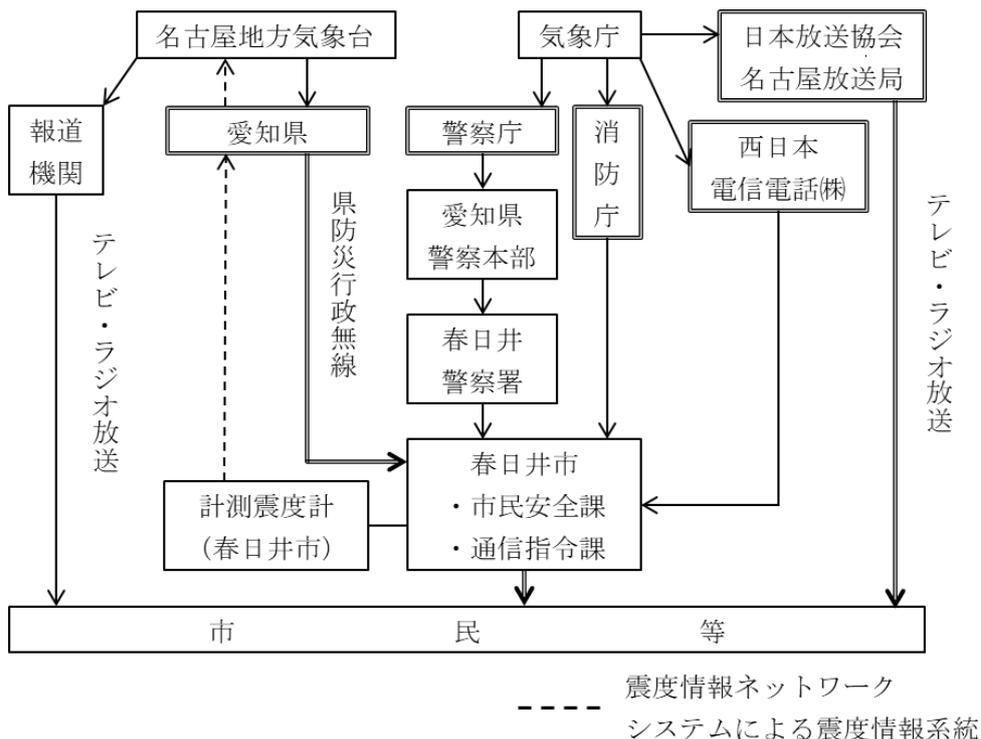
災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集及び伝達に努める。

なお、勤務時間外における地震発生初期の情報収集活動は、通信指令課が担当する。

1 地震情報

(1) 情報伝達系統

地震情報の伝達系統は、次のとおり。



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報のもしくは主知の措置が義務付けられている伝達経路

## (2) 情報の種類及び発表基準等

気象庁及び名古屋地方気象台が発表する地震情報の基準等は、次のとおりである。

### ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

### イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

## (3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県内全市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集され、名古屋地方気象台に伝達される。

県内市町村に対しては、情報ネットワークシステムにおいて震度4以上を観測しなかった場合であっても、気象庁又は名古屋地方気象台が地震情報を発表した場合にあっては、これらの情報と併せて伝達される。

## 2 火災情報等

火災発生の通報は、通常市民からの電話連絡によるが、地震時は有線通信が途絶することも想定されるため、防災拠点等に指定参集する職員は、行動マニュアルに基づき、参集途上の火災の発生状況等を情報収集し、報告する。また、被害状況に応じヘリコプターによる情報収集を県及び自衛隊に要請する。

### 3 その他の情報

#### (1) その他の気象情報

名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令課が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。

#### (2) 異常現象の発見及び通報

地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受けた警察署は、直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講じるとともに名古屋地方気象台、県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

### 4 市民への伝達方法

(1) 情報を入手した場合は、関係機関へ電話、ファクシミリ等で連絡するとともに、市民に対しては必要に応じ広報車等により伝達する。

(2) 土砂崩れ等の危険がある地域で、地震発生後に一定の雨量が観測されたときは、広報車等により避難指示等を行う。

## 第3節 被害情報の収集及び伝達

### 【各部、関係機関】

市長は、人的被害の状況（安否不明者・行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

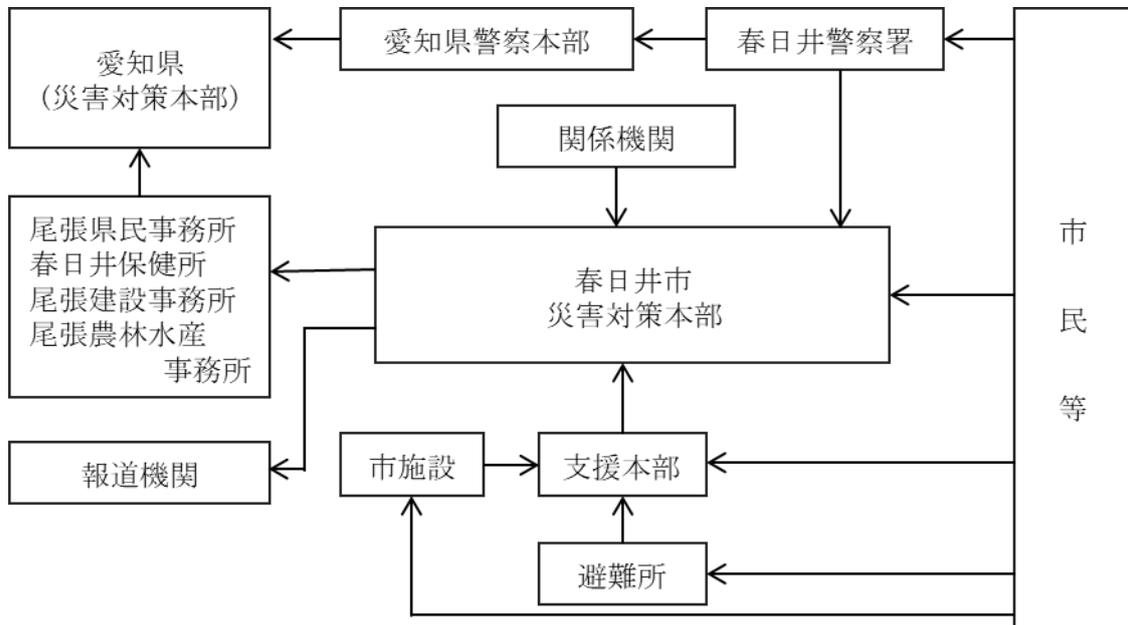
報告にあたり、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

### 1 情報の収集及び伝達

#### (1) 連絡系統

ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報（画像情報を含む）を本部事務局へ伝達する。

イ 被害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。

また、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

## (2) 情報収集方法

### ア 被害概況

災害発生直後の被害規模を早期に把握するため、次の方法により速やかに被害概況調査を行う。

- (ア) 建物被害については、支援本部があらかじめ定めた地区の被害を調査し、その被害状況から全体の被害を推測する。
- (イ) 道路等の被害については、対策本部、防災拠点等へ参集する職員が幹線道路等を参集時に調査し、被害を把握する。
- (ウ) 人的被害については、倒壊家屋の数によって推測する。
- (エ) 区・町内会長に対し電話により区・町内会被害状況調査票（第 35 号様式）を使用して被害状況を把握する。

### イ 人的被害

市は、警察署や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

なお、人的被害の把握に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第15号様式）を使用し、被災者台帳を作成し、保存する。

- (ア) 参集した職員からの報告
- (イ) 警察からの報告
- (ウ) 消防公安部の緊急救助状況
- (エ) 市民からの情報
- (オ) 避難部からの避難者状況
- (カ) 病院、救護福祉部からの負傷者救護状況
- (キ) 市民窓口部窓口班からの死亡者収容状況

#### ウ 建物被害

市は、建物被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

- (ア) 支援本部が行う全棟被害調査結果
- (イ) 市民及び関係機関からの被害情報

#### エ 公共施設被害

- (ア) 市の施設については、それぞれ施設長が被害状況調査を実施し、所属の支援本部に報告する。ただし、警戒態勢にあつては警戒本部へ、第1次非常配備態勢にあつては、対策本部へ報告する。
- (イ) 市は、関係機関と連絡をとり、道路、河川その他の公共施設に関する被害状況及び復旧状況を可能な限り早期に収集する。

#### オ ライフライン等

市は、関係機関と連絡をとり、電気、ガスその他のライフライン施設、公共交通施設等の被害状況及び詳細な復旧状況を市民に提供できるよう可能な限り早期に収集する。

#### カ 生活関連施設

市は、金融機関、食料品店等生活関連施設についての営業情報を、関係機関等を通じ収集する。

(3) 情報収集・伝達項目

収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	
災害発生状況	避難所・支援本部開設状況	第5号様式によること。	
被害状況	被害概数	第13号様式によること。	
人的被害	死亡者（遺体安置所）	第9号様式によること。	
	安否不明者・行方不明者		
	負傷者		重傷者（搬送先）
			軽傷者（搬送先）
建物被害	全壊	第10号様式によること。	
	大規模半壊		
	中規模半壊		
	半壊		
	準半壊		
	準半壊に至らない（一部破損）		
避難状況、救護所開設状況		第6号様式によること。	
公共被害	建物・設備被害状況、道路、河川、貯水池・ため池、砂防等	第11号様式によること。	
	ライフライン等		
等	電信・電話、電力、ガス、水道、公共交通機関等		

2 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

被災した建築物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定実施本部を設置し、技術部内の応急危険度判定士の資格を有する職員は、民間応急危険度判定士のコーディネートをするとともに必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。また、判定結果を表示することで、建築物の所有者等に注意を喚起する。

## (2) 被災宅地の危険度判定

実施本部を設置し、技術部内の被災宅地危険度判定士の資格を有する職員は県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

## 3 住家の被害認定

### (1) 住家の被害認定

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

ア 住家の被害状況

イ 被災地における住民の動向

ウ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 4 県への報告

本部事務局は、市の所管する事項について、次のとおり被害状況等を速やかに報告する。

### (1) 報告の方法

ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、衛星携帯電話の利用や、各防災関係機関が所有する専用電話の利用及び警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

ウ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。

エ 県に連絡が取れない場合は、消防庁へ直接報告するものとする。

### (2) 報告の対象となる被害、内容等

ア 報告は、次の事項について被害の発生及びその経過に応じて逐次行い、災害に対する応急措置が完了後、15日以内に確定報告を行う。

報告の対象となる被害		報告内容
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1 及び 2 によること。
人被害	人的被害	県様式 3 によること。
	避難状況、救護所開設状況	県様式 4 によること。
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等・砂防施設被害	県様式 5 によること。 〔 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。 〕
	道路施設被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
公共土木施設被害		

イ 被害認定の基準は、様式・資料集 第 2 資料 6 県関係要領等 被害認定基準によるものとする。

ウ 報告要領は、次のとおりとする。

区 分	報告を要する場合	報告先
人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注) 対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。
河川被害	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。	尾張建設事務所
貯水池・ため池等被害	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に該当する程度の災害が発生したとき。	尾張農林水産事務所
砂防施設被害	1 重大な被害（えん提本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき。）が発	尾張建設事務所

区 分	報告を要する場合	報告先
	<p>生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>2 土石流危険渓流において土石流等の土砂流出が発生したとき。</p> <p>3 土石流危険渓流以外であっても、土石流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。</p> <p>4 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が発生したとき。</p> <p>5 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。</p> <p>6 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。</p>	
道路施設被害	<p>1 県災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>2 市対策本部を設置したとき。</p> <p>3 事前通行規制区間外及び事後通行規制を生じたとき。</p> <p>4 重大な災害等が発生したとき。</p> <p>5 事前通行規制を生じたとき。</p> <p>6 応急復旧したとき。</p> <p>7 通行規制を解除したとき。</p>	尾張建設事務所
水道施設被害	<p>県災害対策本部が設置されたとき。</p>	愛知県建設局上下水道課指導管理室
公共土木施設被害	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に該当する災害が発生したとき。</p>	尾張建設事務所

関連 第4編 第1章 第1節 1 罹災証明書の交付

様式・資料集 第1 様式 災害報告（第5、6、9、10、11、13号様式）

被害調査用紙（被災者台帳）

（第15号、15号の2様式）

第2 資料 6 県関係要領等

被害認定基準

5 火災・災害即報要領に基づく報告

(1) 関係機関は、火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）

以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

- (2) 第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第県にも報告を行う。
- (3) 一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。
- (4) 消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。
- (5) 災害応急対策完了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先

区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備		
配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)			災害対策室 (三の丸庁舎地下2階)				
勤務時間内	NTT	庁舎代表	052-961-7211	庁舎代表	052-961-7211			
		防災	内線	2432、2436、2437	内線	2901、2428		
			直通	052-961-1474	直通	052-973-4595(FAX 兼用)		
		消防	内線	2434、2438				
			直通	052-961-1464				
		保安	内線	2433、2435				
	直通		052-961-1519					
	NTTFAX	052-951-9106			直通	052-973-4596(電話兼用)		
	防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437		総括班	無線発信番号-602-2901		
		消防	無線発信番号-602-2434、2438		総務班	無線発信番号-602-2428		
保安		無線発信番号-602-2433、2435		情報班	無線発信番号-602-2211,2522, 2602			
							支援班	無線発信番号-602-2296

			緊急物資チーム	無線発信番号-602-2271、2313
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150
勤務時間外	NTT	庁舎代表	052-961-7211	上記勤務時間内の欄に同じ
		直通	052-961-1474	
	NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡		
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437		
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp		
	ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」		

※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。

※尾張方面本部(尾張県民事務所)と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡する。

※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合がある。

#### 愛知県災害対策本部への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備(準備体制)	第2非常配備(準備強化体制)	第2非常配備(警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)  (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302～5304(総括部総括班) 内線 5306～5307(総括部渉外班) 内線 5314～5316(総括部復旧班) 内線 5308～5310(広報部広報班) 内線 5311～5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323、5324(運用部庶務班) 内線 5325～5327(運用部運用班) 内線 5324(運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ)			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		

		052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助))	
	防災行政無線	600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360~1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1376(総括部復旧班) 600-1364(広報部広報班) 600-1365(情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)
	防災行政無線 FAX	600-1510	600-1514
勤務時間外	NTT	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTTFAX	052-954-6995(宿日直室)	同上
	防災行政無線	600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)	同上
	防災行政無線 FAX	600-4695(宿日直室)	同上
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		
	sginfo@pref.aichi.lg.jp		
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)		

### 消防庁への連絡先

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）

（消防庁防災課応急対策室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7527	9#92-90-43xxx	9-048-500-90-43xxx
03-5253-7537(FAX)	92-9049033(FAX)	(下3桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033(FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553(FAX)	92-90-49036(FAX)	9-048-500-90-49036(FAX)

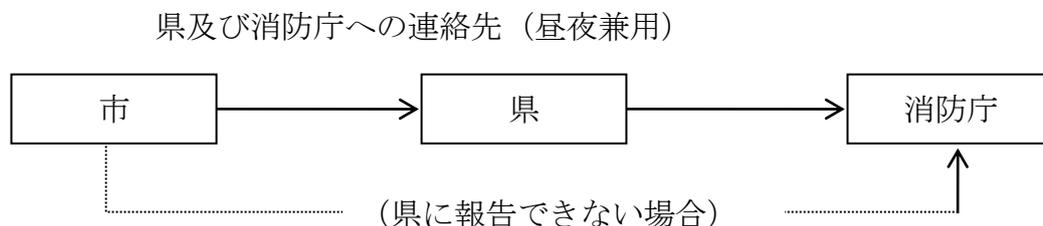
## 6 重要な災害情報の収集伝達

### (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

## (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。



## (3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県の定める公表方針に基づき、県と連携の上、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者・行方不明者の絞り込みに努める。

## 7 被災者台帳の活用

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。

## 8 災害記録の資料収集

防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料その他各種災害に関する資料を収集し、保存整理する。また、これらを分析して今後の防災計画に反映させる。

## 9 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や

生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

## 第4節 市民への広報及び相談窓口

【情報管理部、関係機関】

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報活動は極めて重要である。被害状況、応急対策の実施状況等について、関係機関と連携した広報活動を行うとともに、各種相談窓口を開設し、市民からの相談に対応する。

### 1 災害情報の広報

市は、関係機関と協議の上、次の災害情報を提供する。

- (1) 地震情報に関すること。
- (2) 被害の概況に関すること。
- (3) 火災の状況に関すること。
- (4) 避難指示等に関すること。
- (5) 避難所の開設に関すること。
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）。

### 2 支援情報の広報

市は、関係機関と密接な連絡をとり、次の支援情報を提供する。

- (1) 避難所に関すること。
- (2) 救護所の開設に関すること。
- (3) 救援物資の配布に関すること。
- (4) 給水及び給食に関すること。
- (5) その他市民生活に必要なこと（安否情報を含む）。

### 3 ライフライン復旧情報等の広報

市は、関係機関と密接な連携を図り、次のライフライン復旧情報等を共同して提供する。

- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。

- (2) 電気、ガス、水道、下水道等の復旧に関する事。
- (3) 電話の利用、復旧に関する事。
- (4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関する事。

#### 4 広報の手段

##### (1) 広報車

市の広報車を使用するほか、必要に応じて警察署その他の防災関係機関の協力を得る。

##### (2) マスメディア

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。提供情報の主な項目は、次のとおりとする。

##### ア 災害情報の報道要請

災害情報の報道は、情報管理部報道班でとりまとめ、本部事務局部へ報告するとともに報道機関へ要請する。

##### イ 災害情報の提供

情報管理部報道班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。

提供情報の主な項目は、次のとおりとする。

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急対策の状況
- (エ) 市民に対する避難指示等の状況
- (オ) 市民に対する協力及び注意事項
- (カ) 支援施策の実施状況

#### 様式・資料集 第1 様式 報道機関発表用資料（第36号の2様式）

##### (3) 多様な情報伝達手段の活用

臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に

関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

#### 5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、ファクシミリ、インターネット等のメディアを活用しつつ、関係機関及びボランティアの協力を得て実施する。

#### 6 各種相談窓口の開設

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて総合相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他の機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者に関する相談

## 第3章 消防・救助活動

### 第1節 消防活動

【消防公安部、関係機関】

地震災害時における消防・救助活動の目的は、消火・救出・救命及び避難路の確保にあることから、各参集段階における限られた消防職員及び団員により、一定の優先順位に基づいた消防部隊を編成して、効果的な活動を展開することを活動の基本指針とする。また、市民の生命及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速に活動体制を確保し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。

#### 1 災害配備態勢の確立

##### (1) 災害配備態勢

災害が発生したときは、春日井市震災対応消防計画に定める参集基準に従い非常招集を発令し、直ちに配備態勢を確保し、活動を開始する。

##### (2) 消防職員の覚知義務及び自主的参集

消防職員は、非常招集を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に非常招集に応じられる態勢を整えるため、ラジオ、テレビ、天気予報及び電話によって、気象情報及び災害発生状況を積極的に把握する。災害発生時には、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無、その他必要事項を確かめるとともに、発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

##### (3) 消防団員の自主的参集

消防団員は、災害発生状況を積極的に把握するとともに、招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

#### 2 消防活動

地震の被害は、地震の強さ、地盤等によっても異なるが、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予想される。

こうした地震時の火災発生に対して、より多くの人命の安全確保と被害の軽減を図るため、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集を行い、災害規模及び態様に応じた消防活動を行う。

##### (1) 防衛方針

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮火を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回るようなときは、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ないときは、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- エ 火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- オ 大量の人命救助事象が発生したときは、火災状況により優先的にこれを実施する。
- カ 高層建築物等の火災で大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ないときは、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火したとき又は既に延焼してしまったときは、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後にアからキまでの要領により防御する。
- ク 火災、水害等が同時に発生したときは、原則として火災防御を優先する。

(2) 重要対象物の指定

消防長は、防災拠点、補完施設、指定避難所、物資供給拠点等の災害対策の中核となる施設及び病院、社会福祉施設等を地震時における重要対象物として指定する。

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して設定する。

(4) 避難場所、避難路

避難場所は、指定緊急避難場所とするが、地域の住民が一時的に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。また、避難場所に通ずる幹線通学道路を避難路とし、防御の地点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、避難上特に混乱が予想される地点とする。

(5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の

密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難所、避難路等を調査し、作成するものとする。

(6) 広域断水時の火災防御

- ア 耐震性貯水槽及び防火水槽の活用
- イ 自然水利の確保
- ウ 部隊編成の強化
- エ タンク車の優先出動
- オ 有効的確な水利統制
- カ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- キ 広報車等の巡回による警戒体制の確立

(7) 同時多発の火災防御

- ア 部隊運用
  - (ア) 出動部隊数の調整
  - (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制による多発現場への合理的誘導
  - (ウ) 出火現場すべてにポンプを投入（最低基準として1現場1ポンプの投入）
  - (エ) 消防団との連携強化
  - (オ) 他都市消防応援隊の要請及び活用
- イ 残留部隊の確保
  - (ア) 緊急増強隊の編成（日勤者）
  - (イ) 情勢に即応した非常招集による増強隊の編成
- ウ その他
  - (ア) 出動体制の迅速化（特に第1現場引揚後）
  - (イ) 使用ホースの確保
  - (ウ) 耐震性貯水槽、防火水槽及び自然水利の活用
  - (エ) 指揮者の分散配置
  - (オ) 広報及び指導

3 危険物施設等応急対策

石油類、化学薬品、高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、災害の拡大を防止するため適切な防災活動を実施する。

- (1) 消防公安部及び関係機関の対応
  - ア 災害発生について、直ちに県へ通報する。
  - イ 施設の管理責任者等と密接に連絡をとるとともに、警察等関係機関とも十分連携し、応急対策を実施する。
  - ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。
- (2) 施設管理責任者の責務
  - ア 災害発生源の除去、拡散防止等の初期防除を実施し、関係機関に対して直ちに連絡する。
  - イ 危険区域への立入禁止措置を行い、二次災害の防止を図る。
  - ウ 緊急措置を実施することができないとき又は必要があると認めたときは、従業員及び周辺住民に避難するよう警告する。
  - エ 消防隊の到着に際しては、誘導及び災害の状況報告など消防活動に協力する。

## 第 2 節 救助活動

### 【消防公安部、技術部、支援本部、関係機関】

倒壊家屋等からの人命救助及び安否不明者・行方不明者の捜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。

#### 1 人命救助活動

- (1) 消防公安部は、警察等関係機関と相互に緊密な連絡をとり、協力して生命身体が危険な状態にある者の救出に当たる。

なお、災害の規模等状況に応じ、消防長は、近隣の消防機関等に協力を要請する。
- (2) 消防公安部が自衛隊、警察等の公的関係機関等と連携して活動する現場(多数の消防機関が連携して活動する現場を含む。) で使用する活動表示方式は、「構造物に対する活動表示実施要領」を用いて統一的な活動を行う。
- (3) 市長は、大規模な災害の発生により自衛隊の出動が必要と認められるときは、知事に対し、災害派遣要請を要求する。
- (4) 自主防災組織及び地域住民は、自主的に救助作業を実施するとともに、災

害現場において市が行う救助作業に協力する。

(5) 救助活動に当たっては、すべての機関と連携したサイレント・タイムの導入を検討し、生存者の救出に万全を期す。

(6) 救出した負傷者は、市医師会等の医療班と連携し、災害現場等で応急手当及びトリアージを行い、病院等へ搬送する。

搬送に当たって消防公安部は、市内及び近隣市町の診療応需状況を把握し、現有の救急車のほか搬送可能な車両を活用して迅速な患者輸送を行う。

(7) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとって行う。

(8) 技術部は、作業用の重機等を建設協会等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

## 様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 救助用資機材等

### 2 安否不明者・行方不明者の搜索活動

#### (1) 安否不明者・行方不明者の存否確認

ア 支援本部は、警察、地域住民等の協力を得て、安否不明者・行方不明者の存否を確認する。

イ 安否不明者・行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への搬送状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。

ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

#### (2) 安否不明者・行方不明者の搜索

ア 技術部は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て安否不明者・行方不明者の搜索を実施する。

イ 本部事務局は、防災拠点、避難所等に安否不明者・行方不明者の搜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。

ウ 安否不明者・行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から概ね3日間と

し、なお捜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。

エ 救出作業中又は安否不明者・行方不明者捜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。

### 3 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防公安部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

## 第3節 広域応援の要請 【消防公安部】

大規模な災害が発生し、現有の消防力のみで消防・救助活動に十分対応できない場合は、相互応援協定及び災対法に基づく応援要請を行う。

### 1 他の市町村への応援要請

消防相互応援協定及び県内広域消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村へ応援要請を行う。

### 2 知事等への応援要請

(1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条（非常事態における都道府県知事の指示）、災対法第72条（都道府県知事の指示）の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

#### (2) 名古屋市消防航空隊支援要請

災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、名古屋市消防局長に対して名古屋市消防航空隊の出動を要請する。

ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防局に、電話等により必要な速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防局長に提出する。

#### イ 緊急時応援要請連絡先

8時45分から17時30分 名古屋市消防航空隊	電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721
----------------------------	-------------------------------------

17時30分から8時45分 名古屋市防災指令センター	電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119
-------------------------------	--

### 3 緊急消防援助隊等

県は、消防庁長官に対し、県内における大規模災害の発生に際して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

### 4 応援消防隊の受入れ

消防相互応援協定等に基づいた応援消防隊の受入れは、次のとおり行う。

- (1) 応援消防隊に対して、消火栓、耐震性貯水槽、自然水利等の配置を示した図面資料を配付する。
- (2) 応援消防隊の現場への出動については、必要に応じて先導する。
- (3) 応援消防隊の活動拠点は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

### 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動

消防相互応援協定及び災対法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、市長は、市の地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

#### 消防相互応援に関する協定

	協 定 名 称	協 定 機 関
1	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 34 市町村・消防組合
2	消防相互応援協定	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、

		小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	愛知県、西春日井広域事務組合、小牧市、名古屋市、春日井市
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、春日井市

## 6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となったときは、市、県を始めとする防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第4節 防災活動拠点の確保等及び 受援体制の整備

【本部事務局部、消防公安部】

1 大規模な災害が発生した場合、円滑に、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察及び消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結及び集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について、関係機関と調整の上、確保及び整備に努めるものとする。

また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

名称	所在地	面積	摘要
白山運動広場	白山町6丁目4番地	1.6ha	ヘリコプター 離着陸可能

牛山運動広場	牛山町二番割 3180 番地	2.8ha	ヘリコプター 離着陸可能
落合公園	東野町字落合池1番地	17.0ha	ヘリコプター 離着陸可能
管理棟駐車場		うち 0.3ha	緊急消防 援助隊専用
前高グラウンド	西高山町2丁目 11 番地	1.9ha	ヘリコプター 離着陸可能
総合体育館・温水プール 駐車場	南下原町2丁目4番地 11	2.0ha	緊急消防 援助隊専用

2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの  
 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援  
 体制を確保する。

また、市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等  
 の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な  
 空間の確保に配慮する。

3 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整  
 所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情  
 報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策  
 派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活  
 動する。

## 第4章 救援及び救護

### 第1節 避難

【本部事務局、市民窓口部、消防公安部、技術部、避難部、支援本部、警察署】

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退き等を指示する。

市は自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。

#### 1 避難指示

##### (1) 実施責任者・区分等

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法
市 長	指示	災害全般	災対法第 60 条
警 察 官	指示	災害全般	災対法第 61 条 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
自 衛 官	指示	災害全般	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水、 雨水出水、 地すべり	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条
水 防 管 理 者 （ 市 長 ）	指示	洪水、 雨水出水	水防法第 29 条

（注）自衛官の指示は、警察官がその場にはいないときに限る。

##### (2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。
伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項
伝達方法	広報車の巡回や市 Web サイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。

### (3) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき
伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項
伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。

### (4) 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保に関する措置を指示することができる。

### (5) 避難指示等の発令

避難指示の発令は、対策本部会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

### (6) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合、若しくは避難指示等の解除を行う場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。また、知事は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### (7) 市民への周知

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

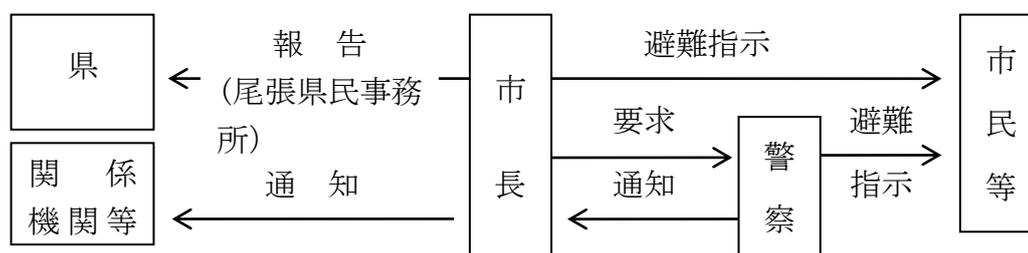
また、避難指示の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるように努める。

#### (8) 関係機関の相互連絡

避難指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。

#### 避難指示等の連絡系統



(注)避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(災対法第 60 条第 4 項)

## 2 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

また、あらかじめ具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

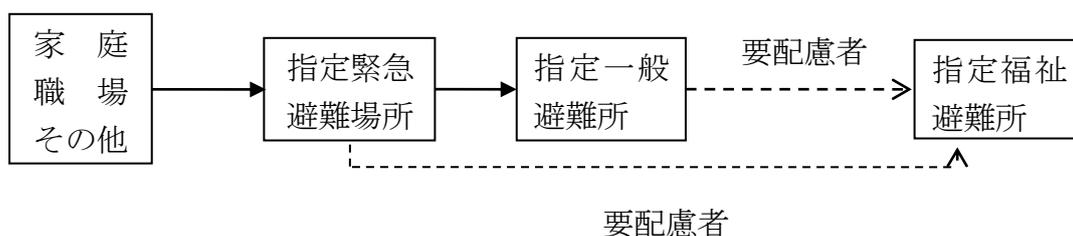
さらに、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

### 3 避難誘導

市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先へ誘導に努めるものとする。

- (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）に誘導する。
- (2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその支援者を優先して行う。
- (3) 誘導に当たっては、安全な経路を選定し、必要に応じて誘導員を配置するとともに照明器具、ロープ等を使用する。
- (4) 避難開始とともに、市職員、警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を実施する。また、市民が避難した地域においては、状況に応じて警ら警戒を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

#### 避難の方法



### 4 避難に際しての準備

避難に際しては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 火気、危険物等の始末を完全に行う。また、避難する時は電気のブレーカーを「切」にする。
- (2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- (3) 非常持ち出し物品は、必要最小限にとどめる。
- (4) 自動車での避難は行わない。

### 5 避難所の開設

地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能なかぎり当初から開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見

込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不相当となった場合は、別の避難所に移送する。

#### (1) 指定避難所等

##### ア 指定一般避難所

支援本部は、施設管理者又は地域住民の協力を得て指定一般避難所を開設する。

##### イ 指定福祉避難所

支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に指定福祉避難所を開設する。なお、人員の参集状況に合わせ、指定福祉避難所機能を有する補完施設の開設を検討する。

なお、開設後は、速やかに対策本部へ開設報告をする。

#### (2) 開設の時期

ア 震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき。

ウ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難指示等の発令が決定されたとき。

エ 緊急を要する自主的な避難があったとき。

オ その他必要と認めるとき。

#### (3) 関係機関への通知

対策本部は、避難所を開設したときは、避難所開設の状況を県に報告する

とともに、関係機関へ通知する。

## 6 避難所等の管理運営

市は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

- (1) 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア及び関係機関等の協力を得て避難所運営マニュアルに基づき行う。
- (2) 各避難所においては、派遣された職員により、開設初期の管理運営及び情報の連絡を行う。
- (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所運営が行えるよう支援する。
- (4) 学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は、可能な範囲で避難所の運営に協力する。
- (5) 避難所のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。
- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性があることから、避難所利用者登録票等、個人情報の管理を徹底する。

- (7) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図る。

また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (9) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「春日井市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

- (10) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

- (11) 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置を講ずる。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮する。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

- (12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となっ

た被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。

- (13) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘察しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (14) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (15) 市は、在宅避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ近隣の避難所などで物資の供給等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供するものとする。
- (16) 車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の供給等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (17) 避難の長期化等必要に応じて、次の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ア プライバシーの確保状況

イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度

ウ 洗濯等の頻度

エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

オ 暑さ・寒さ対策の必要性

カ 食料の確保、配食等の状況

キ し尿及びごみの処理状況

ク 避難者の健康状態

ケ 指定避難所の衛生状態

## 7 避難所における生活環境の整備

- (1) 高齢者や障がい者の介護、女性の更衣、授乳等のためのスペースについて配慮する。
- (2) 被災者が安否確認等を行うための緊急連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。
- (3) 避難生活が長期化するときは、関係担当部と協議の上、入浴の実施など避難所生活の環境整備に努める。

## 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

### 災害時における一時避難施設としての施設 利用に関する協定

#### 8 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

## 第2節 給水

【技術部、物資供給部】

災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため応急給水を行う。

#### 1 非常用水源の確保等

- (1) 技術部は、災害発生後速やかに送水場、配水場等の非常点検を行い、被害状況を把握するとともに、非常用水源及び応急給水体制の確保を図る。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

- (2) 災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき、市内の協定事業者に協力を要請する。
- (3) 被害の状況に応じ、水道災害相互応援に関する覚書及び災害時における相互応援に関する協定に基づき、他の地方自治体に応援を要請する。
- (4) 地域における非常用水源として、災害時井戸水提供の家を活用する。

#### 2 給水量

被災直後の給水量は、生命維持に最低限必要な量として、1人1日当たり3ℓを目標として供給し、応急復旧状況に併せて給水量の段階的な拡大と運搬距離の遞減を図る。

## 目 標 給 水 量

経 過 日 数	1 人 1 日 当 たり 給 水 量	市 民 の 運 搬 距 離
～ 3 日	3ℓ	概ね 1 km 以内
4 日 ～ 10 日	20ℓ	概ね 250m 以内
11 日 ～ 21 日	100ℓ	概ね 100m 以内
22 日 ～ 28 日	被災前給水量 (約 250ℓ)	概ね 10m 以内

### 3 給水方法

市内には、自己水源として2箇所（町屋、知多）の送・配水場があるほか、県企業庁から供給を受ける配水場に緊急遮断弁（地震時に自動的に水を止める弁）を設置している。また、名古屋市水道との緊急連絡管による取水が可能である。給水は、水道施設の応急復旧状況に併せ、段階的に次のとおり実施する。

#### (1) 給水車等による給水

ア 送・配水場から取水し、給水車及びポリ容器により避難所等の応急給水場に運搬し、給水する。

イ 応急給水の広報については、関係各部の協力を得て広報車等で実施する。

#### (2) 容器入り飲料水による給水

物資供給部は、被害規模等の状況に応じ、協定締結団体に協力要請し、容器入り飲料水を確保して給水する。

### 4 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、福祉施設、避難所等から応急給水の要請があったときは、被害の状況に応じて優先的に対応する。

### 5 広域応援の受入れ

給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、本部事務局受援総括班を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。

#### 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

水道災害相互応援に関する覚書  
 水道事故等による相互応援協定  
 災害時等の緊急応援給水に関する覚書  
 災害時における飲料水の供給に関する協定  
 緊急連絡管の使用に関する変更協定書  
 緊急連絡管の使用に関する協定  
 災害時における物資調達に関する協定  
 災害時における支援協力に関する協定

## 第3節 食糧

【物資供給部、避難部】

災害の発生により食糧の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため食糧を供給する。

### 1 食糧の供給

#### (1) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき必要数量の把握を行い、当面は加工食品を中心とした供給計画を作成する。

#### (2) 調達及び搬送

##### ア 備蓄食糧

指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

##### イ 調達食糧

- (ア) 協定締結団体に協力要請の上、調達する（加工品を原則とする。）。
- (イ) 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも調達する。
- (ウ) 調達食糧は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。直接搬送が困難なときは、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

##### ウ 救援食糧

- (ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (イ) 救援食糧は、物資集配拠点に受け入れ、避難所等へ搬送する。
- (ウ) 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じ運送業者に委託する。

#### (3) 供給の方法

ア 食糧の供給は、原則として避難所及び防災拠点で実施する。

イ 避難所等での受入配付については、避難所内自治組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

#### (4) その他

ア 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対

しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水等の円滑な供給に十分配慮する。

イ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 2 炊出し

### (1) 主食等の調達

ア 炊出しに必要な主食（米穀等）の応急供給は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

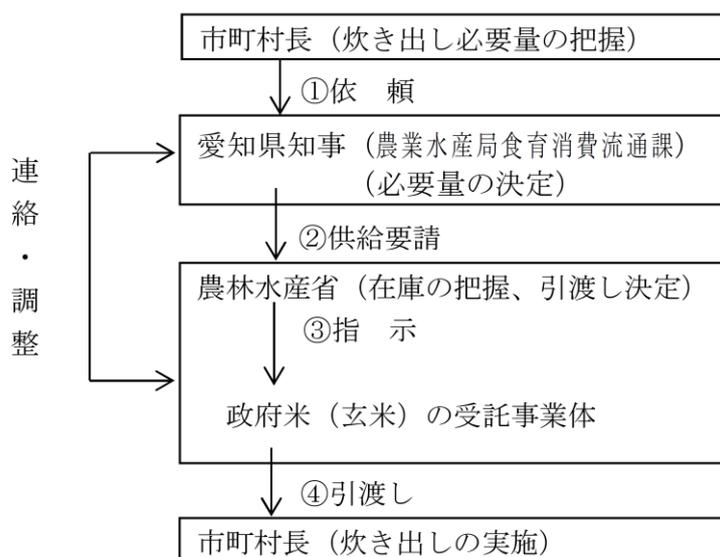
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。

## 炊き出し用として米穀を確保する手順図



### (2) 炊出しの方法

ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所運営委員会（食料・物資班）、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。

イ 炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況、協力体制の状況等を判断して決定する。

ウ 炊出しは、原則として指定避難所等の公共建築物で行う。

エ 各調理場（稲口・東部第1・東部第2）においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。

オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局受援総括班を窓口として、物資供給部と調整の上、受入れを検討する。

カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

### 3 食糧の管理

食糧、主食等の受入れ又は供給に当たっては、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

### 4 食糧等の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、

災害の規模等必要に応じ、食糧等の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ コーナン商事株式会社	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等
株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当
株式会社赤ちゃん本舗	粉ミルク、液体ミルク、離乳食

- 様式・資料集 第1 様式 物品受払簿（第17号様式）
- 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄食品及び備蓄物資
- 第2 資料 5 協定等の締結状況  
災害時における物資調達に関する協定  
災害時における支援協力に関する協定
- 第2 資料 6 県関係要領等  
災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱要領

#### 第4節 生活必需品 【物資供給部、避難部】

災害の発生により日用品等の生活必需品の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため必要な物資を供給する。

##### 1 生活必需品の供給

###### (1) 供給物資

衣服、寝具その他の生活必需品を被害状況に応じて現物給付する。

###### (2) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき、必要品目及び必要数量の把握を行い、供給計画を作成する。

##### 2 調達及び搬送

(1) 備蓄品

指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

(2) 調達品

ア 協定締結団体に協力要請の上、必要品目及び必要数量を調達する。

イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも必需品を調達する。

ウ 調達品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送することを原則とする。集約が困難なときは、避難所等へ直接搬送する。

(3) 救援物資

ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による食料、毛布等を始めとする主要8品目の物資輸送が開始されることに留意する。

イ 救援品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

ウ 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じて運送業者に委託する。

エ 救援物資の申出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目及び必要数量を把握して要請する。

オ マスコミ等を通じて救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足したときは、要請の打切りの報道依頼を行う。

カ 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(4) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における

感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### 3 供給方法

- (1) 生活必需品の供給は、原則として避難所及び防災拠点で実施する。  
 (2) 避難所等での受入配付については、避難所運営委員会（食料・物資班）、ボランティア等の協力を得て実施する。

### 4 物資の管理

物資の受入れ又は供給については、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

### 5 物資の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、災害の規模等必要に応じ、物資の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ プラス株式会社ジョインテックスカンパニー コーナン商事株式会社	医薬品・医療用品、寝具・衣料、日用品、燃料、その他の物資
(一社) 愛知県LPガス協会尾張支部 春日井分会	LPガス、LPガスコンロ等
パナソニックホールディングス株式会社	乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタン

協 定 先	物 資 の 種 別
スギホールディングス株式会社	風邪薬等の飲み薬、うがい薬等の外用薬、生理用品、哺乳瓶等の医療用具
王子ネピア株式会社名古屋工場	紙おむつ、トイレットロール
株式会社赤ちゃん本舗	紙おむつ、その他日用品

- 様式・資料集 第1 様式 物品受払簿（第17号様式）
- 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄  
食品及び備蓄物資
- 第2 資料 5 協定等の締結状況  
災害時における物資調達に関する協定  
災害時における支援協力に関する協定  
災害時における物資の供給に関する協定

## 第5節 医療

【救護福祉部、衛生部、市民病院、医薬品等供給拠点、関係機関】

災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。

また、市民病院は災害拠点病院として、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

なお、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。

### 1 医療活動

#### (1) 医療情報の総合的な収集及び提供

救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、広域災害救急医療情報システムを活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

#### (2) 応急医療活動

ア 市長は、災害の規模等必要に応じ、「災害医療救護に関する協定」に基づく市医師会の医療救護班、「災害歯科医療救護に関する協定」に基づく市歯科医師会の歯科医療救護班の派遣を要請する。

イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。

##### (ア) 防災拠点及び避難所における応急医療活動

- (イ) 巡回医療班による被災地区の応急医療活動
  - (ウ) 災害現場等におけるトリアージの実施
  - (エ) 手術、入院等を必要とする被災者の搬送治療
- (3) 救護班の派遣要請
- ア 市長は、必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県、尾張北部広域行政圏の市町等に救護班の派遣を要請し、その受入調整は、救護福祉部が行う。
  - イ 救護班の活動拠点は、総合保健医療センター、保健センター及び防災拠点とする。
- (4) 救護所の開設
- 災害直後は、休日・平日夜間急病診療所、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。
- また、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (5) 保健医療調整会議への参画
- 春日井保健所に設置する尾張北部医療圏保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。
- 2 広域医療活動の支援要請
- (1) 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。
- なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、関係機関と連携し、航空機又はドクターヘリを利用する。
- (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。
- 3 医薬品等の確保
- (1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品及び「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の各会員薬局において備蓄している災害時医療用医薬品により対応する。

- (2) 災害の規模等状況に応じ、「災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定」に基づき、市薬剤師会に医薬品等の供給を協力要請するとともに、市医師会、市歯科医師会に協力を要請する。
- (3) 市は、医薬品等の仕分け及び管理のため、薬剤師が必要なときは、前号の協定に基づき、市薬剤師会に薬剤師の派遣を協力要請する。
- (4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、春日井保健所に設置される尾張北部医療圏保健医療調整会議に対し調達の要請を行う。
- (5) 市外からの医療用救援物資は、医薬品等供給拠点に受け入れ、必要に応じて医療機関等に搬送する。

#### 4 個別疾病対策

##### (1) 人工透析

春日井保健所及び人工透析実施医療機関と協力して、人工透析の必要な者の継続的な治療を確保する。

なお、人工透析の実施に当たっては、医薬品、水等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する。

##### (2) 難病等

春日井保健所と連携し、難病患者の受診状況及び難病患者の受入れ可能な医療機関を把握し、難病患者や患者団体等へ情報を提供する。また、受診の確保を図るため、春日井保健所や市医師会等に必要な要請を行う。

#### 5 被災者の健康管理

##### (1) 健康管理対策

市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、春日井保健所及び関係機関と連携して保健師、歯科衛生士による巡回保健班を編成し、被災者に次の巡回健康相談、健康管理対策を実施する。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

ア 健康相談

イ 口腔相談

ウ 感染症予防対策

エ 精神保健相談（心のケア）

オ 栄養指導

(2) 防疫対策

春日井保健所と連携して、感染症予防のための消毒、害虫駆除等防疫対策を実施する。

(3) 避難所の生活環境の管理

市及び県は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に、滅菌して使用する。また、避難所の生活環境の確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民ニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

## 医療施設等

### 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害医療救護に関する協定

災害歯科医療救護に関する協定

災害時における医薬品及び医療用品の供給

並びに薬剤師の派遣協力に関する協定

春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会

との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備

における相互協力に関する覚書

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

## 第6節 住宅の確保

【技術部、市民窓口部】

災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去等により居住の安定を図る。

応急仮設住宅の設置については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

### 1 被災住宅の調査

災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先として調査に当たるものとする。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地域における住民の動向

- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

## 2 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

### (1) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

### (2) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

### (3) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害には充分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

### (4) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

#### ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

- (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする

#### イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

#### ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

- (5) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年11月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

- (6) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

#### ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。  
(イ) 居住する住家がない者であること。  
(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

#### ウ 管理運営

(7) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(4) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

#### エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

### 3 公営住宅等の一時使用

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

#### (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

#### (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

#### (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

### 4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。

また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。なお、被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常

生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

ア 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

修理は、原則として災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。

## オ 修理の方法

修理は、現物給付をもって実施する。

### 5 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

#### (1) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

#### (2) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

#### (3) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

#### (4) 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長するものとする。

#### (5) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

#### (6) 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

## 関連 第 3 編 第 10 章 災害救助法の適用

### 様式・資料集 第 1 様式 応急仮設住宅入居者台帳（第 23 号様式）

### 住宅応急修理記録簿（第 24 号様式）

### 第 2 資料 6 県関係要領等

### 災害救助法施行細則

## 第 7 節 防疫

【衛生部、救護福祉部】

災害発生後の生活環境の悪化に対して、感染症の発生日防のため消毒等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。

### 1 防疫対策

衛生部及び救護福祉部は、次により迅速な防疫対策に努め、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、県その他の自治体へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。

- (1) 防疫・保健活動に当たっては、感染症法に基づき県から市への指示が行われた場合は、春日井保健所の指示指導により行う。
- (2) 消毒の実施に当たっては、地域住民、ボランティアの協力を得て、緊急度の高い地区から順次実施する。
- (3) 避難所等の防疫指導及び衛生啓発に努め、必要に応じて被災地区に、区・町内会の協力を得て消毒剤の配布を行う。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

### 2 感染症患者等に対する措置

救護福祉部は、感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 感染症患者が発生したときは、直ちに春日井保健所に通報する。
- (2) 保健所の行う検病調査、健康診断に協力し、二次感染の防止に努める。
- (3) 市医師会等の協力を得て情報の把握に努め、地域住民に必要な指導啓発を行うなど感染の拡大防止に努める。
- (4) 感染症法に基づき、技術部により生活の用に供される水の提供を実施する。
- (5) 知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

様式・資料集 第 2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

防疫用資機材

## 第8節 遺体の処理

【市民窓口部】

災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

### 1 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

### 2 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡したものを除く）の検案（死因その他の医学的検査）を受ける。

※ 調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

### 3 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### 4 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

### 5 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。

この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

## 6 遺体安置所の開設

市民窓口部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。

## 7 遺体の安置等

- (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに遺体安置所に搬送し、収容する。
- (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、遺体安置所において検視及び検案を受ける。
- (3) 遺体の搬送は、葬儀業者に協力要請して行うが、必要に応じ公用車等を使用する。
- (4) 必要な棺等葬祭用品は、葬儀業者に協力要請し、確保する。

## 8 遺体の埋火葬

- (1) 死亡届書の受理、死体火葬許可証の交付  
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、死体火葬許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送  
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬  
死体火葬許可証を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給  
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置  
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

様式・資料集 第1 様式 遺体台帳（第20号様式）

遺体処置・埋葬記録簿（第22号様式）

## 第9節 緊急輸送

【本部事務局部、関係機関】

災害発生後の食糧や救援資材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な車両を確保し、迅速かつ効果的な緊急輸送を行う。

### 1 緊急輸送手段の確保

#### (1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

#### (2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等について情報提供を行う。

#### (4) 緊急車両の調達等

ア 緊急車両は、市が所有する全車両を充てる。

イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。

協 定 先	協 定 の 内 容
(一社)愛知県トラック協会尾東支部 春日井部会	物資の輸送、輸送車両の供給
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保
福山通運株式会社春日井支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 一般社団法人 AZ-COM ネットワーク	物資輸送及び物資集配拠点の運営 補助
名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社	人員の輸送
株式会社トヨタレンタリース愛知 NTP ホールディングス株式会社	輸送車両の供給

J-net レンタリース株式会社	
エートス協同組合	車両の移動

ウ さらに不足するときは、県その他の地方自治体に応援要請を行う。

(5) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。

市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

緊急通行車両等確認申出先

区分	申出先	備考
○市の保有する車両 ○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県 (尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。

(6) 確認対象車両

確認対象車両は、応急対策を遂行するために必要な、次の業務のいずれかに使用する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

イ 消防、水防その他応急措置

ウ 被災者の救援・救護活動

エ 被災者の応急医療活動

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃及び防疫その他保健衛生活動

キ 遺体の搬送等

ク 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持

ケ その他必要な人員、物資及び機材の緊急輸送

コ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティアの輸送

(7) 輸送体制

ア 車両の管理

対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、すべて本部事務局が集中管理する。

## イ 車両の運用

本部事務局は、常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき、使用目的に合わせ適正に配車する。

## ウ その他

本部事務局は、関係各部に道路情報（交通規制、障害物の状況等）を提供する。

様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所  
要配慮者搬送用公用車

第2 資料 5 協定等の締結状況  
災害時における物資等の輸送及び保管場所  
の確保等に関する協定  
災害時における物資輸送及び輸送車両の供  
給に関する協定  
災害時における人員輸送に関する協定  
災害時における自動車等の提供に関する協  
定  
災害時における物資の輸送及び物資集配拠  
点の運営補助等に関する協定  
災害時における物資輸送に関する協定

第2 資料 6 県関係要領等  
緊急通行車両等の確認手続等実施要領

## 2 燃料の確保

緊急通行車両の運行に必要な燃料は、「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、協定締結団体に協力要請して確保する。

協 定 先	協 定 品 目
愛知県石油商業組合春日井支部 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち	ガソリン、軽油、 重油、灯油等
(一社) 愛知県LPガス協会尾張支部 春日井分会	ガスボンベ

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況  
災害時における物資調達に関する協定

### 3 緊急航空輸送

本部事務局は、緊急を要するときは、知事に自衛隊や県警、又は名古屋市消防局長に名古屋市消防航空隊等の航空機(ヘリコプター)の派遣を要請する。

### 4 鉄道輸送

市は、応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等の輸送を鉄道事業者に協力要請する。

## 第10節 帰宅困難者対策

市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入してきており、災害発生時には、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止又は低下した場合、多数の発生が予測される。

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設(滞在場所)の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。

#### 1 一斉帰宅の抑制及び一時滞在施設(滞在場所)の確保

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行うものとする。

#### 2 徒歩帰宅者への情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

また、JR春日井駅においては、日本放送協会(NHK)の緊急放送を放映するとともに、JR春日井駅及びJR高蔵寺駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供することで、利用者に有効な災害情報を提供する。

#### 3 広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

#### 4 救助対策及び避難所対策

帰宅途中で救援が必要になった人への救助対策及び避難所での受入が必要になった人への避難所等対策を図る。

#### 5 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

## 第5章 要配慮者対策

### 第1節 支援対策

【救護福祉部、支援本部】

災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

#### 1 避難行動要支援者の避難支援

##### (1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあっては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

##### (3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

##### (4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

#### 2 支援体制の確立

##### (1) 救護福祉部は、関係各部、地域自治組織、ボランティア等と連携して、要

配慮者に対する支援体制を早期に確立する。

- (2) 支援本部は、防災拠点に指定福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、相談窓口を開設する。
- (3) 市は、さらなる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣要請を行う。
- (4) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。

### 3 情報の提供

ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する効果的な情報の提供に努める。

- (1) 紙おむつ、車椅子等の日常生活用品の支給情報
- (2) 福祉施設、福祉サービスの情報
- (3) 介護人の派遣、訪問看護等の情報
- (4) 人工透析等の医療情報
- (5) 仮設住宅等の情報

### 4 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。
- (2) 保育園の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入に努める。
- (3) 社会福祉施設のライフラインの復旧について、優先的な対応を関係機関に要請する。

## 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

### 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

## 第2節 要配慮者への対応

【救護福祉部、市民窓口部】

要配慮者の態様に応じ、必要な保護、相談、避難支援等を講じ、要配慮者の健康の保持、生活の確保を図る。

### 1 児童への対応

教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の実態把握に努め、児童相談

所等関係機関と協力して、保護などの必要な措置を講ずる。

## 2 高齢者、障がい者への対応

### (1) 避難所への送迎

民生委員と連携して情報提供を行い、希望者を避難所へ送迎する。

### (2) 相談窓口の開設

防災拠点において相談窓口を開設し、要配慮者に対する相談体制を整える。  
相談窓口には、手話通訳、福祉ボランティア等が配置されるよう配慮する。

### (3) 社会福祉施設等への受入先確保

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時受入の便宜を図るとともに、指定福祉避難所をできる限り早期に開設し、要配慮者に対する適切な支援を実施するものとする。

また、高齢者、障がい者の受入れが可能な施設を早期に把握し、緊急度の高い者から受入先を確保する。

## 3 傷病者、乳幼児、妊産婦等への対応

傷病者、乳幼児、妊産婦等に対しては、医療情報、粉ミルク等の食糧情報、避難所におけるスペースの確保等個別に配慮した支援を行う。

## 4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

### (1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

### (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報等の活用

### (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

## 5 PTSDへの対応

救護福祉部と連携して、被災者の PTSD をはじめとする精神不安定に対応するため、心のケアを実施する。

## 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

### 災害時における要援護者等の受入に関する 協定

## 第6章 都市施設の応急対策

### 第1節 公共施設 【技術部、各施設、関係機関】

道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。

#### 1 道路及び橋梁

##### (1) 安全対策

巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

また、技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

##### (2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に応急復旧計画を定めるとともに、道路管理者と連携を密にし、市域及び周辺の道路被害情報を収集する。

イ 応急復旧は、救助活動、物資輸送等の緊急輸送道路の確保を最優先とする。

ウ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、必要に応じて他の地方自治体に応援要請を行う。

エ 南海トラフ地震の発生時において、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求する。

#### 2 河川、ため池等

##### (1) 安全対策

技術部は、災害時に河川、ため池、砂防施設等を巡視し、橋脚、暗渠流入口、堤防、砂防施設等に危険箇所を発見したときは、各管理者に通報するとともに関係機関と協力して必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

## (2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に施設管理者と連携して、応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、施設管理者と連携を密にして応急復旧に努める。

## 3 鉄道

### (1) 安全対策

鉄道事業者は、踏切警報機、高架橋等に危険があると認められるときは、直ちに必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

### (2) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

## 4 市役所本庁舎等の公共施設

### (1) 利用者の安全確保

市役所本庁舎、ふれあいセンター、公民館等の施設管理者及び職員は、利用者の安全確保を最優先して行動し、次の措置を講ずる。また、公共施設内での事業者は、災害時に管理者、対策本部の長に協力するように努める。

ア 施設利用者の人命救助を最優先とする。

イ 館内放送等により、災害時における混乱防止措置を講じるとともに、災害情報等の提供に努め、不安の解消を図る。

ウ 避難する必要があるときは、あらかじめ定める計画に従い、誘導等を行う。

エ 負傷者が発生したときは、応急措置を講ずる。

オ 応急措置の概要については、支援本部へ報告する。

### (2) 施設建物・設備の保全等

ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。

イ 電気、ガス、水道、通信施設等に被害を生じたときは、関係機関と連絡をとり、応急復旧を要請する等の措置を講ずる。

ウ 指定一般避難所及び指定福祉避難所以外の施設等へ市民が避難してきたときは、支援本部に追認避難所としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。

### (3) 防災対策施設

対策本部、支援本部、物資集配拠点等となる施設は、前項に定めるほか本部等の設置及び開設に向けての準備並びに防災関係資機材の確認及び点検を行う。

## 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

### 災害時における応急対策業務に関する協定

## 第2節 ライフライン

【技術部、関係機関】

上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

また、市、県、国及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

### 1 上水道

#### (1) 活動体制

技術部及び配水管理事務所は、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。

なお、必要に応じて他の地方自治体及び関係団体等に応援を要請する。

#### (2) 応急復旧対策

ア 水道施設の被害状況を速やかに把握し、状況に応じ応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、特に避難所や病院等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整をしながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

ウ 応急復旧に必要な資機材は、業者が保有する資機材及びメーカーから調

達する。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 下水道

(1) 活動体制

技術部及び浄化センターは、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保し、必要に応じて他の地方自治体及び下水道関係団体の応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

下水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、処理施設の非常点検を実施して施設及び設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧を実施する。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

3 電力

(1) 活動体制

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び株式会社 J E R A は、災害の状況に応じ、非常災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

イ 復旧順位は、原則として医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関及び報道機関を優先するが、災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又は W e b サイト等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

(3) 危険防止措置

二次災害のおそれがあると認められるときは、直ちに当該範囲の送電遮断

等適切な措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車による広報のほか市、報道機関等と協力して復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

(5) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 都市ガス

(1) 活動体制

東邦ガス株式会社は、災害の状況に応じ、災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして、道路等の被害状況を把握し、復旧対策を実施する。

イ 復旧は、原則として災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施するが、医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関については、臨時供給等による早期復旧に努める。

(3) 危険防止措置

都市ガスの漏えい等により、二次災害のおそれがあると認められるときは、東邦瓦斯災害対策本部の指令に基づき、広域的な中圧ブロック又は地区的な低圧ブロック単位で、ガス供給を停止する等の二次災害防止措置を講ずる。

(4) 広報

市民の不安除去及び二次災害の防止を図るため、広報車による巡回広報のほか、市、警察、消防署及び報道機関と協力して、ガス設備の被害状況、復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

5 LPガス

(1) 活動体制

(一社)愛知県LPガス協会は、災害対策本部を設置し、LPガスの保安確保及び安定供給等の応急対策を実施する。

## (2) 応急復旧対策

- ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。
- イ 被害状況の確認、二次災害防止のための安全点検は、原則として医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設等の公共機関を優先する。
- ウ 市対策本部と連携して防災拠点、避難所等への臨時供給を実施する。

## (3) 広報

市民の不安除去及び二次災害の防止を図るため、復旧状況、安全点検の実施状況等に関する広報を市、報道機関等と協力して実施する。

## 6 電話

### (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

#### ア 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

#### イ 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

#### ウ 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

#### (ア) 西日本電信電話株式会社

a 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

b 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

c 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

d 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(1) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

a 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

b 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

ア 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

## イ 応急復旧活動の実施

- (ア) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (イ) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (ウ) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

## ウ 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

## エ 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

### (3) 広報

市、報道機関等と協力して通信網の復旧状況、復旧見込み等に関する十分な広報を実施する。

### (4) 被災者等への情報伝達

通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

## 第7章 交通対策及び災害警備

### 第1節 交通障害物の撤去 【技術部、関係機関】

災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。

また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国及びライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。なお、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

#### 1 障害物の撤去

技術部は、関係機関と連携をとり、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、緊急輸送に必要な道路の確保を最優先に行う。

障害物の撤去等に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

- (1) 道路上のがれき等障害物は、道路管理者と連絡調整の上、撤去する。
- (2) 道路面に生じた亀裂、陥没等は、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- (3) 上下水道、電話、電気等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、占用者に連絡する。
- (4) 撤去作業に当たっては、可能な限り障害物の所有者又は管理者の同意を得るものとする。

#### 様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

#### 災害時における応急対策業務に関する協定

#### 2 路上放置車両等に関する措置

##### (1) 警察官の措置

##### ア 緊急交通路の確保

- (ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、

優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車</li> <li>・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul>

ウ 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> </ul> <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災地区への車輛の流入抑制を行う。</p>
第一局面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による</li> </ul>	

分類	態様
(災害発生直後)	<p>社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。) 以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</p> <p>・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第2の標示を設置して行う。</p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>
<p>第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)</p>	<p>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>

エ 強制排除措置

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

#### オ 緊急通行車両の確認等

- (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第 1 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

- (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

- (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

- (エ) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

#### カ 交通情報の収集及び提供

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

#### (2) 自衛官及び消防吏員の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

#### (3) その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

### 様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務の支援等に関する協定

## 第2節 交通規制

【警察署、関係機関】

災害時の交通混乱の防止、緊急輸送道路の確保を図るため、災対法、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の定めるところにより、交通規制が実施される。

### 1 交通規制の実施

交通規制は、警察及び道路管理者において実施され、市は、交通規制が円滑に実施されるよう、関係機関と緊密に連携を図り、必要な措置を講ずる。

- (1) 応急対策に必要な道路を確保するため、市民に対して自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。
- (2) 通行規制又は緊急優先通行を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に要請し、その実施に協力する。

#### 交通規制の責任者等

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。</li> <li>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。</li> <li>3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> </ol>	災対法第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条
道 路 管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。</li> <li>2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。</li> </ol>	道路法第46条

- (3) 被災状況や交通状況に応じ、規制路線の選定及び区間や地点を指定し、一般車両を対象とした通行禁止等の交通規制を実施する。

#### ア 交通規制対象路線

路線名・路線番号	起点	終点
東名・名神高速道路	豊川 I . C（静岡県境）	一宮 I . C（岐阜県境）
東名阪自動車道 （名二環含む）	名古屋南 J C T	弥富 I . C（三重県境）

路線名・路線番号	起点	終点
国道 19 号	熱田区伝馬 1 (市場町交差点)	春日井市内津町 (岐阜県境)
国道 302 号	海部郡飛島村木場 (木場 2 交差点)	天白区平針 (平針 1 交差点)
主要地方道 春日井稲沢線 62	春日井市味美上ノ町 (味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町 (下津交差点)

イ エリア交通規制(県境)

路線名	検問場所	抑制・制限方向
国道 19 号	春日井市西尾町西尾交差点	西進

2 車両の運転者がとるべき措置

(1) 災害の発生時

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制の実施時

災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われたときは、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

- (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう駐車する。
- ウ 警察官又は道路管理者からの移動等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両の移動等を行うものとする。

### 3 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

## 第3節 災害警備

【警察署】

災害に伴う混乱や犯罪の発生を防止するため、関係機関と連携して社会秩序の維持に努める。

### 1 災害警備活動

災害時における警備活動は、県防災計画の定めるところにより、春日井警察署に現地警備本部が設置され、次の事項を重点に実施される。

- (1) 大規模災害が発生したときの対策
  - ア 情報の収集及び伝達
  - イ 被害実態の把握
  - ウ 被災者の救出及び負傷者の救護
  - エ 危険箇所の警戒、市民に対する避難誘導等
  - オ 避難路及び緊急交通路の確保並びに交通混乱の防止及び交通秩序の確保
  - カ 保安、地域安全対策及び生活経済対策
  - キ 広報及び相談活動
  - ク 行方不明者の捜索、行方不明者相談窓口の設置
  - ケ 遺体の検視
- (2) 激甚な大規模災害が発生したときの対策
  - ア 被害実態の全体像の早期把握
  - イ 応援部隊等の受入体制の確立
  - ウ 装備資器材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護

## エ 各種相談の受付実施

### 2 防犯・地域安全活動

各種犯罪の未然防止のため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、防犯連絡所を拠点として、次の地域安全活動を促進する。

- (1) 地域安全活動の強化
- (2) 被災地、避難所等における警戒活動
- (3) 経済事犯の取締り

### 3 市の対策

市は、春日井警察署の実施する警備活動及び地域安全活動が円滑かつ効果的に行われるよう緊密に連携を図り、必要な対策を講ずる。

### 4 市民等の役割

市民及び事業者は、自ら居住する区域において、警察署等と連携・協力し、犯罪等の予防・防止のため巡回パトロールを行う。

## 第8章 廃棄物対策

### 第1節 ごみ・し尿対策

【衛生部】

災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年3月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。

災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物等の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。

#### 2 処理体制の確保

発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物等の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

##### (1) 施設等の確保

ア クリーンセンター・衛生プラントの非常点検を行い、職員、施設及び設備等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

イ 清掃事業所の非常点検を行い、職員、施設、設備及び収集車両等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ウ 関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。

エ 委託業者及び許可業者の被害状況を把握するとともに、道路被害、公共下水道被害及び交通規制等の状況を確認する。

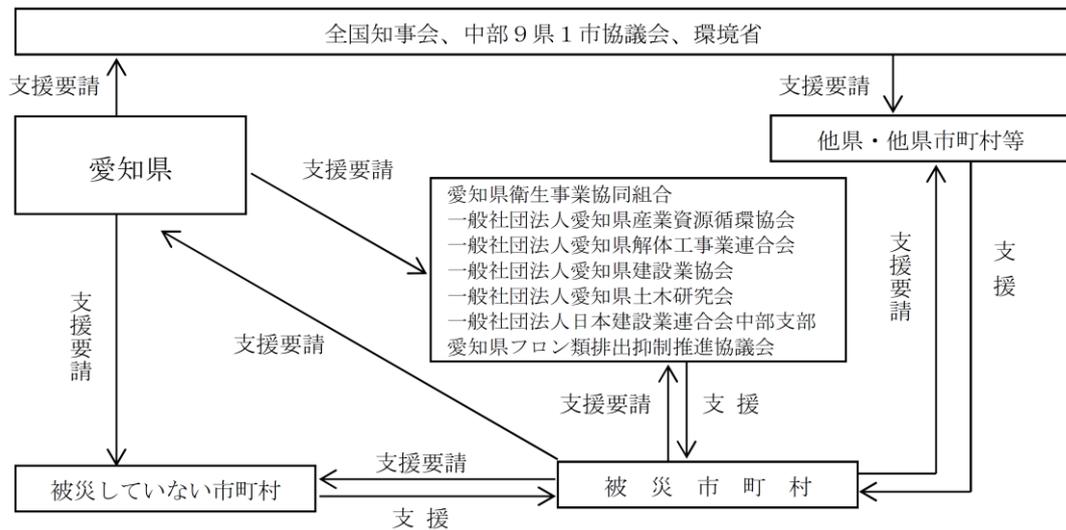
オ 被害状況等に応じて、避難部と連携して避難所等の仮設トイレ等必要数を把握し、備蓄品を確保する。

(2) 応援・協力要請

ア 災害廃棄物等の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。

イ 市の既存施設による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び協定に基づく広域応援を要請する。

被災時の支援体制



3 ごみの収集・処理方法

(1) 収集及び運搬

ア 市民、避難所及び事業所等へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集方法について周知を行う。

イ 収集に当たっての優先順位は、概ね次のとおりとする。

優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

ウ 資源、粗大ごみは、一時収集等を休止又は収集頻度を低減させ、優先順位の高いものを優先的に収集する。

エ 収集に当たっては、情報管理部との連絡を密にし、道路被害、交通規制などの情報を把握して安全かつ効率的に行う。

オ 災害廃棄物等は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。

## (2) 仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施

ア 燃やせるごみ及び感染性廃棄物については、収集後、仮置場へ搬入せず直接クリーンセンターへ搬入する。

イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物等を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。

ウ 災害廃棄物等は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。

エ 仮置場において、有害物・危険物等は、遮水シート等を敷設するなど適切に管理を行う。

オ 仮置場では、環境汚染や火災を未然に防止するとともに、近隣住民・作業員の安全と健康を守るため、必要に応じて消毒剤・消臭剤散布など適切な衛生管理を行う。

カ 災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

キ 災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内での広域処理を検討する。

## 4 し尿の収集・処理方法

(1) 被害状況に応じ、避難部と調整し、仮設トイレを避難所等に設置する。

(2) 収集は、避難所や被害の甚大な地域を優先する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。

(3) 収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を

確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等  
清掃施設・設備

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時におけるユニットハウス等の提供に  
関する協定書

ごみ処理相互応援に関する協定

災害時におけるフロン類の回収に関する協  
定

災害時における廃棄物の処理等に関する協  
定

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係  
る相互応援に関する協定

災害廃棄物等の処理に関する基本協定

## 第2節 がれき対策

【技術部】

地震により、住家又はその周辺に流入した土石類、大量に生じる倒壊家屋等のがれきに対し、適正な処理に努める。

被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。なお、市町村による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

### 1 流入した土石等の障害物の除去

技術部は、災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

#### (1) 対象者等

ア 自らの資力では当該障害物を除去することのできない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産を持たない失業者等）であること。

イ 障害となる物が居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、敷地等

に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅が有る場合等は対象とならない。）。

エ 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失及び床下浸水の住家は対象とならない。）。

オ 当該災害により直接被害を受けたものであること。

## (2) 除去の方法

ア 除去対象戸数及び所在を調査・把握するとともに、必要な資機材及び体制を確保する。

イ 除去に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

ウ 優先度の高い箇所から実施する。

エ 市の処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援要請を行う。

### 様式・資料集 第 1 様式 障害物除去状況記録簿（第 25 号様式）

#### 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における災害支援レンタル機材の供給に関する協定

給に関する協定

## 2 倒壊家屋の除去

市は、被災者の経済的負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

## 3 がれきの処理

### (1) 臨時集積地

ア 倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等のがれきは、臨時集積地を選定して、一時的に集積する。

イ 臨時集積地の選定に当たっては、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮する。

### (2) 搬入及び管理

ア 搬入に当たっては、不燃物、可燃物及び有害物に分別して、直接搬入す

る。

イ 臨時集積地への搬入及び搬出管理を適正に行うため、要員を配置するとともに、市の地域以外のがれきを制限するため、搬入券を交付する。

ウ 周辺の環境等に十分配慮して、消毒等を行う。

エ 市民及び事業所へがれきの分別、排出抑制等について協力要請する。

### (3) 処理

ア 処理に当たっては、必要に応じて分別、中間処理を行い、減量化に努める。

イ クリーンセンター及び最終処分場の処理能力を勘案し、排出及び処理を行う。

ウ 市の保有する処理能力を上回るときは、県及び他の地方自治体に応援を要請する。

エ アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理を行う。

### (4) 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

## 第9章 教育対策

### 第1節 学校教育の早期再開

【避難部、小・中学校】

災害時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、教育環境の復旧及び回復を促進し、学校教育の早期再開に努める。

#### 1 児童生徒の安全対策

- (1) あらかじめ定めた計画に従い、避難等の事態に即応した適切な安全対策を講ずる。
- (2) 児童生徒の安否、被災状況等を速やかに把握し、教育委員会に報告する。

#### 2 避難所開設への協力

指定一般避難所となっている小、中学校及び県立高校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。

#### 3 学校施設の復旧等

##### (1) 学校施設の被害状況の把握

- ア 学校長は、施設及び敷地に被害を受けたときは、その被害状況を教育委員会に報告する。
- イ 避難部は、学校施設の被害状況の把握に努めるとともに、速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。
- ウ 被害状況の収集に関しては、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

##### (2) 応急復旧対策

- ア 校舎等の被害が軽易なときは、速やかに応急修理を行う。
- イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能なときは、その校舎の安全を確保する。
- ウ 被害が甚大で全面的に使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧が完了するまで管理する。

##### (3) 教室の確保

- ア 被災施設の応急復旧に努め、学校教育の再開に向け教室の確保を図る。
- イ 近隣の学校と協議及び調整を行い、教室を融通しあう。
- ウ 学校以外の公共施設及び協力の得られる民間施設を教室として利用する。

エ 校舎等が避難所施設となるときは、ア、イ及びウによるほか応急に仮校舎を設置する。

#### 4 応急教育の実施等

##### (1) 応急教育の実施

通常の授業が実施できない場合は、学校施設の確保状況等を勘案し、臨時休校のほか二部授業、分散授業等の応急教育を実施する。

##### (2) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく通常の授業が実施できない場合は、次の方法により教職員の確保を図る。

ア 各学校で、教職員の出勤状況に応じて一時的な体制を確保する。

イ 市内学校間で、教職員の応援体制を確保する。

ウ 県教育委員会又は近隣市町の教育委員会へ、教職員の確保等について応援を要請する。

エ 県教育委員会と協議し、必要な教職員を臨時に採用する。

##### (3) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について保護者等への周知を図る。

#### 5 学校給食

##### (1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場（稲口・東部第1・東部第2）の復旧に努める。

なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

##### (2) 学校給食は、各調理場（稲口・東部第1・東部第2）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。

#### 6 児童生徒の健康保持等

被災した児童生徒に対しては、必要に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。

#### 7 教科書・学用品等の給与

##### (1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。  
ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

#### 様式・資料集 第1 様式 学用品交付簿（第26号様式）

- (2) 県は、県立学校、私立学校等の児童・生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

## 第2節 社会教育及び文化財 【避難部、各施設】

### 1 社会教育関係施設

社会教育関係施設の応急措置については、早期再開に必要な対策を講ずるものとする。

### 2 文化事業等の早期再開

被災者に対しては、物質的支援だけでなく、精神的な支援を行うため、芸術、文化事業をはじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

### 3 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び県教育委員会の指導の下に所有者と協議し復旧対策を講ずる。

市の地域に一定規模以上の災害が発生し、その災害が救助法に該当し、又は該当する見込みがあるときで、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、救助法の適用を要請し、応急的、一時的な救助を行う。

#### 1 適用基準

- (1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、市単位で知事が指定して行う。
  - ア 市内で、全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が 150 世帯以上に達したとき。
  - イ 被害世帯がアの基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市内の被害世帯が 75 世帯以上に達したとき。
  - ウ 被害世帯数がア又はイに達しないが、県の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市内の被害状況が、特に援助を必要とする状態にあるとき。
  - エ 市内の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
  - オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするとき。
- (2) 適用の基準となる被害世帯の換算等計算は、次の方法による。
  - ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2 世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。
  - イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。
  - ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を配慮して実情に即した決定をする。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非

常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

## 2 救助の種類

救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法支援配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、県からの通知を受けることにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
住家の被害の拡大を阻止するための緊急の修理		
日常生活に必要な最小限度の部分の修理		
学用品の給与	市（県が委任）	
市立学校児童生徒分		

県立学校、私立学校等 児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）
埋葬	市（県が委任）
死体の搜索及び処理	市（県が委任）
住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去	市（県が委任）

また、市は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

### 3 救助の程度、方法等

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則の規定による。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等

災害救助法施行細則

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第1章 市民生活安定のための緊急措置

#### 第1節 罹災証明書の交付等

【市民窓口部、支援本部、消防公安部】

##### 1 罹災証明書の交付等

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査に係る担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

あわせて、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市民窓口部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、住家の被害認定結果等により作成された被災者台帳等を確認の上、罹災証明書を発行する。

消防公安部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。

様式・資料集 第2 資料 7市条例等

春日井市罹災証明書等交付要綱

## 2 被災者台帳の活用

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

## 第2節 義援金、災害弔慰金等

【救護福祉部、会計部】

### 1 義援金の受付及び配分

- (1) 会計部は、義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。  
受け付けた義援金は、被災者に配分されるまで、専用口座を設けて保管する。
- (2) 救護福祉部は、日本赤十字社及びその他関係団体と配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

### 2 災害弔慰金等の支給

#### (1) 災害弔慰金等

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年春日井市条例第16号）に基づき、市民が自然災害によって死亡した場合は、遺族に対して災害弔慰金を支給し、また、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障がいが残った市民に対して災害障害見舞金を支給する。

#### (2) 災害見舞金等

市は、春日井市災害見舞金等支給条例（昭和48年春日井市条例第16号）に基づき、被災者に対して災害見舞金を支給する。また、被災者の葬祭を行う者に対して弔慰金を支給する。

#### (3) 愛知県災害見舞金

県は、被災者に対して見舞金を支給する。

#### (4) 被災者生活再建支援金

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、も

って住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 市は、春日井市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支給する支援金の2分の1は県の補助となっている。

### 3 災害援護資金等の貸付

#### (1) 災害援護資金

市は、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

#### (2) 生活福祉資金

愛知県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

#### 様式・資料集 第2 資料 7市条例等

春日井市災害見舞金等支給条例

春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例

春日井市被災者生活再建支援金支給要綱

## 第3節 住宅等対策

【技術部】

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとと

もに、住宅の建設又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。

#### 1 応急仮設住宅

第3編第4章第6節による。

#### 2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

#### 3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

## 第4節 市税の徴収猶予、減免等

【各所管課】

#### 1 市税の納税緩和措置

被災した納税義務者、特別徴収義務者、被保険者等に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）、春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）及び春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）に基づき、納期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を、それぞれの実情に応じ適時適切に講ずる。

#### 2 国民年金保険料の免除

市は、被災した年金加入者又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく申請により、内容審査の上、知事に免除申請者を進達する。

## 第 5 節 復旧に係る資金融資

【各所管課】

### 1 災害復興住宅資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。

### 2 中小企業融資

災害により被害を受けた中小企業者に対しては、県の小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

## 第2章 復興体制

【各部、関係機関】

### 1 復興体制の基本方針

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

また、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求めることとし、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

### 2 市復興計画の策定

市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

### 3 職員の派遣要請

#### (1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

#### (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

#### (3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通

地方公共団体職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

## 第3章 公共施設の災害復旧計画

【各部、関係機関】

### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を調査・検討し、県等の関係機関と連携・協力して、それぞれ所管する公共施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等の検証を行い、単に原形復旧にとどまらず、再発防止及び将来の災害に備える内容とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川災害復旧事業計画
  - イ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - カ 道路災害復旧事業計画
  - キ 下水道災害復旧事業計画
  - ク 公園災害復旧事業計画
- (3) 農林業施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) その他の復旧事業計画

### 2 災害復旧に伴う財政援助

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方自治体が提出する資料及び実

地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助されるもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- エ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- キ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）

(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 5 分の 4 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 2 分の 1 を国庫補助する。

3 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

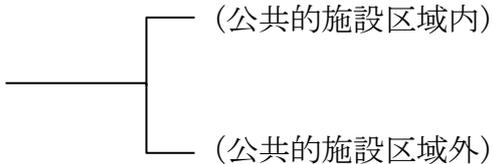
激甚災害及び局地激甚災害の指定に係る調査を県が行う際には、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査等に協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。

(3) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業 
- (セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

#### ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資機材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

#### 4 災害復旧事業の実施

被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。また、災害により、被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関等は、必要な職員を適正に配置し、また、必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

## 第4章 震災復興都市計画決定手続き

【各部、関係機関】

### 1 震災復興都市計画の基本方針

地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

### 2 第一次建築制限

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後14日以内に、区域の指定を行う。
- (3) 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

### 3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

#### 4 第二次建築制限

##### (1) 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

##### (2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

#### 5 復興都市計画事業の都市計画決定

##### (1) 都市復興基本計画の策定と公表

復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

##### (2) 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

## 第5章 暴力団等への対策

【各部、関係機関】

### 1 復旧・復興事業からの暴力団等の排除

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するとともに、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動を徹底する。

### 2 公の施設からの暴力団等の排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

# 計画資料

## 資料1 気象庁震度階

### 気象庁震度階級表

震度階級	0	1	2	3	4
計測震度	0.5未満	0.5以上1.5未満	1.5以上2.5未満	2.5以上3.5未満	3.5以上4.5未満
震度階級	5弱	5強	6弱	6強	7
計測震度	4.5以上5.0未満	5.0以上5.5未満	5.5以上6.0未満	6.0以上6.5未満	6.5以上

### 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって被害が異なる場合があります。この表では、ある地震が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では、一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では、長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなど長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況
0.5未満	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
0.5以上 1.5未満	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。								
1.5以上 2.5未満	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
3.5以上 4.5未満	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
4.5以上 5.0未満	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やけ崩れが発生することがある。
5.0以上 5.5未満	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やけ崩れが発生することがある。
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなるこ	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ること	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	耐震性が高い木造建物	耐震性が低い木造建物	耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物	耐震性が低い鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況
			とがある。			がある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。				
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものが増える。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
6.5以上	7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

※ ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料2 マグニチュード (M) と地震の程度

マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大級の大地震</li> </ul>	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) (平 23. 3. 11)
8.5 ～ 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世界を通じて、10 年に 1 回程度しか起こらない。</li> </ul>	チリ地震 (M 8.5) (昭 35. 5. 23)
8 ～ 8.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一級の大地震</li> <li>・内陸に起こると大被害</li> <li>・海底に起こると大津波</li> <li>・日本付近で 10 年に 1 回程度発生</li> </ul>	北海道東方沖地震 (M 8.2) (平 6. 10. 4) 南海地震 (M 8.0) (昭 21. 12. 21) 三陸地震 (M 8.1) (昭 8. 3. 3) 濃尾地震 (M 8.0) (明 24. 10. 28)
7 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かなりの大地震</li> <li>・内陸に起こると大被害を生ずることがある。</li> <li>・海底に起こると津波を伴う。</li> <li>・日本付近で 1 年に 1 回程度発生</li> </ul>	能登半島地震 (M7.6) (令 6. 1. 1) 熊本地震 (M6.5、M7.3) (平 28. 4. 14、平 28. 4. 16) 鳥取県西部地震 (M 7.3) (平 12. 10. 6) 兵庫県南部地震 (M 7.3) (平 7. 1. 17) 三陸はるか沖地震 (M 7.6) (平 6. 12. 28) 北海道南西沖地震 (M 7.8) (平 5. 7. 12) 釧路沖地震 (M 7.8) (平 5. 1. 15) 日本海中部地震 (M 7.7) (昭 58. 5. 26) 宮城県沖地震 (M 7.4) (昭 53. 6. 12) 新潟地震 (M 7.5) (昭 39. 6. 16) 福井地震 (M 7.1) (昭 23. 6. 28) 東南海地震 (M 7.9) (昭 19. 12. 7) 関東大地震 (M 7.9) (大 12. 9. 1)
6 ～ 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内陸に起こると (特に震源が浅いとき) 被害を生ずることがある。</li> <li>・日本付近で 1 年に 10 回程度発生</li> </ul>	北海道胆振東部地震 (M 6.7) (平 30. 9. 6) 大阪府北部地震 (M 6.1) (平 30. 6. 18) 鳥取県中部地震 (M 6.6) (平 28. 10. 21) 芸予地震 (M 6.7) (平 13. 3. 24) 長野県西部地震 (M 6.8) (昭 59. 9. 14) 三河地震 (M 6.8) (昭 20. 1. 13)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を生ずることはほとんどない。時々感じ</li> </ul>	

4 ～ 6	る地震の大部分はこの程度のもの。 ・日本付近で1年に100回程度発生	
3 ～ 4	・震源地の近くで人体に感じることもある。	
2 以下	・高倍率の地震計によって観測される。	

※ 過去の地震については、理科年表による。

資料3 著名な大地震

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
明治 5. 2. 6	浜田地震	7.1	島根県西部 (石見、出雲)	死者 552、全壊約 5 千 1 週間ほど前から鳴動、当日は前震もあった。 特に石見東部で被害が多く、海岸沿いに数尺の隆起・沈降がみられ、小津波があった。
24. 10. 28	濃尾地震	8.0	岐阜県、愛知県	死者 7,273、建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、山崩れ 1 万余 仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。根尾谷を通る大断層を生じ、水島で上下に 6 m、水平に 2 m ずれた。
27. 10. 22	庄内地震	7.0	庄内平野	死者 726、全壊 3,858、半壊 2,397、焼失 2,148 被害は主として庄内平野に集中した。
29. 6. 15	明治三陸地震津波	8 1/2	三陸沖	死者 21,959、家屋流失全半壊 1 万以上、船の被害約 7 千 震害はなく、津波が北海道より牡鹿半島にいたる海岸に襲来した。Mは津波を考慮したもの。
29. 8. 31	陸羽地震	7.2	秋田・岩手県境	死者 209、全壊 5,792 秋田県の仙北郡・平鹿郡、岩手県の西和賀郡・稗貫郡で被害が大きく、川船・千屋断層を生じた。
大正 12. 9. 1	関東大地震	7.9	関東南部	死者・不明 14 万 2 千余、家屋全半壊 25 万 4 千余、焼失 44 万 7 千余、山崩れ・崖崩れが多発 東京で最大振幅 14~20 cm を観測。地震後火災が発生し、被害を大きくした。関東沿岸に津波が襲来した。
14. 5. 23	北但馬地震	6.8	但馬北部	死者 428、家屋全壊 1,295、焼失 2,180 円山川流域で被害が多く、河口付近に長さ 1.6 km の小断層二つを生じた。
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.3	京都府北西部	死者 2,925、家屋全壊 12,584 被害は丹後半島の頸部が最も激しく、郷村断層・山田断層を生じた。
5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	伊豆北部	死者 272、家屋全壊 2,165 2~5 月に伊東群発地震。山崩れ・崖崩れが多く、丹那断層とそれに直交する姫之湯断層を生じた。
8. 3. 3	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者・不明 3,064、家屋流失 4,034、倒壊 1,817 浸水 4,018 震害は少なく、津波が太平洋岸を襲い三陸沿岸で被害は甚大。日本海溝付近で発生した巨大な正断層型地震と考えられている。

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
18. 9. 10	鳥取地震	7. 2	鳥取県付近	死者 1,083、家屋全壊 7,485、半壊 6,158 鳥取市を中心に被害が大きく、鹿野断層、吉岡断層を生じた。地割れ・地変が多かった。
19. 12. 7	東南海地震	7. 9	東海道沖	死者・不明 1,223、住家全壊 17,599、半壊 36,520 流失 3,129 東海地方の各県に被害が大きかった。津波が各地に襲来し、熊野灘沿岸で 6~8m。
20. 1. 13	三河地震	6. 8	愛知県南部	死者 2,306、住家全壊 7,221、半壊 16,555、非住家全壊 9,187 規模の割に被害が大きく、特に幡豆郡の被害が大きかった。深溝断層を生じ、津波は蒲郡で 1 m。
21. 12. 21	南海地震	8. 0	南海道沖	死者 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、焼失 2,598 被害は中部以西の日本各地にわたり、津波が静岡県より九州にいたる海岸に襲来した。
23. 6. 28	福井地震	7. 1	福井平野	死者 3,769、家屋倒壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851 被害は福井平野とその付近に限られ、土木構築物の被害も大きく、南北に断層が生じた。
35. 5. 23	チリ地震津波	8. 5	チリ沖	死者・不明 142、家屋全壊 1,500 余、半壊 2 千余 チリ沖で発生した地震による津波が日本各地に襲来し、北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島付近で被害が大きかった。
39. 6. 16	新潟地震	7. 5	新潟県沖	死者 26、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298 新潟・秋田・山形の各県を中心に被害があり、船舶・道路の被害も多かった。新潟市内各所で噴砂水がみられ、地盤の流動化による被害が著しかった。津波が日本海沿岸一体を襲った。
40. 8. 3	松代群発地震	—	松代付近	負傷者 15、住家全壊 10、半壊 4、山崖崩れ 60 1970 年末までに松代で有感地震 62,821 回 (震度 5 : 9 回、震度 4 : 50 回)
43. 5. 16	1968 年十勝沖地震	7. 9	青森県東方沖	死者 52、負傷者 330、建物全壊 673、半壊 3,004 浸水 529、船舶流失沈没 127 青森県を中心に北海道南部・東北地方に被害があり、青森県下で道路損壊が多かった。
53. 6. 12	1978 年宮城県沖地震	7. 4	宮城県沖	死者 28、負傷者 1,325、住家全壊 1,183、半壊 5,574、道路損壊 888、山崖崩れ 529 被害は宮城県に多く、新興開発地に被害が集中。

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
58. 5. 26	昭和58年日本海中部地震	7. 7	秋田県沖	死者 104(うち津波によるもの 100)、負傷者 163(同 104)、建物全壊 934、半壊 2,115、流失 52、一部破損 3,258、船沈没 255、流失 451、破損 1,187 被害は秋田県で最も多く、青森・北海道がこれに次ぐ。
59. 9. 14	昭和59年長野県西部地震	6. 8	長野県西部	死者 29、負傷者 10、建物全壊・流失 14、半壊 73、一部破損 565、道路損壊 258 死者及び建物流失は主として王滝川・濁川の流域などに発生した大規模な崖崩れと土石流によるもので、王滝村に大きな被害をもたらした。
平成 5. 7. 12	平成5年北海道南西沖地震	7. 8	北海道南西沖	死者 202、不明 28、負傷者 323 地震に加えて津波による被害が大きく、奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態となった。津波の高さは青苗の市街地で 10m を越えたところがある。
7. 1. 17	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7. 3	淡路島・兵庫県南部	死者 6,432、不明 3、負傷者 4 万以上、住家全半壊 24 万以上、住家全半壊 6 千以上 活断層の活動による直下型地震。神戸、洲本で震度 6、淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域があった。多くの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道線路なども崩壊した。死者の多くは家屋の倒壊と火災によるもの。
12. 10. 06	平成12年鳥取県西部地震	7. 3	鳥取県西部	負傷者 182、住家全半壊 3,532 境港市、日野町で計測震度導入後初めての震度 6 強
13. 3. 24	平成13年芸予地震	6. 7	安芸灘	死者 2、負傷者 288、住家全半壊 844 フィリピン海プレート内部の正断層型地震
15. 9. 26	平成15年十勝沖地震	8. 0	釧路沖	不明 2、負傷者 849、住家全半壊 484 最大震度 6 弱 太平洋プレート上面の逆断層プレート型地震
16. 10. 23	平成16年新潟中越地震	6. 8	新潟県中越地方	死者 67、負傷者 4,805、住家全壊 3,175 半壊 13,794 震度 7 逆断層型地震
17. 3. 20	福岡県西方沖地震	7. 0	福岡県西方沖	死者 1、負傷者 1,087、住家全壊 133 半壊 244 震度 6 弱 福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震
17. 8. 16	平成17年宮城県沖	7. 2	宮城県沖	負傷者 100、住家全壊 1 最大震度 6 弱
19. 3. 25	平成19年能登半島地震	6. 9	能登半島沖	死者 1、負傷者 359、住家全壊 659 半壊 1,563 最大震度 6 強

年月日	地震名	規模 (M)	地域	被害状況等
19. 7. 16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	逆断層型地殻内地震 死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震
20. 6. 14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震
20. 7. 24	平成20年岩手沿岸北部地震	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、 最大震度 6 強 太平洋プレート内部正断層型スラブ内地震
23. 3. 11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	三陸沖	死者 19,747、行方不明者 2,556、負傷者 6,242、住家全壊 122,005、半壊 283,156 最大震度 7 (※令和3年3月9日公表、消防庁第 161 報による)
28. 4. 14 28. 4. 16	平成28年熊本地震	6.5 7.3	熊本県熊本地方	死者 273、負傷者 2,809、住家全壊 8,667、半壊 34,719 最大震度 7 (※平成31年4月12日公表、消防庁第 121 報による)
28. 10. 21	平成28年鳥取県中部地震	6.6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成30年3月22日公表、消防庁第 38 報による)
30. 6. 18	平成30年大阪府北部地震	6.1	大阪府北部	死者 6、負傷者 462、住家全壊 21、半壊 483 最大震度 6 弱 (※令和元年8月20日公表、消防庁第 32 報による)
30. 9. 6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	北海道胆振地方中東部	死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1,660、 最大震度 7 (※令和元年8月20日公表、消防庁第 35 報による)
令和 6. 1. 1	令和6年能登半島地震	7.6	能登半島沖	死者 341、負傷者 1,334、住家全壊 6,273、半壊 20,892、最大震度 7 (※令和6年8月21日公表、消防庁第 109 報による)

注：理科年表による。

## 資料 4 地震予知

### 1 観測強化地域の指定

遠州灘では大地震が過去 1096 年、1498 年、1707 年、1854 年に発生しているが、最近 120 年間は発生しておらず、地震活動のきわめて不活発な区域の存在が明らかになっている。地震波速度比 ( $V_P/V_S$ ) はいまのところ特に異常とはいえないが、明治以来、駿河湾沿いが沈下、内陸側が隆起という傾向の上下変動及びおおむね東西方向圧縮傾向の水平変動が継続しているように見える。水平変動は最近加速されたという報告もある。

同地域の重要性にかんがみ、以上のような諸現象をさらに詳細に調査し、総合的に検討するため、東海地方を観測強化地域に指定する。

1974 年 2 月 28 日

第 24 回地震予知連絡会

### 2 東海地震についての統一見解

地震予知連絡会では、東海地方の遠州灘で最近 120 年間大地震が発生しておらず、地震の空白域の存在は明らかになっている。明治以来の東海、駿河湾沿岸の地殻上下変動及び地殻水平歪の様相から同地域の社会的重要性を考慮して昭和 49 年 2 月東海地方を観測強化地域に指定し、各機関の協力のもとに調査観測を実施してきた。

現在までに確認されたことは、

- (1) 古文書等の記録から 1854 年の安政東海地震の震源地域は、遠州灘から駿河湾内におよんでいた。
- (2) 1944 年 (昭和 19 年) 東南海地震の震源域は、余震の分布と地殻変動等から遠州灘西部におよんでいることが推定されるが、御前崎沖には達していない。
- (3) 御前崎南方沖から駿河湾内にかけての地域には、安政東海地震以後大地震が起こっていない。
- (4) 御前崎から駿河湾西岸にかけて、明治以来顕著な沈降が認められ、また駿河湾を中心に西北西から東南東の水平圧縮が観測されている等である。

現在までの観測結果によれば、発生時期を推定できる前兆現象と思われるものは見出されていない。しかし、現在の観測体制は十分とは言えないので、駿河湾周辺を含む東海地方の観測を更に強化し、監視を続けていく必要がある。

## 資料5 東海地震に関する事前対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は次のとおりとする。ただし、現在は気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていないことに留意する。

東海地震の発生が予知され、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（以下「地震防災応急対策」という。）を混乱なく迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

### 1 応急活動組織

#### (1) 防災組織体制

- ア 市長は東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置する。
- イ 市長は警戒宣言が発せられたときは、対策本部を設置する。
- ウ 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

#### (2) 配備態勢

- ア 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒態勢をとる。
- イ 警戒宣言が発せられたときは、第1次非常配備態勢をとる。
- ウ 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。

### 2 情報の収集及び伝達

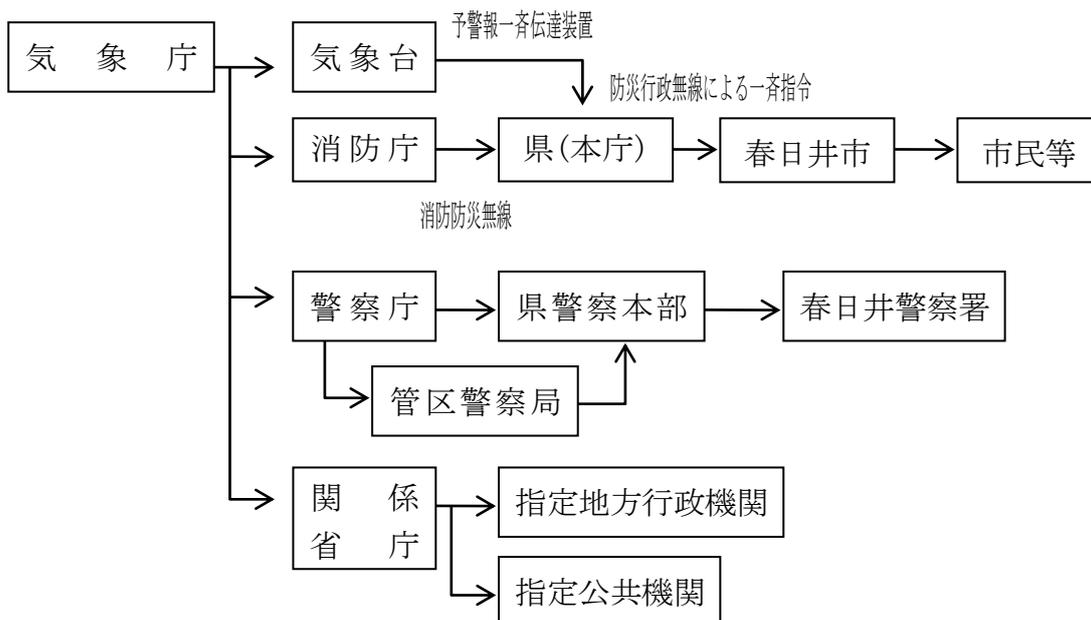
#### (1) 地震予知情報等の収集及び伝達

東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）、警戒宣言その他これらに関する情報の収集及び伝達は、次の系統図により行う。

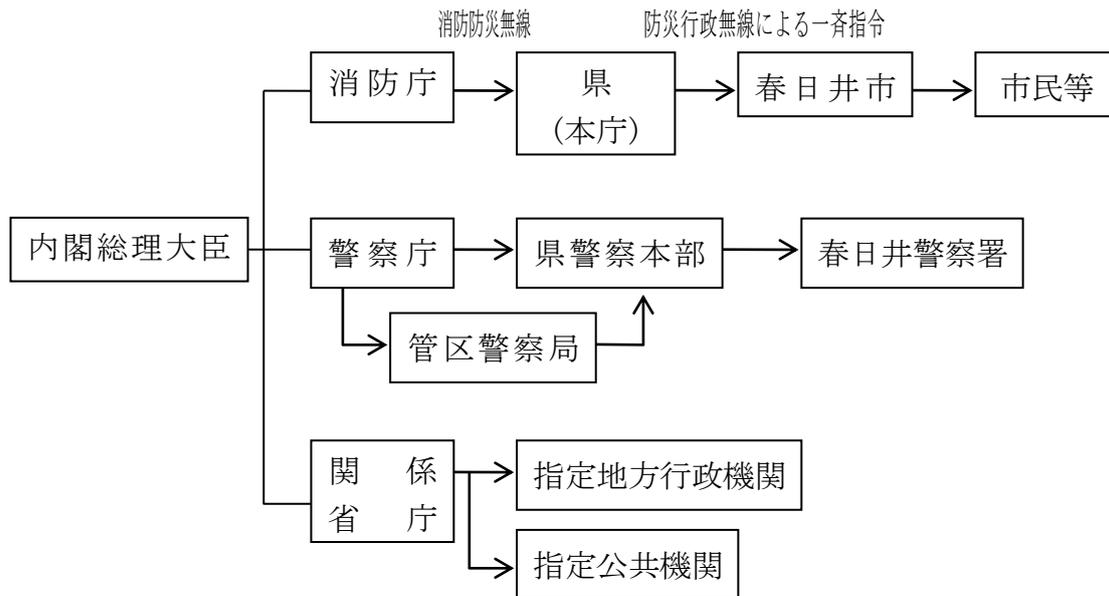
なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

- ア 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

種類	内 容 等		防災対応
東海地震予知 情報 カラーレベル 赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		警戒宣言 災害警戒本部設置
東海地震注意 情報 カラーレベル 黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。		準備行動の実施 市民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル 緑	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。	



## イ 警戒宣言



## ウ 内部伝達等

(ア) 市の内部における伝達は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとするほか、勤務時間内においては庁内放送による。

(イ) 市民等への伝達については、報道機関の報道開始時から行うものとする。

### (2) 地震予知情報等の広報

市は、警戒宣言発令、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、被害軽減のための地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

## ア 広報内容

(ア) 地震予知情報等の内容

(イ) 市長から市民への呼びかけ

(ロ) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況

(ハ) 強化地域内外のライフラインに関する情報

(ニ) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

(ホ) 事業所、市民等が緊急にとるべき措置

(ヘ) 車両運転の自粛及び運転者がとるべき措置

(ヘ) 金融機関が講じた措置に関する情報

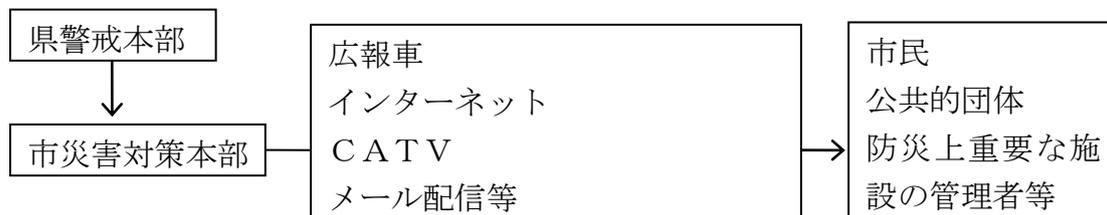
(ケ) 混乱防止のための対応措置

(コ) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

イ 広報手段等

広報は、広報車、有線放送、インターネット等の伝達系統により行う。

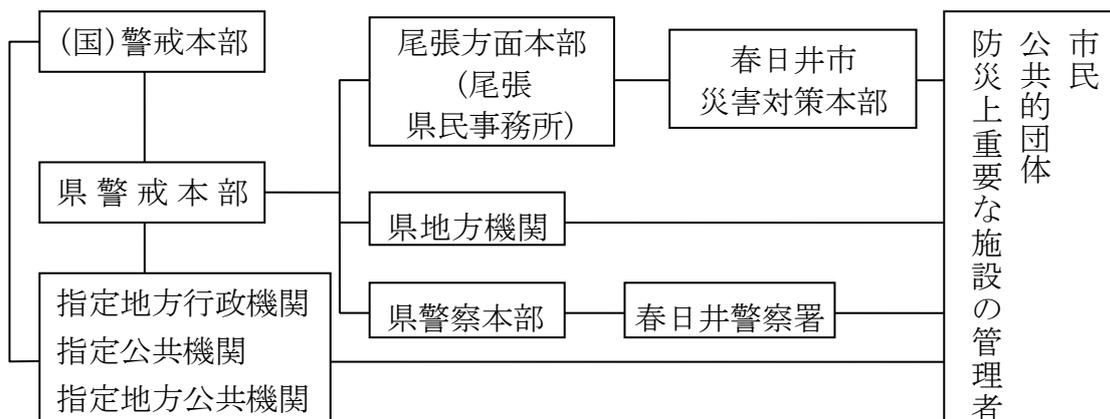
地震伝達系統



(3) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達

ア 収集及び伝達系統

地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達並びに県からの指示事項等の伝達は、次の系統図により行う。



イ 報告事項・時期

(ア) 市は、警戒宣言発令後 1 時間以内に、別記様式 1 により県に報告する。

(イ) それ以降は、別記様式 2 により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

a 報告事項 別記様式 2 に記載の事項

b 報告時期

①は、危険な事態その他の以上な事態が発生した後直ちに

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき。その他経過に応じて逐次。

(別記様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
①地震予知情報の伝達	1 完了      2 半数以上      3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨災害対策本部の設置	1 設置      2 準備中      3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了      2 半数以上      3 半数未満
備考	

(別記様式2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避難 の 経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避難 の 完了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必 要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保 護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備考		

### 3 発災に備えた直前対策

警戒宣言が発令された場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等、これらの準備的な対応を実施する。

#### (1) 消防対策

消防本部は、地震に伴う出火及び混乱を防止するため、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

ア 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。

イ 火災等の防ぎよのため現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。

ウ 火災発生の防止、初期消火について市民等への広報を行う。

エ 自主防災組織等の防災活動に対する指導を実施する。

オ 非常事態に対処するための救助用器具等の点検配備を行い、救助体制の確立を図る。

カ その他必要な措置を講ずる。

#### (2) 避難等の対策

市及び関係機関は、地震発生後の避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるよう努めるとともに、児童等の安全対策を定める。

##### ア 市の対策

(ア) あらかじめ市民等に対してパンフレット等により警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。

(イ) あらかじめ自主防災組織等を単位として、在宅高齢者、障がい者、傷病者等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等の把握に努め、発災後の避難に備えるとともに、必要な支援を行う。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域等において市民が避難する場合は、避難誘導及び避難路の確保に努め、避難場所等に避難者が殺到し、混乱が生じるのを防ぐ。

(エ) 外国人、出張者、旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難

誘導等適切な対応を実施する。特に、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

#### イ 警察官が行う避難対策

避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する恐れがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

#### ウ 要配慮者の安全対策

##### (ア) 小中学校

児童生徒の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。なお、学校等においては、東海地震注意情報の内容、通学距離、時間、通学路等を考慮し、あらかじめ保護者と協議して実態に即した具体的な避難計画を定め、日頃から児童生徒に指導しておくとともに、保護者及び関係者に周知しておく。

a 児童生徒が在校中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、安全を確認後下校させる。ただし、小学校においては、保護者に引渡し後、安全に下校させる。

b 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休校とする。

##### (イ) 保育園、認定こども園及び小規模保育事業所

園児の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。

a 園児が在園中に東海地震注意情報が発表されたときは、保育を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、保護者に引渡し後、安全に降園させる。

b 園児が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休園とする。

##### (ウ) 社会福祉施設等

入所者(来館者)に対しては、あらかじめ、家族等への連絡方法を把握

するなど帰宅等に備えておくとともに、施設は常時一時的な避難所として対応できるよう日頃から施設設備の点検、落下物等危険物の除去、食糧等の備蓄、医薬品等の確保を行う。

a 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

施設管理者は、入所者（来館者）の状況等を十分把握するとともに、館内放送で、観測情報の周知を図り、今後注意情報が発表された場合には、速やかに帰宅できるよう準備しておく旨周知させる。

b 東海地震注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された場合

施設管理者は、館内放送で注意情報又は予知情報（警戒宣言）が発表された旨の周知を図るとともに、イベントは中止し、帰宅させる。また、避難要望があれば一時避難も受け入れる。

(3) 非常用物資対策

ア 飲料水、食糧及び生活必需品

市は、関係機関及び団体の協力を求め、飲料水、食糧及び生活必需品の確保を図るとともに、関係団体を通じて飲料水、食糧及び生活必需品を扱う小売店等に対し営業を行うよう要請し、供給の確保に努める。

イ 防災用及び防疫・衛生用資機材

関係各部は、防災用及び防疫・衛生用資機材の点検整備を行い、確保を図る。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 都市施設の対策

ア 道路、橋梁等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

(ア) 所管する道路、橋梁等の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

(イ) 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

イ 河川等

技術部は、震災に備え、次の措置を講ずる。

(7) 所管する河川、ため池等の管理者へ連絡通報を行うとともに、点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

(1) 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保に努める。

#### ウ その他公共施設

市役所本庁舎、公民館、ふれあいセンター等における管理上の措置は、次のとおりとする。

(7) 東海地震注意情報又は予知情報(警戒宣言)が発表された場合は、施設利用者に伝達するとともに館内のイベントは全て中止し、帰宅させる。

(1) 施設利用者の避難等の安全確保措置

(ウ) 施設、設備及び機材の点検、転倒及び落下防止措置

なお、対策本部、支援本部等が設置される施設にあつては、発災後の開設に備える。

#### エ 鉄道

鉄道事業者は、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずる。

(7) 東海地震注意情報発表時及び報道時

##### a 列車の運転規制

警戒宣言が発令されたときの運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制による旅客への影響を少なくするため、あらかじめ定めた方法により、列車の運転規制手配を行うものとする。

(a) 東海地震注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として抑止等の手配を行う。

(b) 強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

(c) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

##### b 旅客への案内等

東海地震注意情報が発表された場合、旅客等に対して警戒宣言が発令されたときは、列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等や早期帰宅を促すようにするものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に

対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

(イ) 警戒宣言発令時

a 列車の運転規制等

- (a) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
- (b) 強化地域内の列車は、強化地域外へ直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
- (c) 強化地域外の列車は、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行うものとし、列車の運転は、あらかじめ定められた規制速度により行う。
- (d) 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運行を再開するものとする。運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

b 旅客の待機、救護等

- (a) 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停止が長時間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は市が定める避難場所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。
- (b) 前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能となった場合は、市に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ市と協議しておくものとする。

- (c) 第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、駅周辺の医療機関に搬送することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

#### オ 上水道

技術部は、震災に備えた緊急貯水を市民に強く呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。

- (ア) 緊急貯水により水量不足が生じないように、配水池の水位確保等を図る。
- (イ) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用する。
- (ウ) 県水の受水に対しては、供給地域の貯水不足にならないよう緊急増加受水の要請を行い水源の確保に努める。
- (エ) 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。
- (オ) 発災後の応急復旧に備え、資機材の点検及び確保に努める。

#### カ 下水道

技術部は、東海地震注意情報が発表された段階から、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設の点検及び巡視を実施し、必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。
- (イ) 所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検及び確保等に努める。

#### キ 電力

中部電力株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置する。
- (イ) 警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報をあらかじめ定めるルートにより伝達する。
- (ウ) 地震災害警戒本部等は、通信の確保を図り情報の収集伝達を行う。
- (エ) 電力施設の特別巡視、特別点検、仕掛り工事及び作業中の工事の応急安全措置など必要な予防措置を講ずる。
- (オ) 対策要員の確保、車両等の整備・確保に努め、応急出動に備える。
- (カ) ラジオ、テレビ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

## ク 都市ガス

東邦ガス株式会社は、震災に備え、次の措置を講ずる。

- (ア) 直ちに災害対策本部等を設置し、あらかじめ定める動員計画に基づき要員を確保する。
- (イ) 警戒宣言等は、受理責任者が受理し、あらかじめ定める経路及び方法に従って迅速かつ確実に伝達する。
- (ウ) 警戒宣言発令後もガスの供給を継続することを原則とする。
- (エ) 緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中及び作業中のガス工作物の危険を防止する措置を講じた後、これを中断する。
- (オ) 防災上必要な設備の点検及び作動確認を行う。
- (カ) 復旧用資材、機工具、飲料水、食糧その他の確認整備を行う。
- (キ) 需要家に対し、広報車等により不使用中のガス栓の閉止の確認、発震時の使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。
- (ク) 関係報道機関にあらかじめ連絡してあるキの内容の広報を行うよう依頼する。

## ケ 通信

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

### (ア) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- a 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- b 電報の受付、配達状況
- c 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- d 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
- e 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- f その他必要とする事項

(イ) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(ウ) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(エ) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(オ) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

(5) 医療対策

ア 出動準備要請

市医師会に医療班の出動準備を要請し、市歯科医師会及び市薬剤師会に活動の準備を要請する。

イ 受入体制の確保

市民病院等をはじめとする救急病院等は、受入体制を確保する。

ウ 医薬品等の確保

医療関係機関は、医薬品、衛生材料等の確保に努める。

(6) 交通対策

ア 道路交通の確保

警察及び道路管理者は、道路交通の混乱防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、相互に協力して適切な交通規制等を実施し、道路交通の確保を図る。

イ 運転者のとるべき措置

市は、次のとおり運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。また、東海地震注意情報が発表された段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の車の運転を控えるよう要請する。

- (ア) 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- (イ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- (ウ) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたときは、避難のために車両を使用しないこと。

#### ウ 交通規制

- (ア) 警戒宣言が発令された場合における強化地域及びこれに隣接する地域の交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送の確保を図るため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

##### a 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）
東名阪自動車道	県内全 I C
名古屋第二環状自動車道	全 I C

##### b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
瑞穂通5丁目	国道19号	春日井市瑞穂通5丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進

c 広域交通規制

広域交通規制道路

国道	19号
高速道路	東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、名古屋第二環状自動車道

広域交通検問所

名称	住所	道路名
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号

(イ) 交通規制に伴う滞留車両の措置

強化地域内への流入規制により、相当数の車両が滞留することが見込まれることから、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

エ 緊急輸送

発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員及び物資の輸送範囲は、概ね次のものとする。

(ア) 応急対策作業に従事する者

(イ) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

(ウ) 食糧、飲料水及びその他生活必需物資等

(エ) 医薬品、衛生材料等

(オ) 救援物資等

(カ) 応急対策用資材及び機材

(キ) その他必要な人員、物資及び機材

(7) 警備対策

春日井警察署は、警戒宣言が発令された場合の交通混雑及び犯罪の発生防止のため、次の措置を講ずる。

ア 警戒体制の確立

東海地震注意情報が発表された場合は、早期に警戒体制を確立する。

## イ 警備活動の推進

警戒宣言が発令された場合は、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

### (8) 生活必需品確保対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

### (9) 金融対策

警戒宣言が発令された場合、強化地域外の民間金融機関、保険会社、証券会社の営業所は、原則として平常どおり営業する。また、郵便局も原則として平常どおり業務の運営を行う。

### (10) 警戒宣言発令時の帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅困難支援等必要な対策を講ずるものとする。

## 4 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合は、市民等は、家庭及び職場においては、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような防災措置を講ずるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

### (1) 家庭においてとるべき措置

ア テレビ、ラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報を収集し、対策本部、警察署などからの情報に注意する。

イ 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分

把握しておく。なお、屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備する。

ウ 家庭内で、防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。

(ア) 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。

(イ) 石油類、プロパンガス等の危険物の安全措置をとる。

(ウ) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。

(エ) 飲料水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の確認をする。

(オ) 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路を確認し、家族全員が知っておく。

エ 火の使用は自粛する。(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れない)。

オ 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意する)。

カ 自動車や電話の使用は自粛する。

キ 自主防災組織は情報収集体制を確保するとともに、配置につく。

## (2) 職場においてとるべき措置

ア 防火管理者、危険物保安監督者などを中心に、職場で防災に関する次のような仕事の分担と段取りを決め、できる限りの措置をとる。

(ア) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。

(イ) 身の安全を確保することができる場所を確保し、重量物等の転倒防止やガラスの飛散防止措置をとる。

(ウ) 危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

(エ) 非常持出品を確認する。

(オ) 消防・防災設備を点検し、作動状態を確かめる。

(カ) 不特定多数の者が出入りする場所では、入場者の安全確保対策を確認する。

イ 火の使用は自粛する。

- ウ 職場内の自衛消防組織の出動体制を整備する。
- エ 職場の条件及び状況に応じ安全な場所で待機する。
- オ 近くの職場同士で協力し合う。
- カ 一般車両、危険物車両等の運行は自粛する。
- キ 工事中の箇所があれば、安全点検を行い、工事を一時中断する。

資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌

- 1 ◎印は責任者、○は副責任者とする。
- 2 担当者は、担当課の補佐職及び主査職とする。
- 3 第一次非常配備の要員は、部長及び総括担当者(主幹を含む)の全員並びに担当者の半数とする。
- 4 第二次非常配備の要員は、部長、総括担当者(主幹を含む)及び担当者の全員とする。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<p>本部事務局部</p> <p>部長 ◎総務部長 ○企画経営部長</p> <p>総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長</p> <p>「受援総括班」 ◎総務課長 ○財政課長</p> <p>「動員班」 ◎人事課長</p>	<p>「本部班」</p> <p>市民安全課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置、廃止及び庶務に関する事。</li> <li>2 部長会議の開催に関する事。</li> <li>3 被害状況の集約に関する事。</li> <li>4 被害状況の関係機関への報告に関する事。</li> <li>5 避難の指示に関する事。</li> <li>6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関する事。</li> <li>7 国・県・関係機関等との連携調整に関する事。</li> <li>8 災害応急対策全般の調整に関する事。</li> <li>9 安否不明者・行方不明者の公表に関する事。</li> <li>10 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関する事。</li> <li>11 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関する事。</li> <li>12 災害復興計画の企画立案に関する事。(受援総括班、技術部と協働する。)</li> </ol>
<p>「本部長付」 ◎秘書課長</p>	<p>「受援総括班」</p> <p>総務課 財政課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受援に係る総合調整に関する事。</li> <li>2 行政無線、電話等の通信の統制、確保、運用に関する事。</li> <li>3 車両の調達・確保に関する事。</li> <li>4 緊急通行車両の確認申請に関する事。</li> <li>5 庁内放送による被害情報等の伝達に関する事。</li> <li>6 車両の管理、配分に関する事。</li> <li>7 市役所本庁舎への避難者の対応に関する事。</li> <li>8 市役所本庁舎施設の被害調査、災害復旧に関する事。</li> <li>9 災害復興計画の企画立案に関する事。</li> <li>10 市役所本庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示に関する事。</li> <li>11 災害応急対策、復旧対策に係る財政措置に関する事。</li> <li>12 受援に係る費用の清算、弁償に関する事。</li> <li>13 災害救助費関係資料の作成及び費用請求に関する事。</li> </ol>

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		と。
	「動員班」 人事課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員配置及び各部の配置調整に関する事。</li> <li>2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関する事。</li> <li>3 参集職員の把握に関する事。</li> <li>4 職員の被災状況に関する事。</li> <li>5 職員の給食及び衛生管理に関する事。</li> <li>6 人的応援の要請に関する事。</li> <li>7 各種応援受け入れ状況の集約に関する事。</li> <li>8 その他職員の動員に関する事。</li> </ol>
	「本部長付」 秘書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 見舞い者等への応接に関する事。</li> <li>2 記者会見に関する事。(報道班と協働する。)</li> </ol>
<p><b>情報管理部</b></p> <p>部長 ◎企画経営部長 ○DX推進部長 ○議会事務局長 ○監査事務局長</p> <p>総括担当者 「報道班」 ◎広報広聴課長</p> <p>「広報伝達班」 ◎企画政策課長 ○監査課長 議事課長</p> <p>「収集整理班」 ◎情報システム課長 ○デジタル推進課長</p>	「報道班」 広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関する事。</li> <li>2 記者会見に関する事。(本部長付と協働する。)</li> <li>3 災害情報の発信に関する事。(市ホームページ・市公式ライン、緊急情報X(旧ツイッター)、JR春日井駅デジタルサイネージ)</li> <li>4 災害に関する写真、映像等による記録に関する事。(広報伝達班と協働する。)</li> </ol>
	「広報伝達班」 企画政策課 議事課 監査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難情報の広報に関する事。</li> <li>2 災害情報の伝達に関する事。(音声架電システム、広報車等)</li> <li>3 災害に関する写真、映像等による記録に関する事。</li> <li>4 その他広報に関する事。</li> </ol>
	「収集整理班」 情報システム課 デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震、被害情報等の収集、整理に関する事。</li> <li>2 避難所開設状況の把握、記録に関する事。</li> <li>3 開設避難所の避難者数、必要物資等の情報収集、記録に関する事。</li> <li>4 本部事務局、情報管理部報道班・広報伝達班、市民窓口部窓口班、災害支援本部との情報の共有に関する事。</li> <li>5 ホワイトボード等を使用した市民窓口部窓口班への情報開示に関する事。</li> <li>6 市民窓口部等で受け付けた災害通報・処理票(第14号様式)のデータの作成・管理、情報処理に関する事。</li> </ol>

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		7 その他情報整理に関すること。
<p><b>市民窓口部</b></p> <p>部長 ◎市民生活部長 ○総務部長 ○こども未来部長</p> <p>総括担当者 「窓口班」 ◎戸籍住民課長 ○契約管理課長 子育て推進課長</p> <p>「罹災証明班」 ◎資産税課長 ○収納課長 市民税課長</p> <p>「ボランティア班」 ◎市民生活課長</p> <p>「多様性支援班」 ◎多様性社会推進課長</p>	<p>「窓口班」 戸籍住民課 契約管理課 子育て推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関すること。(市民窓口部ボランティア班、会計部の応援を受け活動する。)</li> <li>2 電話等による被害通報の受付(災害通報・処理票(第14号様式)の作成)及び整理、情報管理部への伝達に関すること。</li> <li>3 その他市民との対応に関すること。</li> <li>4 遺体の収容及び埋火葬に関すること。</li> <li>5 葬儀業者への協力要請、調整に関すること。</li> </ol>
	<p>「罹災証明班」 資産税課 収納課 市民税課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 罹災証明書、罹災届出証明書に関すること。</li> <li>2 住家の被害認定調査に関すること。</li> </ol>
	<p>「ボランティア班」 市民生活課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。</li> <li>2 NPO・ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 災害救援ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。</li> <li>4 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。</li> <li>5 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部窓口班の応援)</li> <li>6 総合相談窓口の設置に関すること。</li> </ol>
	<p>「多様性支援班」 多様性社会推進課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</li> <li>2 多様性や男女共同参画の視点による避難所運営に対する助言に関すること。</li> </ol>

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">技 術 部</p> 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長  総括担当者 「公共土木班」 ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 施設管理課長 都市政策課長 都市整備課長 住宅政策課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長 下水建設課長 土木管理課長  「給水班」 ◎上下水道経営課長 ○水道工務課長 上下水道業務課長	「公共土木班」  道路課 公園緑地課 河川排水課 施設管理課 都市政策課 都市整備課 住宅政策課 ニュータウン創生課 建築指導課 下水建設課 土木管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路被害状況の確認に関する事。 (給水班と協働する。)</li> <li>2 避難の誘導に関する事。</li> <li>3 人命捜索及び救出救助に関する事。</li> <li>4 自衛隊、広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事。</li> <li>5 土木建築業者との連絡調整に関する事。</li> <li>6 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> <li>7 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。</li> <li>8 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関する事。</li> <li>9 水防に関する事。</li> <li>10 ポンプの維持、操作及び指揮、樋門等の開閉操作、スクリーンの巡視に関する事。</li> <li>11 水路の清掃に関する事。</li> <li>12 被災建築物応急危険度判定に関する事。</li> <li>13 被災宅地危険度判定に関する事。</li> <li>14 倒壊家屋対策に関する事。</li> <li>15 仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事。</li> <li>16 被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>17 応急仮設住宅に関する事。</li> <li>18 瓦礫等の処理に関する事。</li> <li>19 宅地相談、その他二次災害の防止に関する事。</li> <li>20 所管工事現場の災害防止に関する事。</li> <li>21 農業用施設の確認巡視及び応急対策に関する事。</li> <li>22 ため池の確認巡視及び応急対策に関する事。</li> <li>23 災害復興計画の企画立案に関する事。</li> <li>24 その他土木建築の技術面に関する事。</li> </ol>
	「給水班」  上下水道経営課 水道工務課 上下水道業務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路被害状況の確認に関する事。 (公共土木班と協働する。)</li> <li>2 送配水の応急措置に関する事。</li> <li>3 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 被災地の応急給水に関する事。</li> <li>5 緊急送配水工事に関する事。</li> <li>6 水道関係機関、団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>7 応急復旧用資機材の調達及び会計に関する事。</li> <li>8 広域給水応援の受入れ及び調整に関する事。</li> </ol>

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
		9 その他給水に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">消防公安部</div> 部長 ◎消防長 ○副消防長 ○消防署長  総括担当者 ◎消防救急課長 ○消防総務課長 予防課長 通信指令課長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長	消防救急課 消防総務課 予防課 通信指令課 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所	1 消火、救出、救助、救急に関する事。 2 避難の指示及び誘導に関する事。 3 災害情報の収集及び連絡に関する事。 4 地震情報等の収集及び連絡に関する事。 5 被害状況の把握及び記録集計に関する事。 6 消防活動状況の把握及び記録に関する事。 7 水防に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 広域消防応援の要請、受入れ及び調整に関する事。 10 消防団との連携に関する事。 11 自主防災組織に関する事。 12 その他消防に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">避難部</div> 部長 ◎教育部長 ○いきがい創生部長  総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 いきがい推進課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 いきがい推進課	1 避難所業務に関する事。 2 災害支援本部との連絡調整に関する事。 3 児童、生徒の安全対策に関する事。 4 被害状況に応じた避難所内の安全確保に関する事。 5 開設避難所における避難者数、必要物資等の把握に関する事。 6 教育施設の被害調査及び復旧に関する事。 7 応急教育の実施に関する事。 8 学用品等の給与に関する事。 9 社会教育施設の応急対策に関する事。 10 その他避難所及び文教対策に関する事。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">救護福祉部</div> 部長 ◎健康福祉部長 ○こども未来部長 ○市民生活部長  総括担当者 「救護班」	「救護班」  健康増進課 こども家庭支援課 保険医療年金課 保育課	1 救護所の開設、診療、助産に関する事。 2 医師会等医療関係機関との連絡及び調整に関する事。 3 医薬品、医療材料の調達及び供給に関する事。 4 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 5 被災者の保健医療及び保健相談に関する事。 6 伝染病の予防（防疫対策を除く。）に関する事。 7 開設避難所の保健師、看護師等の派遣に関する事。

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
◎健康増進課長 ○こども家庭支援課長 保険医療年金課長 保育課長  「要配慮者班」		(避難部と協働する。) 8 保育園等の園児の安全対策に関する事 9 保育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 10 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 11 その他保健医療に関する事
◎福祉政策課長 ○地域共生推進課長 介護・高齢福祉課長 障がい福祉課長 生活支援課長	「要配慮者班」  福祉政策課 地域共生推進課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課	1 要配慮者対策に関する事 2 福祉施設の被害調査、応急復旧に関する事 3 義援金の募集及び配分に関する事 4 災害弔慰金等に関する事 5 被災者生活再建支援金に関する事 6 福祉関係団体との連絡調整に関する事 7 その他被災者の福祉に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資供給部</div>  部長 ◎産業部長 ○いきがい創生部長  総括担当者 ◎企業活動支援課長 ○経済振興課長 農政課長 文化スポーツ振興課	企業活動支援課 経済振興課 農政課 文化スポーツ振興課	1 物的応援の要請に関する事 2 食糧及び生活必需品の調達、確保及び管理に関する事 3 食糧及び生活必需品の受入れ、仕分け、搬送及び供給に関する事 4 物資集配拠点に関する事 5 炊き出しに関する事 6 農業用水(新木津(高山制水門及び兵田堰以外)、上条、高貝、愛知用水)の確認巡視及び応急対策に関する事 7 その他物資の調達、供給に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">衛生部</div>  部長 ◎環境部長  総括担当者 ◎ごみ減量推進課長	ごみ減量推進課 環境政策課 環境保全課	1 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事 2 処理施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 3 仮設トイレの調達、設置、管理に関する事 4 防疫等衛生に関する事 5 ごみ等の収集・処理業者への協力要請、調整に関する事 6 広域応援の受入れ、調整に関する事

部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌
○環境政策課長 環境保全課長		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">会 計 部</div> 部 長 ◎会計管理者  総括担当者 ◎会計課長	会計課	1 義援金、見舞金の出納に関する事 2 災害応急関係経費の支払いに関する事 3 その他経費の支払いに関する事 4 電話による被害通報の受付に関する事。(市民窓口部の応援)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">施設配備</div>	配水管理事務所	1 送水及び配水場施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 送水及び配水場施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 3 非常用水源及び応急給水体制の確保に関する事。 4 主管課への被害状況報告（公共施設被害報告書の作成）に関する事。
	その他の施設	1 施設・設備の点検、被害状況の確認に関する事。 2 施設・設備被害の応急措置及び復旧活動に関する事。 3 主管課への被害状況報告（公共施設被害報告書の作成）に関する事。 4 防災拠点及び補完施設に指定された施設における防災備蓄倉庫内の資器材の点検確認に関する事。
	指定管理者	市の活動内容に準ずる。

## 資料7 地震・津波被害の予測及び減災効果

### 1 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

#### (1) 被害予測

##### ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

##### イ 調査結果の概要

#### (ア) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

##### a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

##### b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

#### (イ) 結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）

##### a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度6強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度7の非常に強い揺れが想定されるところもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。  
震度7：7市町、6強：21市町村、6弱：22市町村、5強：4市町

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波（30cm）が到達すると想定される。		
○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。		
○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる場所があると想定される。		
津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
10.2m	9分 ※津波高30cm	約26,500ha

<被害量の想定結果>

建物被害	揺れによる全壊	約47,000棟	生活への影響	避難者数 *4	避難所	約799,000人
	液状化による全壊	約16,000棟			避難所外	約748,000人
	津波・浸水による全壊	約8,400棟			合計	約1,547,000人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟		帰宅困難者数*5	約858,000～ 約930,000人	
	地震火災による焼失	約23,000棟		飲料水不足*6	約13,000トン	
	*1 合計	約94,000棟		食料不足*6	約214万食	
人的被害	建物倒壊等による死者	約2,400人	廃棄物	毛布不足	約45万枚	
	浸水・津波による死者	約3,900人		入院対応不足数	約6,300人	
	急傾斜地崩壊等による死者	約50人		外来対応不足数	約5,100人	
	地震火災による死者	約90人		災害廃棄物（がれき）	約13,374,000トン	
*2 死者数合計	約6,400人		津波堆積物	約6,465,000トン		
ライフライン被害	上水道（断水人口）	約7,021,000人	経済被害	合計	約19,839,000トン	
	下水道（機能支障人口）*3	約3,207,000人		直接的経済被害（復旧に要する費用）	約13.86兆円	
	電力（停電軒数）	約3,757,000軒		間接的経済被害（生産額の低下）	約3.00兆円	
	固定電話（不通回線数）	約1,205,000回線				
	携帯電話（停波基地局率）*3	約81%				
	都市ガス（復旧対象戸数）	約169,000戸				
	LPGガス（機能支障世帯）	約162,000世帯				

\*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

\*3 発災1日後の想定 \*4 発災1週間後の想定 \*5 平日12時 \*6 1～3日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

○ 平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。
○ 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
○ 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。 陸側ケース 震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村 東側ケース 震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

<浸水・津波>

○ 渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波（津波高30cm）が到達すると想定される。
○ 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
○ 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。
○ 津波ケース①の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース⑦の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水想定域（浸水深1cm以上）
①	21m	7分 ※津波高30cm	約37,000ha
⑦	9.3m	6分 ※津波高30cm	約35,000ha

<被害量の想定結果>

建物被害	揺れによる全壊	約242,000棟	人的被害 *2	建物倒壊等による死者	約14,000人
	液状化による全壊	約16,000棟		浸水・津波による死者	約13,000人
	津波・浸水による全壊	約22,000棟		急傾斜地崩壊等による死者	約70人
	急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟		地震火災による死者	約2,400人
	地震火災による焼失	約101,000棟		死者数合計	約29,000人
*1	合計	約382,000棟			

\*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方18時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース⑦）

\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合（地震：陸側ケース、津波ケース①）

(ウ) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月 県環境部）

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

<被害量の想定結果>

廃棄物	災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン
	津波堆積物	約6,465,000トン
	合計	約27,090,000トン

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

- 建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

イ 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される
- 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

(ア) 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

\* 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
津波からの逃げ遅れ	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

\*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

\*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項 目	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約 2 割減）

資料：愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画）（令和元年 6 月修正）

資料8 春日井市の被害量等

1 最大震度

モデル	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
最大震度	6弱	
備考		陸側ケース・東側ケース

2 被害量

項目		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル		過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		県全体で最大被害	陸側ケース	東側ケース	市町村別で最大	陸側ケース
全壊・ 焼失棟 数(夕 方18時 発災)	揺れ	約70	約300	約30	約70	約300
	液状化	約10	約20	約10	約10	約20
	浸水・津波	*	*	*	*	*
	急傾斜地崩壊等	*	*	*	*	*
	火災	約200	約500	約100	約200	約500
	合計	約300	約800	約200	約300	約800
死者数 (早期 避難率 低の場 合)	季節・時間帯	冬深夜5時発災			冬夕方18時	
	建物倒壊	*	約10	*	*	約10
	うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物	*	*	*	*	*
	浸水・津波	*	*	*	*	*
	うち自力脱出 困難	*	*	*	*	*
	うち逃げ遅れ	*	*	*	*	*
	急傾斜地等	*	*	*	*	*
	火災	*	*	*	約10	約20
	ブロック塀・自動販 売機の転倒、屋外落 下物	*	*	*	*	*
	合計	*	約10	*	約10	約30

\*:被害わずか 想定条件:風速5m/s

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

- ①5未満→「\*」、 ②5以上100未満 → 「一の位を四捨五入」、 ③100以上1万未満 → 「十の位を四捨五入」、  
④1万以上 → 「百の位を四捨五入」

資料 9

1 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、市や県、国及び企業等が防災対応をとりやすくするため、気象庁から、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

情報の受け手が防災対応をイメージし適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

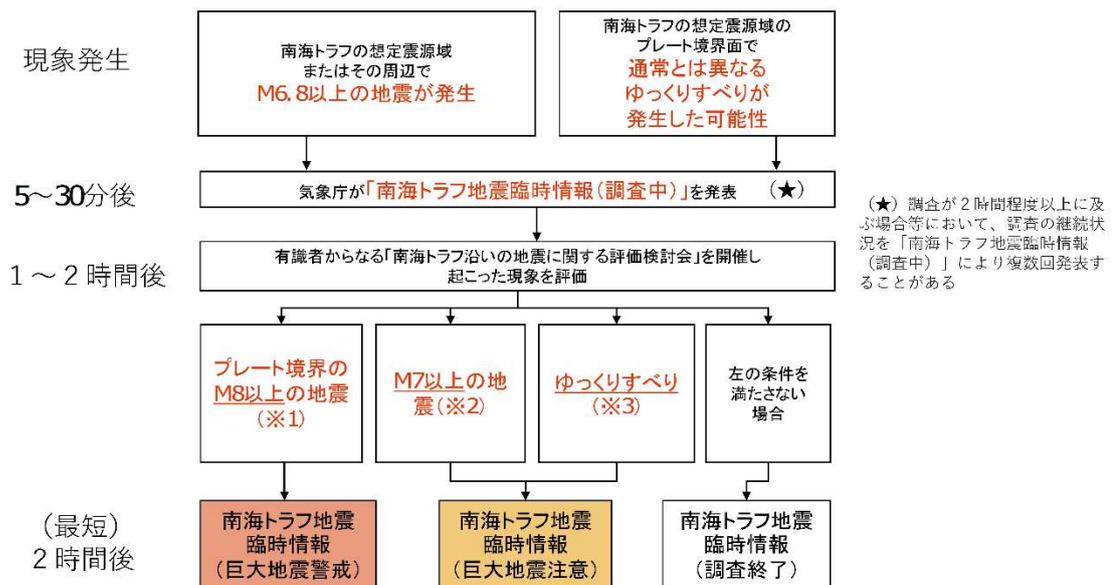
「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 監視領域内 <sup>*1</sup> でマグニチュード 6.8 以上 <sup>*2</sup> の地震 <sup>*3</sup> が発生 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>*4</sup> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1 監視領域内 <sup>*1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>*4</sup> 7.0 以上の地震 <sup>*3</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

		2 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災  
対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）  
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）  
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

---

春日井市地域防災計画

---

昭和46年4月25日初版発行

平成27年10月15日修正

昭和60年1月1日改版発行

平成28年10月24日修正

平成11年3月1日改版発行

平成29年10月19日修正

平成11年7月23日修正

平成30年10月15日修正

平成12年7月21日修正

令和元年10月15日修正

平成13年7月16日修正

令和2年10月13日修正

平成14年7月22日修正

令和3年10月13日修正

平成15年7月30日修正

令和4年10月18日修正

平成16年7月30日修正

令和5年10月17日修正

平成17年7月29日修正

令和6年10月16日修正

平成18年7月28日修正

令和7年10月15日修正

平成19年7月27日修正

平成20年7月25日修正

平成21年7月28日修正

平成22年7月28日修正

平成23年7月29日修正

平成24年10月18日修正

平成25年10月17日修正

平成26年10月16日修正